

第1期

# 加東市こども計画

計画期間 令和7年度～令和11年度

すべてのこどもがしあわせを実感できるまち  
かとう  
子育て子育てをみんなで支えあうまちに～

令和7年3月  
加東市



## はじめに



近年、急速な少子高齢化・核家族化の進展を背景に、子どもや若者を取り巻く環境が変化する中、一人ひとりが自分らしく幸せに暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

こうした社会を目指して、国では、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、同法のこども政策の立案・実施を担う行政機関として「こども家庭庁」を発足させるとともに、同年12月には今後5年間のこども政策の基本的な方針・重要事項を定めた「こども大綱」を決定しました。

本市では、平成27年3月に「加東市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期加東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、継続的に子育て環境の充実を図るための取組を推進してまいりました。また、市の最上位計画である「第2次加東市総合計画後期基本計画」の重点戦略の1番目として「県内No.1の子育て・教育環境づくりで親子の夢を叶える」を目標に掲げ、子育て世代に向けた取組を更に充実し、「結婚するなら加東市で」だけでなく、「子育てするなら加東市で」と思っていただけのまちづくりを展開してきました。

この度、「第2期加東市子ども・子育て支援事業計画」の改定に合わせて、第3期加東市子ども・子育て支援事業計画等を包含し、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第1期加東市こども計画」を策定いたしました。基本理念を「すべてのこどもがしあわせを実感できるまち かつとう」と位置づけ、切れ目のない支援を継続するとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者・子育て当事者への支援施策を更に総合的かつ計画的に推進し、今後も全力で取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました加東市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、多くの市民の皆さま、関係機関、事業所等の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

加東市長 **岩根 正**

# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 SDGsとの関連	3
6 計画の策定体制	4
(1) 加東市子ども・子育て会議の開催	4
(2) アンケート調査の実施	4
(3) パブリックコメントの実施	4
第2章 加東市のこどもに関する現状と課題	5
1 こどもを取り巻く現状	5
(1) 人口の状況	5
(2) こどもや家庭の状況	6
(3) 婚姻の状況	9
2 子育て家庭を取り巻く現状	10
(1) 就労の状況	10
(2) 子ども・子育て支援事業の利用状況	10
3 アンケート調査結果からみる現状と課題	14
(1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査	14
(2) 子ども・子育てに関するアンケート調査	26
4 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画の総括	39
(1) 第2期計画の総括評価	39
(2) 施策の取組・方向性	40
5 こども計画策定に向けた課題・方向性	42
(1) ライフステージに共通した取組	42
(2) ライフステージ別の取組	43
(3) 子育て当事者への支援の取組	44
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本的な視点	46
3 基本目標	47
4 施策体系	48

第4章 施策の展開	49
基本目標1 こども・若者が自分らしく暮らせるまちづくり	49
基本施策(1) こどもの「生きる力」の育成	50
基本施策(2) 次代の親の育成	53
基本施策(3) こどもの貧困対策	53
基本施策(4) こども・若者に魅力あるまちづくり	56
基本目標2 すべてのこどもが健やかに育つ環境づくり	58
基本施策(1) こどもの健康づくり	59
基本施策(2) 親と子の健康づくり	60
基本施策(3) こどもの健全育成	61
基本目標3 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり	64
基本施策(1) 子育て支援の質と量の確保	65
基本施策(2) 子育てと仕事が両立できる環境整備の推進	69
基本施策(3) 家庭の状況に応じた子育て家庭への支援	71
基本目標4 みんなで子育てを支えるまちづくり	75
基本施策(1) 支援を必要とするこどもへのきめ細やかな対応	76
基本施策(2) 地域の子育て環境の充実	79
基本施策(3) 安全・安心な環境づくり	81
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	85
1 教育・保育事業等の提供区域	86
2 児童人口の推計	87
(1) 就学前児童の人口推計	87
(2) 就学児童の人口推計	87
3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出	88
(1) 子どものための教育・保育給付	88
(2) 保育の必要性の認定	88
(3) 量の見込みの算出手順	89
(4) 家庭類型(現在・潜在)別児童数の推計	90
4 教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策	91
(1) 幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)	91
(2) 保育所及び認定こども園(保育所部分)	92
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策	93
(1) 地域子育て支援拠点事業	93
(2) 利用者支援事業	93
(3) 一時預かり事業	94
(4) 病児・病後児保育事業	95

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	95
(6) 延長保育事業	96
(7) 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）	96
(8) 妊婦健康診査事業	97
(9) 乳児家庭全戸訪問事業	97
(10) 養育支援訪問事業	98
(11) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業）	98
(12) 子育て世帯訪問支援事業	99
(13) 児童育成支援拠点事業	99
(14) 親子関係形成支援事業	100
(15) 産後ケア事業	100
(16) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	101
(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	101
6 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	102
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	102
第6章 計画の推進に向けて	103
1 計画の推進体制	103
2 計画の公表及び周知	103
3 計画の評価と進行管理	103
資料編	104
1 子ども・子育て会議条例	104
2 子ども・子育て会議委員名簿	105
3 策定の経緯	106
4 部署別取組一覧	107

# 第1章

## 計画策定にあたって

第1期加東市子ども計画

### 1 計画の趣旨

国では、令和5年4月1日、子どもに関する行政の担当を一本化し、社会全体で子どもを育てることを目的に、内閣府の外局として「子ども家庭庁」を設置し、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「子ども基本法」が施行されました。また、同年6月には、少子化対策強化の一環として、若い世代の所得向上に向けた取組やすべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充などを盛り込んだ「子ども未来戦略方針」が閣議決定されました。

子ども基本法第10条第2項において、「市町村は、子ども大綱（都道府県子ども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県子ども計画）を勘案して、当該市町村における子ども施策についての計画（以下「市町村子ども計画」という。）を定めるよう努めるものとする」とされています。また、同条第5項において、「市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画、その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる」とされています。

このことを受け、加東市子ども・子育て会議において審議等を重ねてきた結果、加東市（以下「本市」という。）では、「第2期加東市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）の改定に合わせて、第3期加東市子ども・子育て支援事業計画等を包含し、子ども・子育て施策を一体化した計画として「第1期加東市子ども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

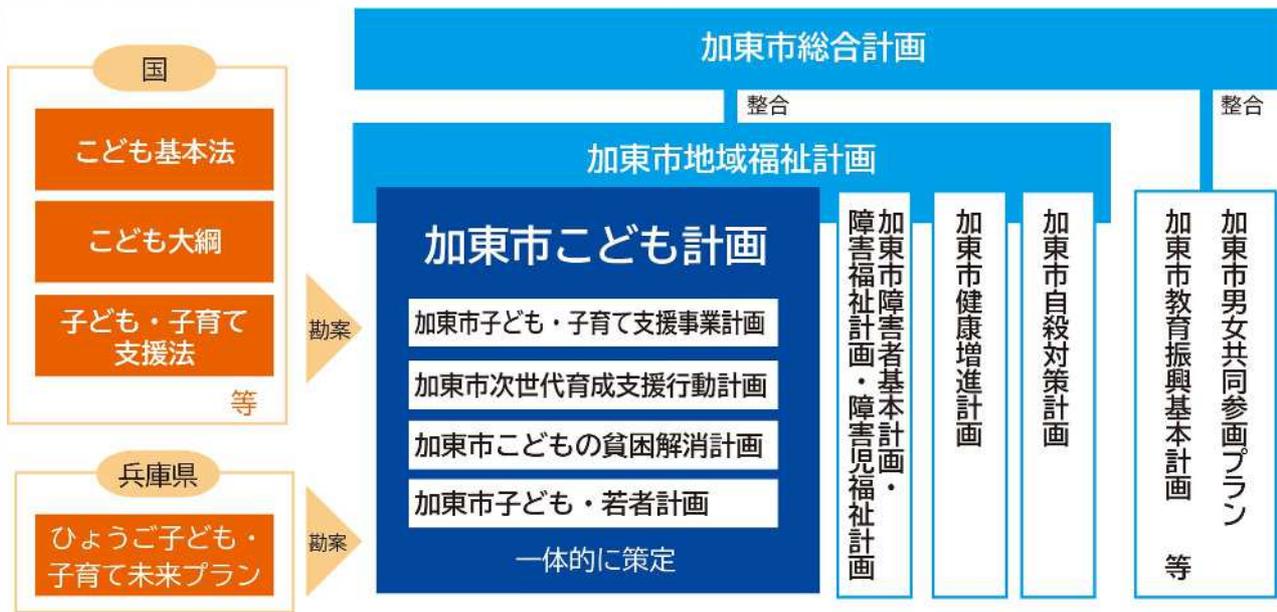
### 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第60条の規定による基本指針、次世代育成支援対策推進法第7条の規定による行動計画策定指針、子ども基本法第9条の規定による子ども大綱及び子ども基本法第10条の規定による都道府県子ども計画等を勘案しながら、以下の①～⑤の計画を一体的に策定します。

- ① 子ども計画（子ども基本法第10条）
- ② 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ③ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ④ 子どもの貧困解消計画（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）
- ⑤ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）

また、本市の市政運営の柱となる「加東市総合計画」を最上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す「加東市地域福祉計画」のもと、分野ごとに策定された関連計画等との整合性を図りながら、関連施策を推進していきます。

■ 本計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間を計画期間とします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
加東市子ども・子育て支援事業計画		第1期 (H27～R1) 加東市子ども・子育て支援事業計画 加東市次世代育成支援行動計画	第2期 (令和2年度～令和6年度)				第1期加東市子ども計画 (令和7年度～令和11年度) 加東市子ども・子育て支援事業計画 加東市次世代育成支援行動計画 加東市子どもの貧困解消計画 加東市子ども・若者計画					
加東市子ども計画												

「加東市子ども計画」は、加東市子ども・子育て支援事業計画（「次世代育成支援行動計画」を含む）のほか、「子どもの貧困解消計画」「子ども・若者計画」を包含しています。

### 4 計画の対象

本計画の対象は、すべての子ども・若者及び子育て当事者とするほか、子ども・若者・子育て当事者に関わる人・地域・団体等も対象とします。

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、新生児期から思春期の各段階を経て大人になるまでに必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

そのため、本計画において、「こども」を18歳未満、「若者」を18歳以上30歳未満としますが、必ずしも30歳を上限として年齢を制限するものではありません。

## 5 SDGsとの関連

SDGs※1は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という考えは、本計画の目指すべき姿と一致するものです。

本計画に掲げる各施策を推進するにあたっては、SDGsの17の目標のうち、特に関連が深い「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「12 つくる責任 つかう責任」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を意識し、地域や関係団体等と連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会を目指します。



目標	内容
	<b>1 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	<b>3 すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	<b>4 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)を行う

目標	内容
	<b>10 人や国の不平等をなくそう</b> 国内及び各国間の不平等を是正する
	<b>12 つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する
	<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※1 SDGsとは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略で、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

※2 ジェンダーとは、男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女児と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係を意味している。

## 6 計画の策定体制

### (1) 加東市子ども・子育て会議の開催

幅広い知見をもとに本計画の総合的な検討を進めるため、学識経験者や児童福祉・教育関係者、子育て当事者、公募市民等からなる「加東市子ども・子育て会議」を開催し、計画関連事項について審議を行い、その結果を計画に反映しました。

### (2) アンケート調査の実施

こども基本法第11条の趣旨に鑑み、こども施策の対象となるこどもや子育て当事者等から意見を聴取し、今後の施策に反映させるため、保護者及び児童生徒に子ども・子育てに関する現状や考え方や毎日の過ごし方などの必要な情報を得ることを目的としたアンケート調査を令和6年1月に実施しました。

また、就学前児童の保護者や就学児童の保護者に対して、本市の現状や今後の子ども・子育て支援における課題の整理を目的としたアンケート調査を令和6年3月に実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く市民から意見を募るため、令和6年12月26日から令和7年1月24日までの間、パブリックコメント<sup>※3</sup>を実施しました。また、令和7年1月6日から令和7年1月31日までの間、こども向けリーフレットを市ホームページで公開し、こども・若者からも意見を募集しました。



<sup>※3</sup> パブリックコメントとは、行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続きのこと。

# 第2章

## 加東市のこどもに関する現状と課題

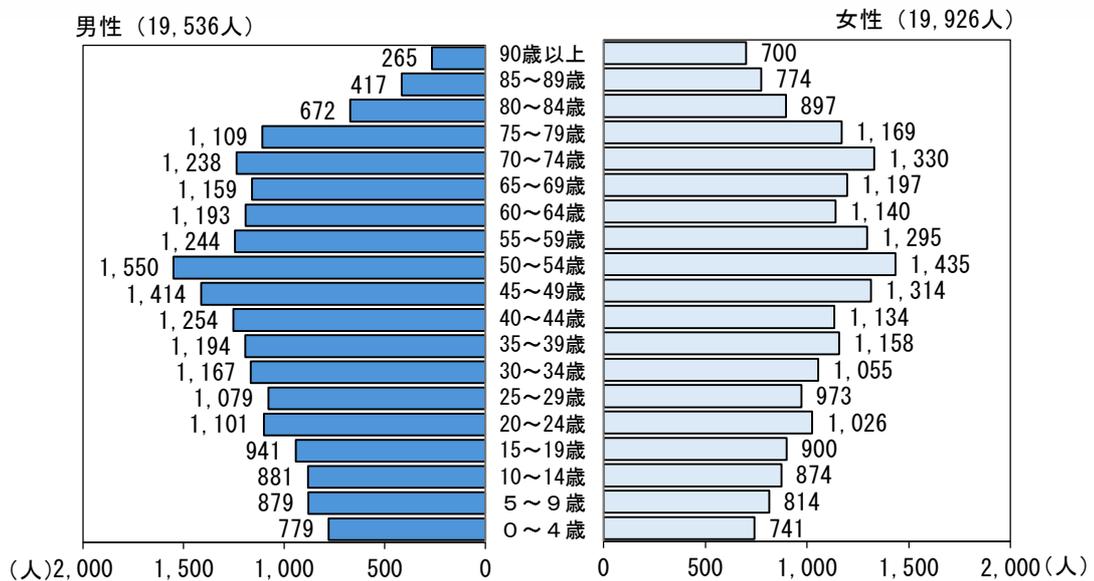
第1期加東市こども計画

### 1 こどもを取り巻く現状

#### (1) 人口の状況

##### ① 人口構造

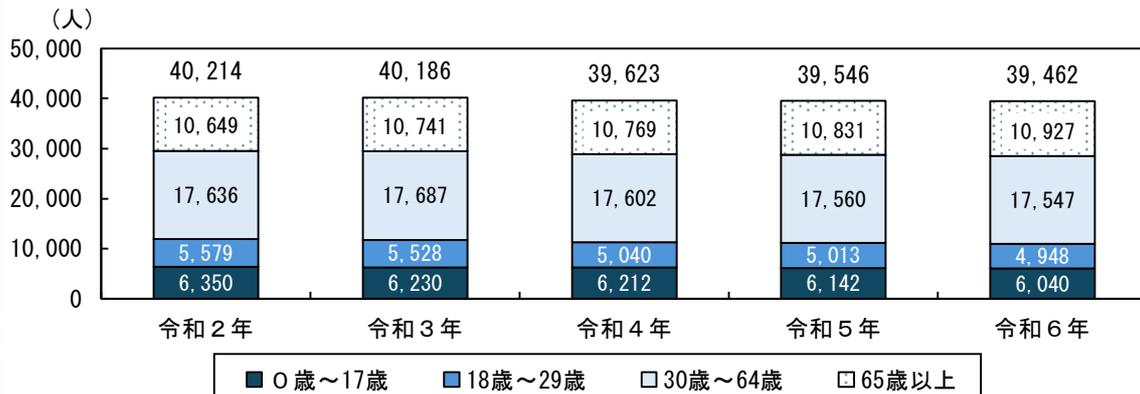
本市の男女別年齢5歳階級別人口は、男女ともに50歳～54歳が最も多くなっています。



加東市資料（令和6年4月1日時点）

##### ② 人口の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、令和6年4月1日時点で39,462人となっています。

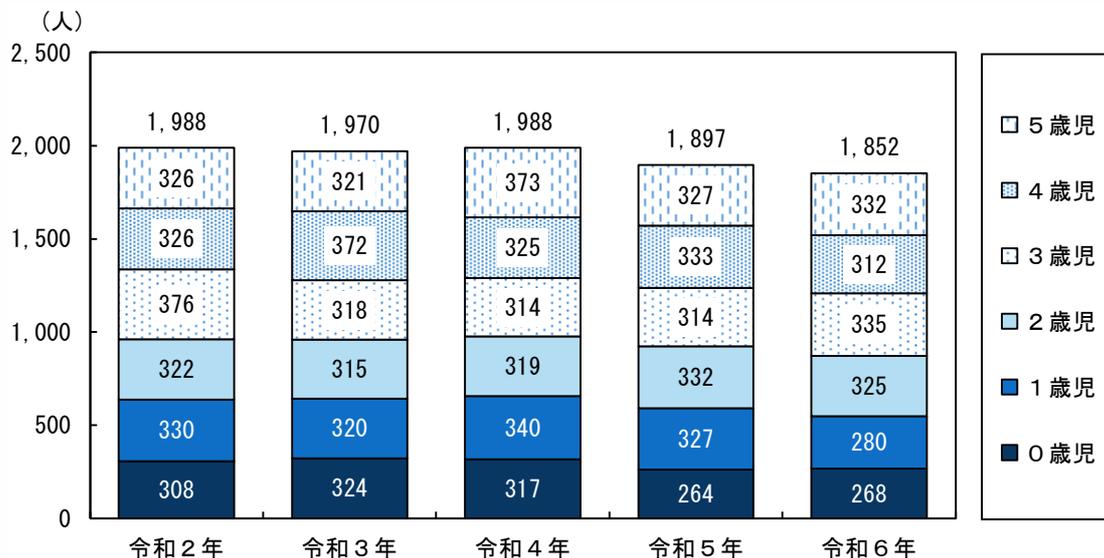


加東市資料（各年4月1日時点）

## (2) こどもや家庭の状況

### ① 就学前児童人口の推移

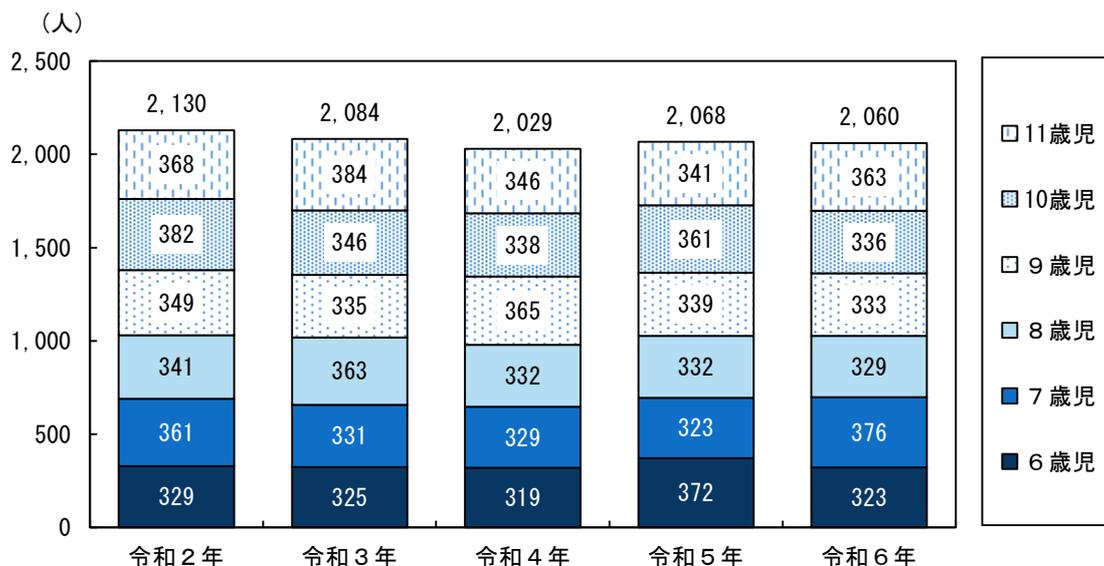
就学前児童人口の推移をみると、令和4年以降は減少傾向となっており、令和6年4月1日時点で1,852人となっています。



加東市資料（各年4月1日時点）

### ② 就学児童人口の推移

就学児童人口の推移をみると、増減を繰り返しており、令和6年4月1日時点で2,060人となっています。



加東市資料（各年4月1日時点）

### ③ 子育て世帯の推移

本市の一般世帯<sup>※4</sup>数は増加傾向で推移していますが、一方でこどものいる世帯は減少傾向となっており、令和2年で「6歳未満のこどものいる世帯」が1,432世帯（8.4%）、「18歳未満のこどものいる世帯」が3,494世帯（20.5%）となっています。

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	世帯数	12,992世帯	14,103世帯	15,048世帯	17,032世帯
	6歳未満のこどものいる世帯	世帯数	1,885世帯	1,631世帯	1,555世帯
	構成比	14.5%	11.6%	10.3%	8.4%
18歳未満のこどものいる世帯	世帯数	4,217世帯	3,921世帯	3,750世帯	3,494世帯
	構成比	32.5%	27.8%	24.9%	20.5%

資料：総務省「国勢調査」

### ④ ひとり親世帯の推移

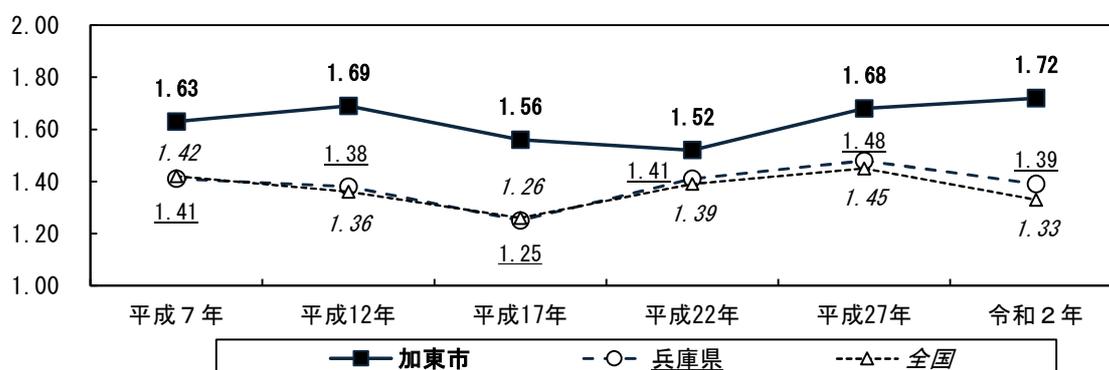
18歳未満のこどもがいるひとり親世帯の推移をみると、父親とこどもからなる世帯は30世帯前後で推移しており、母親とこどもからなる世帯は増加傾向にありましたが、令和2年には減少に転じています。

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
父親とこどもからなる世帯	33世帯	26世帯	28世帯	29世帯
母親とこどもからなる世帯	230世帯	243世帯	274世帯	226世帯

資料：総務省「国勢調査」

### ⑤ 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率<sup>※5</sup>は、平成12年以降減少傾向にありましたが、平成27年から増加傾向で推移しており、兵庫県や全国と比較しても高い傾向にあります。



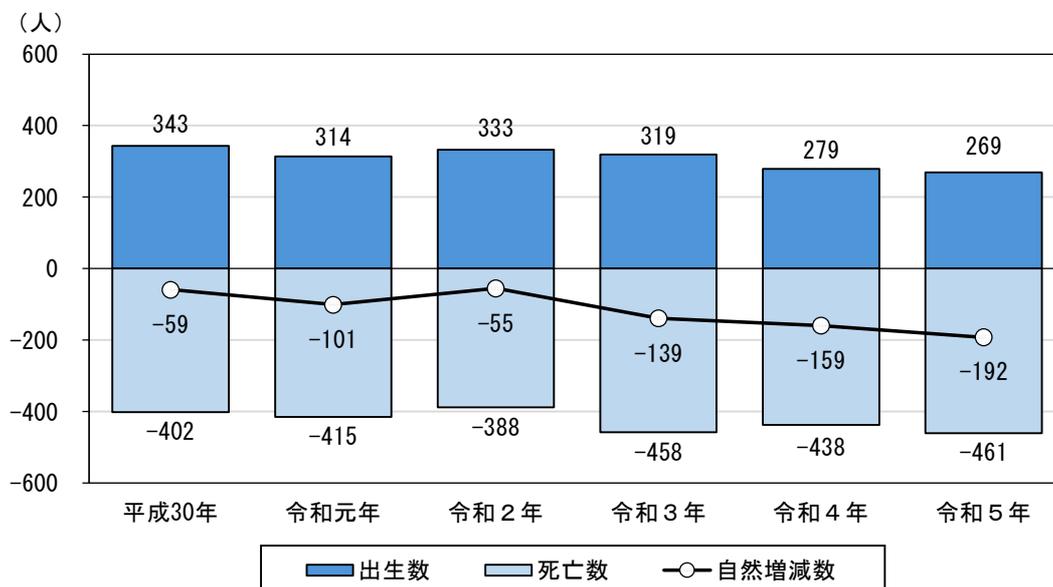
資料：厚生労働省「人口動態統計」

※4 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構成して住んでいる単身者のこと（施設等の世帯は含まない）。

※5 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が一生の間に産むこどもの平均数を示したものである。

## ⑥ 出生数と死亡数の推移

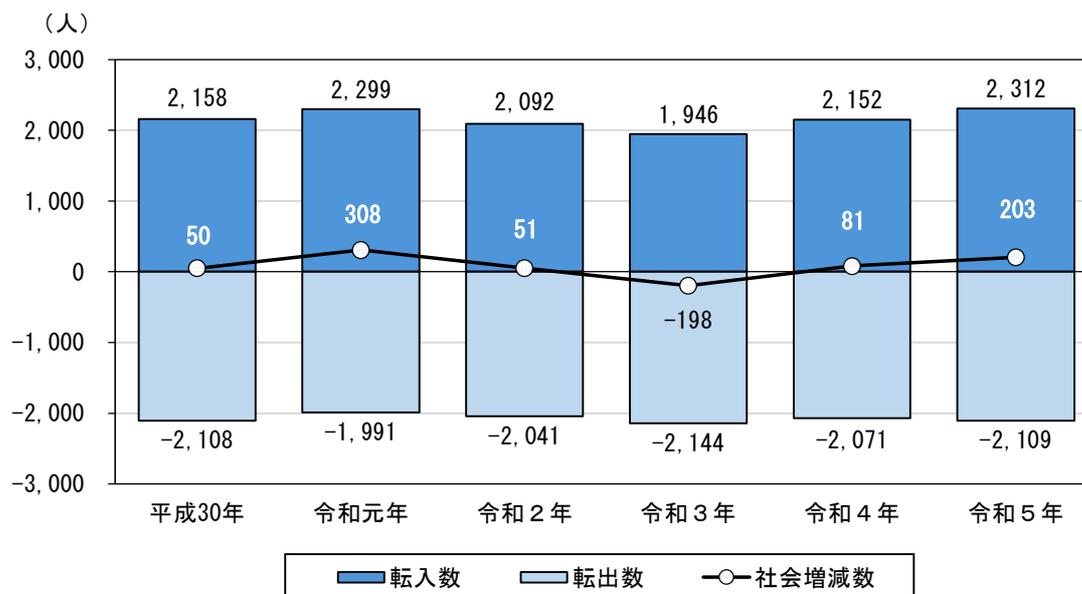
死亡数が出生数を上回る「自然減」の状態が続いており、令和5年では「出生数」が269人、「死亡数」が461人となっています。



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

## ⑦ 転入数と転出数の推移

転入数が転出数を上回る「社会増」の状態が概ね続いており、令和5年では「転入数」が2,312人、「転出数」が2,109人となっています。



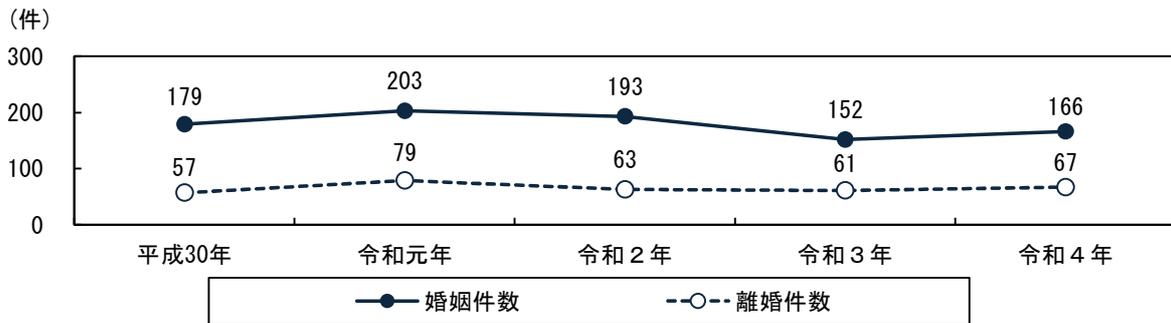
資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

### (3) 婚姻の状況

#### ① 婚姻件数と離婚件数の推移

本市の婚姻件数は年によって増減がみられますが、年 150～210 件程度で推移しており、令和 4 年では 166 件となっています。

また、離婚件数についても増減があり、年 50～80 件程度で推移しており、令和 4 年では 67 件となっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

#### ② 未婚率の推移

本市の未婚率は概ね上昇傾向にあり、令和 2 年では男性の初婚年齢平均値を含む 30～34 歳の未婚率は 47.2%、女性の初婚年齢平均値を含む 25～29 歳の未婚率は 54.1%となっています。

(単位：%)

	15～19 歳		20～24 歳		25～29 歳		30～34 歳		35～39 歳	
	男性	女性								
平成 17 年	99.5	99.5	88.7	84.3	63.9	49.6	39.7	23.2	24.0	14.1
平成 22 年	99.6	99.2	92.2	88.1	67.6	54.5	47.3	27.9	33.2	17.2
平成 27 年	99.8	99.1	92.4	90.0	71.2	57.8	42.5	29.7	33.9	21.8
令和 2 年	99.8	99.6	91.7	89.6	69.1	54.1	47.2	33.3	35.2	19.6

資料：総務省「国勢調査」

#### ③ 生涯未婚率の推移

本市の生涯未婚率<sup>※6</sup>をみると、平成 17 年では男性 12.3%、女性 4.4%であったのが、直近の令和 2 年には、男性 24.6%、女性 12.9%と増加しています。

(単位：%)

	45～49 歳		50～54 歳		生涯未婚率	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成 17 年	14.7	5.4	9.9	3.5	12.3	4.4
平成 22 年	19.4	8.0	14.6	4.6	17.0	6.3
平成 27 年	21.1	12.1	18.6	6.9	19.8	9.5
令和 2 年	26.8	13.9	22.4	11.9	24.6	12.9

資料：総務省「国勢調査」

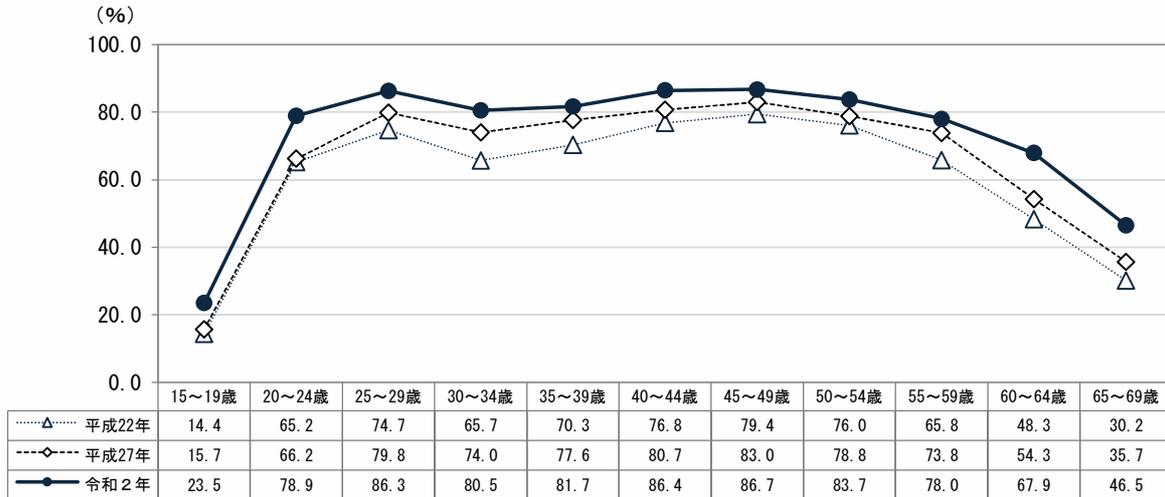
※6 生涯未婚率とは、50 歳時の未婚率（結婚したことがない人の割合）として、「45 歳～49 歳」と「50～54 歳」の未婚率の平均値から算出したもの。

## 2 子育て家庭を取り巻く現状

### (1) 就労の状況

#### ① 女性の労働力率の推移

女性の年齢別労働力率は、30～34歳が低くなるM字カーブを描いていますが、M字の谷は年々底上げされてきており、過去の労働力率を概ね上回って推移しています。



資料：総務省「国勢調査」

### (2) 子ども・子育て支援事業の利用状況

#### ① 就学前の教育・保育施設の利用状況

本市の就学前児童の教育・保育サービスに関する施設については、幼稚園や保育所の認定こども園への移行が進み、令和6年4月1日現在、認定こども園12か所、保育所2か所、新制度に移行しない幼稚園<sup>※7</sup>1か所、認可外保育施設<sup>※8</sup>3か所、企業主導型保育施設<sup>※9</sup>1か所となっています。

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園	11	11	12	12	12
保育所	3	3	2	2	2
幼稚園	—	—	—	—	—
新制度に移行しない幼稚園	1	1	1	1	1
認可外保育施設	3	3	3	3	3
企業主導型保育施設	1	1	1	1	1

加東市資料（各年4月1日時点）

※7 新制度に移行しない幼稚園とは、子ども・子育て支援制度に移行せず、従前の制度で運営を続ける幼稚園のこと。

※8 認可外保育施設とは、認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業以外の保育を行うことを目的とする施設の総称のこと。

※9 企業主導型保育施設とは、企業が従業員や地域の子どもの預かる保育施設のこと。

保育を必要とする2号認定・3号認定の定員はこの4年間で11名分の増加を図ってきましたが、定員を上回る入園状況が続いており、保育需要は高い基準を保っています。

一方で、保育を必要としない1号認定の利用人数は減少傾向で推移しており、定員充足していない状況が続いています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定子ども (保育不要)	定員	314人	328人	324人	324人	324人
	利用人数	214人	217人	215人	185人	179人
	定員比率	68.2%	66.2%	66.4%	57.1%	55.2%
2・3号認定子ども (保育必要)	定員	1,136人	1,142人	1,147人	1,147人	1,147人
	利用人数	1,142人	1,197人	1,229人	1,208人	1,191人
	定員比率	100.5%	104.8%	107.1%	105.3%	103.8%

加東市資料（各年4月1日時点）

## ② 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の利用状況

本市の放課後児童健全育成事業（アフタースクール）<sup>※10</sup>は、市内のすべての小学校及び義務教育学校（前期課程）（8か所）で実施しており、令和6年4月1日現在、低学年は利用者数391人・利用率42.3%、高学年は利用者数100人・利用率11.1%となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在校 児童数	低学年（1～3年生）	903人	908人	878人	922人	925人
	高学年（4～6年生）	962人	913人	906人	905人	903人
利用者数	低学年（1～3年生）	315人	394人	370人	404人	391人
	高学年（4～6年生）	56人	72人	72人	93人	100人
利用率	低学年（1～3年生）	34.9%	43.4%	42.1%	43.8%	42.3%
	高学年（4～6年生）	5.8%	7.9%	7.9%	10.3%	11.1%

加東市資料（各年4月1日時点）

※10 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）とは、保護者の就労等の事由により、放課後等に保育を受けられない児童に対し、遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業のこと。

### ③ 病児・病後児保育事業の利用状況

本市の病児・病後児保育事業<sup>※11</sup>は、病児対応型1か所（総定員4人）で実施しています。令和2年度の利用者数は新型コロナウイルス感染症<sup>※12</sup>の影響により大きく減少（令和元年度利用者数 226人）しましたが、令和3年度以降は徐々に利用者数が増加し、令和5年度では232人（実利用者133人、月あたりの平均利用回数1.73回）となっています。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	48	108	194	232

加東市資料（各年度3月末時点）

### ④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用状況

本市の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）<sup>※13</sup>は、令和5年度末現在、依頼会員202人、協力会員86人、依頼・協力会員42人が登録していますが、延べ利用者数は168人で、実際に依頼した人（依頼会員）は23人、実際に協力した人（協力会員）は10人と、実際の利用者数は少ない状況にあります。

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	331	329	332	330
依頼会員	202	200	205	202
協力会員	76	84	83	86
依頼・協力会員	53	45	44	42

加東市資料（各年度3月末時点）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実際に依頼した人（依頼会員）	21	25	23	23
実際に協力した人（協力会員）	14	11	10	10

加東市資料（各年度3月末時点）

※11 病児・病後児保育事業とは、病気や病気回復期の概ね生後6か月から6年生までの児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できないときに、こどもを一時的に預かり、保護者に代わって看護師・保育士などが看護・保育する事業のこと。

※12 新型コロナウイルス感染症とは、令和元年12月に中国で確認されて以降、令和4年まで世界的流行（パンデミック）をもたらした気道感染症のこと。

※13 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）とは、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、ファミリー・サポート・センター（アドバイザー）が仲介して、会員同士がお互いに支えあいながら、育児の相互援助活動を地域において行う事業のこと。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	151	150	189	168
0歳児	5	12	3	10
1歳児	12	9	31	41
2歳児	14	21	21	30
3歳児	35	29	4	14
4歳児	3	15	19	0
5歳児	7	28	5	22
6歳児	35	0	0	38
小学校・義務教育学校(前期課程) 1年生	30	7	89	0
小学校・義務教育学校(前期課程) 2年生	0	18	14	12
小学校・義務教育学校(前期課程) 3年生	0	0	0	1
小学校・義務教育学校(前期課程) 4年生	10	11	3	0
小学校・義務教育学校(前期課程) 5年生	0	0	0	0
小学校・義務教育学校(前期課程) 6年生	0	0	0	0

加東市資料(各年度3月末時点)

### 3 アンケート調査結果からみる現状と課題

#### (1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

子育て中の親やこどもの生活実態・意見・要望などを把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童のいる世帯及び就学児童のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象者	市内在住の就学前児童の保護者、市内在住の就学児童の保護者
調査期間	令和6年3月8日～令和6年3月29日
調査方法	郵送による配布、郵送及びインターネットによる回答

調査対象者	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,200件	475件（郵送：350件、Web <sup>※14</sup> ：125件）	39.6%
就学児童の保護者	800件	325件（郵送：227件、Web：98件）	40.6%

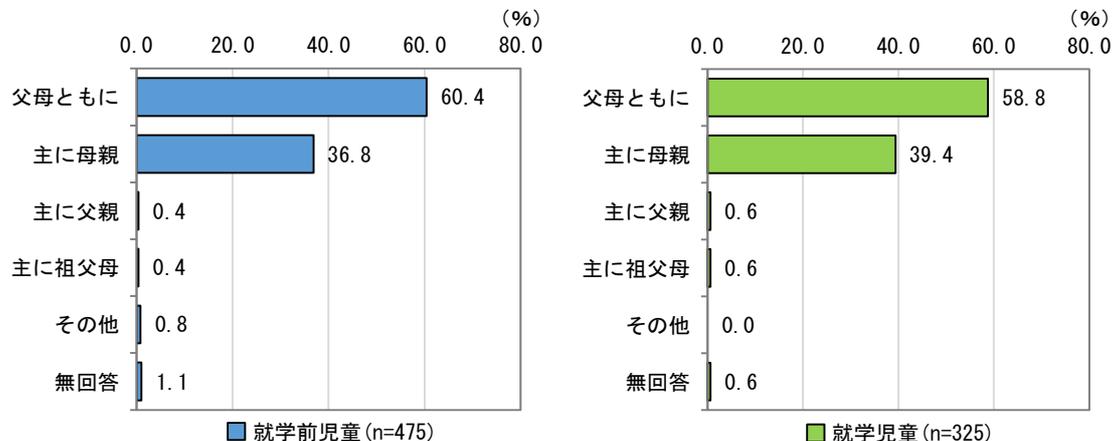
#### 電算処理上の注意点

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方をしているため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、不明なものや無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

※14 Webとは、インターネット上で文字や画像、動画などの閲覧を可能にするシステムのこと。

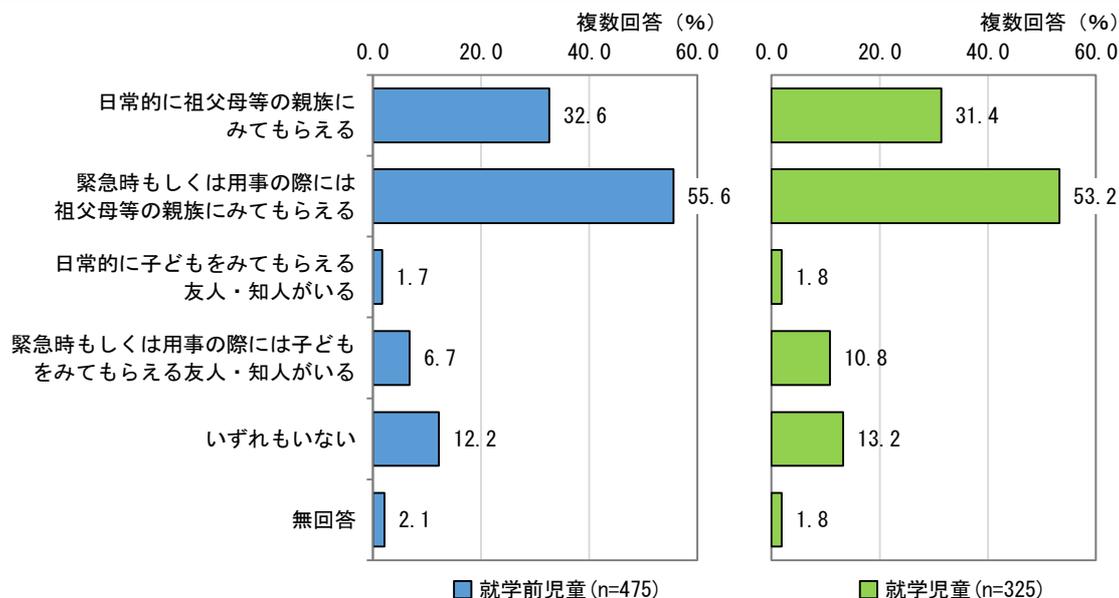
## ① 子育てを主に行っている人【就学前児童・就学児童】

子育て（教育を含む）を主に行っている人について保護者に聞いたところ、就学前児童では「父母ともに」が60.4%で最も高く、次いで「主に母親」が36.8%となっており、就学児童では「父母ともに」が58.8%で最も高く、次いで「主に母親」が39.4%となっています。



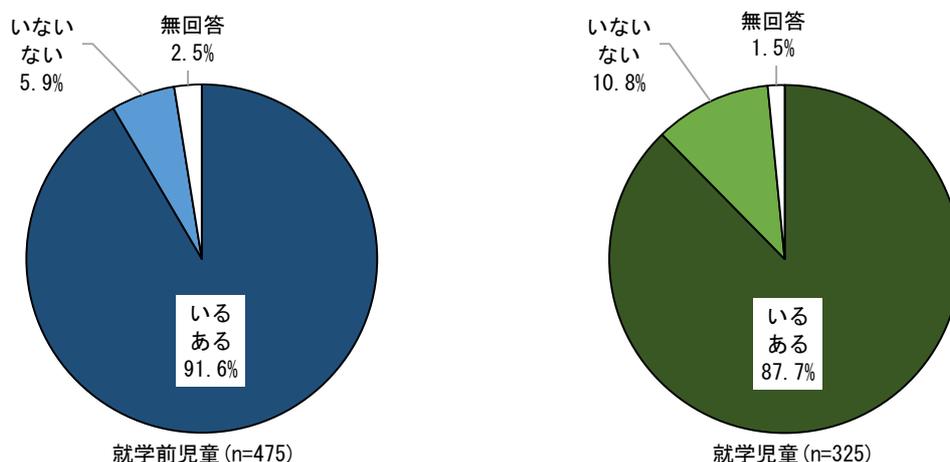
## ② こどもをみてもらえる親族・知人【就学前児童・就学児童】

こどもをみてもらえる親族・知人はいるかについて保護者に聞いたところ、就学前児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.6%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が32.6%、「いずれもない」が12.2%となっており、就学児童では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が53.2%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が31.4%、「いずれもない」が13.2%となっています。



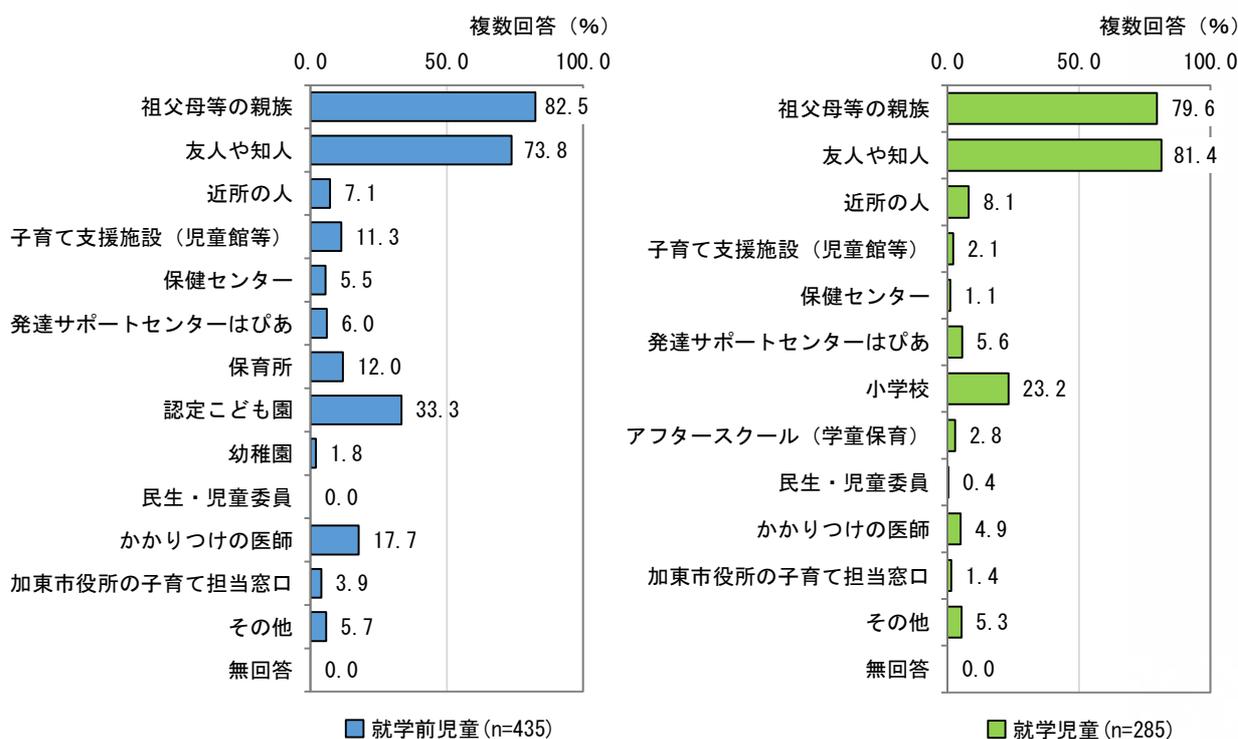
### ③ 子育てに関して気軽に相談できる人・場所【就学前児童・就学児童】

子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人（場所）はいる（ある）かについて保護者に聞いたところ、就学前児童では「いる/ある」が91.6%、「いない/ない」が5.9%となっており、就学児童では「いる/ある」が87.7%、「いない/ない」が10.8%となっています。



### ④ 子育てに関する相談相手・相談先【就学前児童・就学児童】

子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人（場所）がいる（ある）と回答された方に対して、具体的な相談先について聞いたところ、就学前児童では「祖父母等の親族」が82.5%で最も高く、次いで「友人や知人」が73.8%、「認定こども園」が33.3%となっており、就学児童では「友人や知人」が81.4%で最も高く、次いで「祖父母等の親族」が79.6%、「小学校」が23.2%となっています。

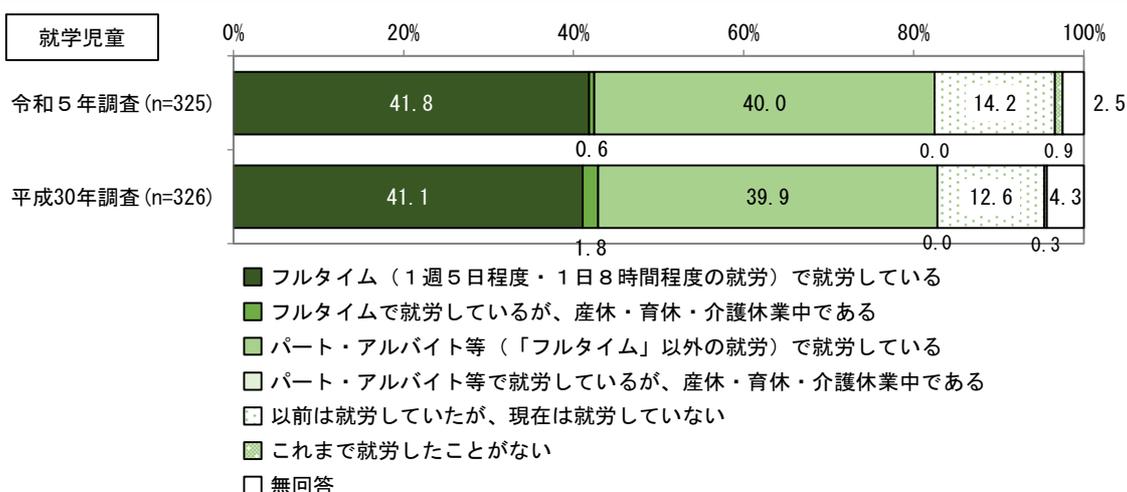
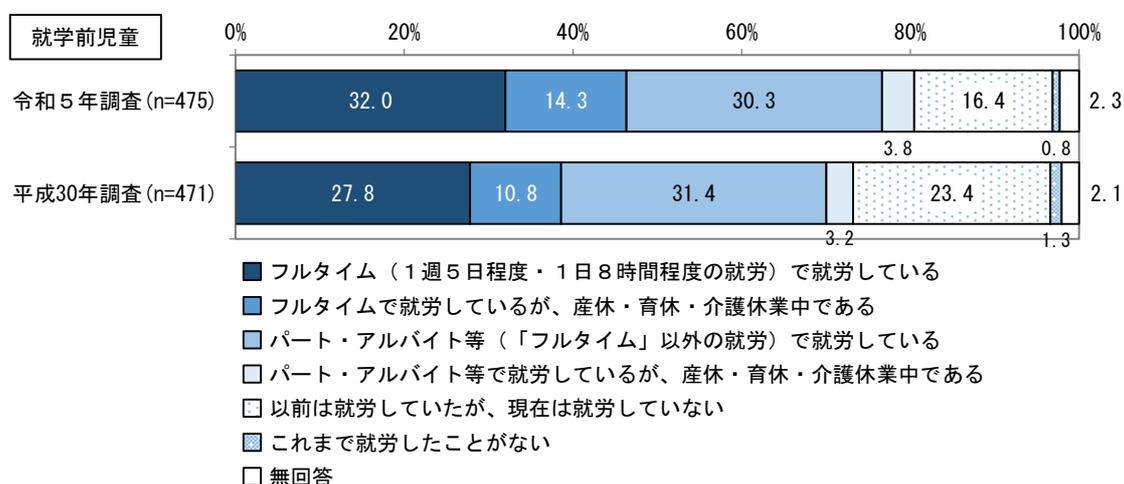


## ⑤ 母親の就労状況【就学前児童・就学児童】

母親の就労状況について保護者に聞いたところ、就学前児童では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」が32.0%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している」が30.3%となっており、産休・育休・介護休業中の人を含めると、就労している母親の割合は、平成30年調査の73.2%から80.4%と7.2ポイント増加しています。

また、就学児童では「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」が41.8%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している」が40.0%となっており、産休・育休・介護休業中の人を含めると、就労している母親の割合は、平成30年度調査の82.8%から82.4%と0.4ポイント減少しています。

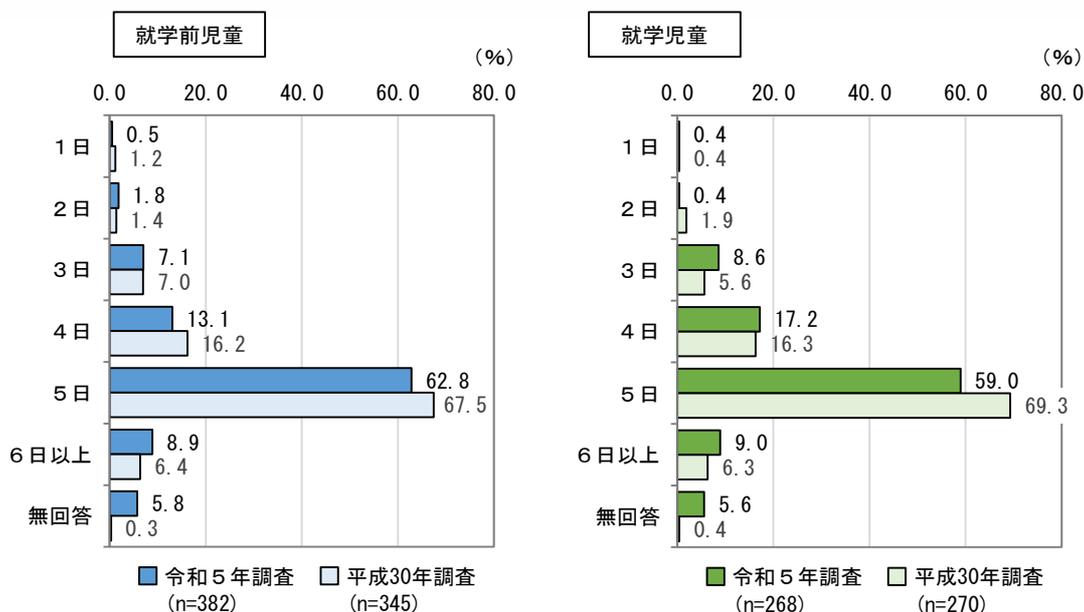
一方で、就労していない母親の割合は、就学前児童で17.2%、就学児童で15.1%となっており、平成30年調査と比較すると、就学前児童は7.5ポイント減少していますが、就学児童は2.2ポイント増加しています。



## ⑥ 母親の就労日数・就労時間【就学前児童・就学児童】

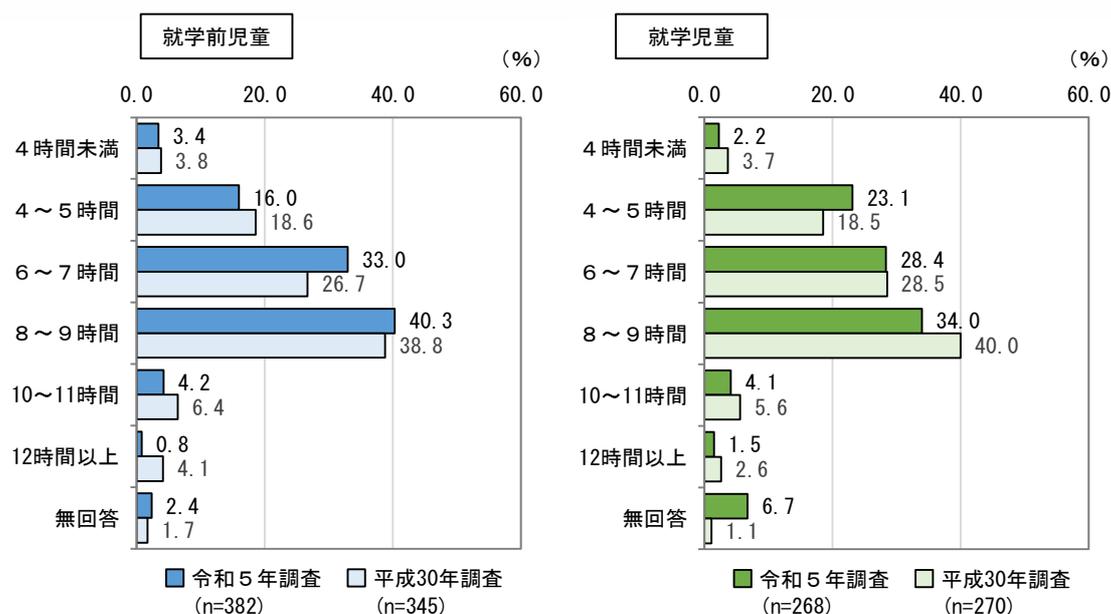
### 〔就労日数〕

就労している母親に対して、1週あたりの就労日数について聞いたところ、就学前児童では「5日」が62.8%で最も高く、次いで「4日」が13.1%、「6日以上」が8.9%となっており、就学児童では「5日」が59.0%で最も高く、次いで「4日」が17.2%、「6日以上」が9.0%となっています。



### 〔就労時間〕

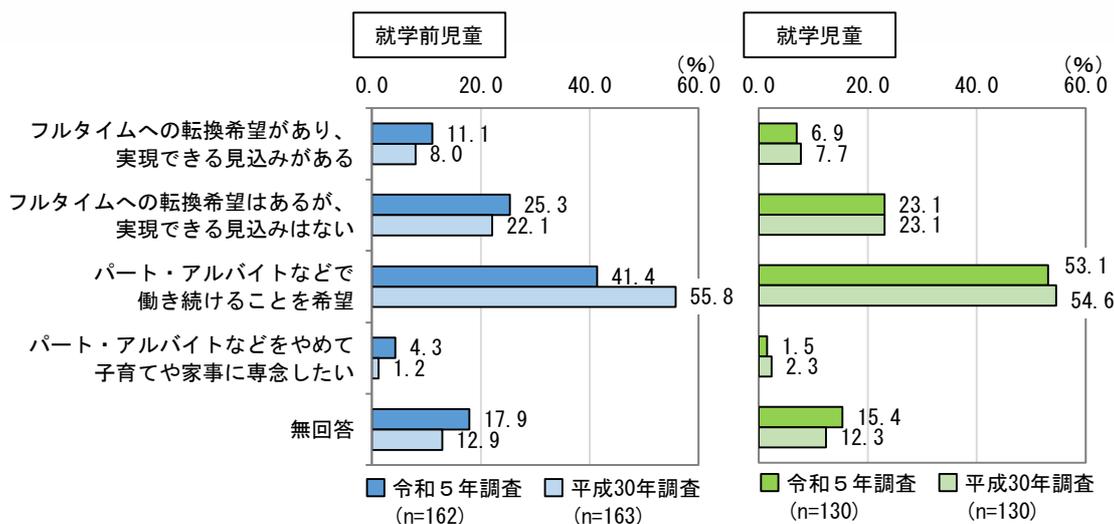
就労している母親に対して、1日あたりの就労時間について聞いたところ、就学前児童では「8～9時間」が40.3%で最も高く、次いで「6～7時間」が33.0%、「4～5時間」が16.0%となっており、就学児童では「8～9時間」が34.0%で最も高く、次いで「6～7時間」が28.4%、「4～5時間」が23.1%となっています。



就労日数と就労時間を、平成30年調査と比較すると、就学前児童と就学児童ともにポイントの増減はあるものの、同じ傾向にあることがわかります。

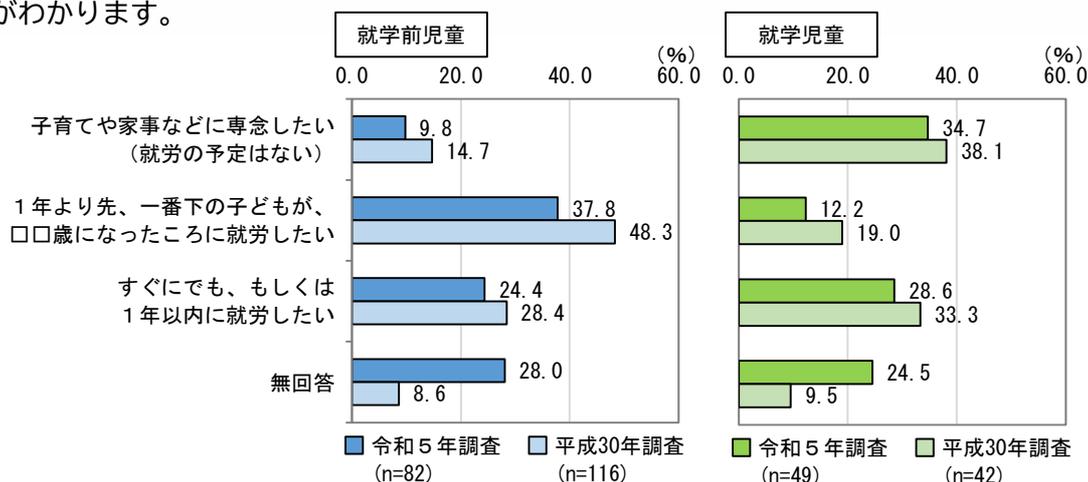
## ⑦ 母親のフルタイム就労に対する意向【就学前児童・就学児童】

パート・アルバイトで就労している母親に対して、フルタイムへの転換希望について聞いたところ、就学前児童では「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」が41.4%で最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が25.3%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が11.1%となっており、就学児童では「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」が53.1%で最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が23.1%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が6.9%となっています。平成30年調査と比較すると、就学前児童と就学児童ともにポイントの増減はあるものの、同じ傾向であることがわかります。



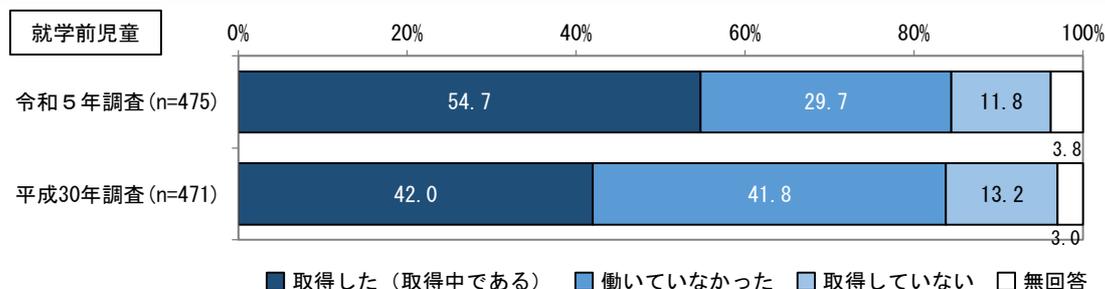
## ⑧ 母親の今後の就労意向【就学前児童・就学児童】

現在就労していない母親に対して、今後の就労意向について聞いたところ、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが、□□歳になったところに就労したい」が37.8%で最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が24.4%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が9.8%となっており、就学児童では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が34.7%で最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が28.6%、「1年より先、一番下の子どもが、□□歳になったところに就労したい」が12.2%となっています。平成30年調査と比較すると、就労したいと思っている母親の割合が、就学前児童と就学児童ともにポイントが減少していることがわかります。

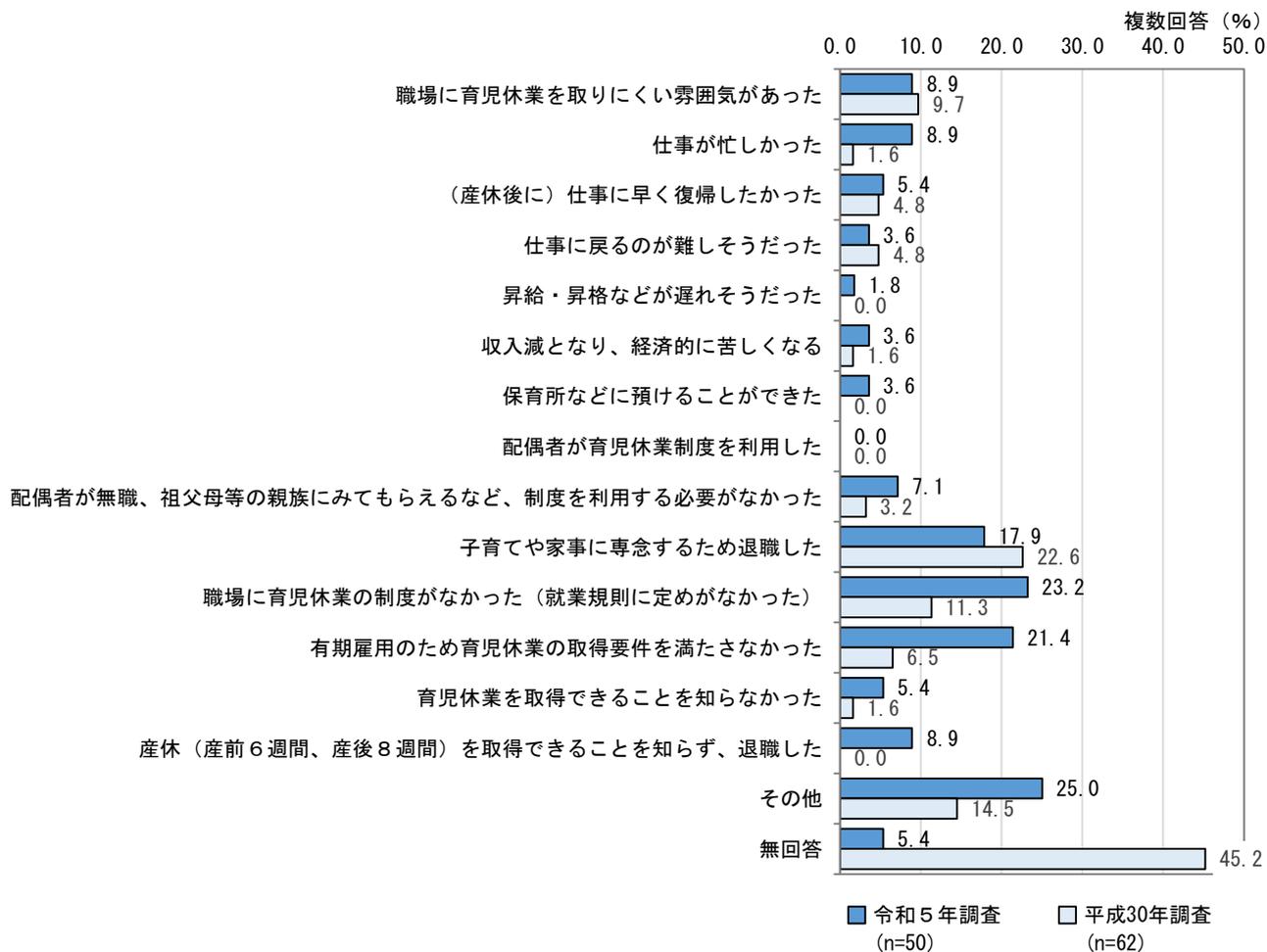


### ⑨ 母親の育児休業制度の利用状況【就学前児童】

母親における育児休業制度の利用状況について就学前児童の保護者に聞いたところ、「取得した（取得中である）」が54.7%で最も高く、次いで「働いていなかった」が29.7%、「取得していない」が11.8%となっています。平成30年調査と比較すると、育児休業を取得した母親の割合は、42.0%から54.7%と12.7ポイント増加しており、取得率が向上しています。

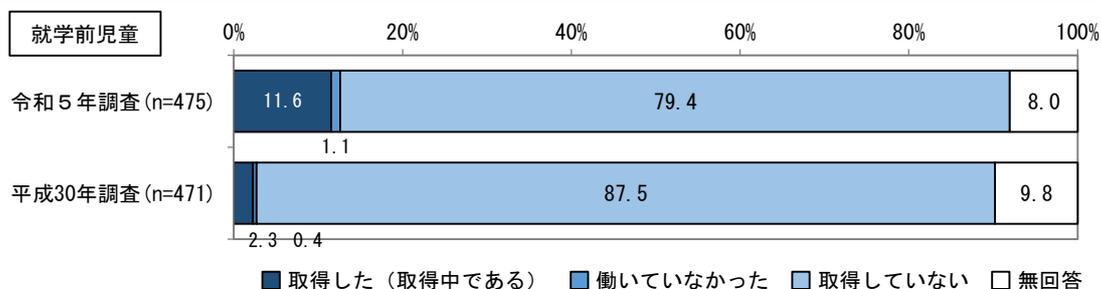


育児休業を取得していない母親に対して、その理由について聞いたところ、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が23.2%でその他に次いで高く、続いて「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が21.4%、「子育てや家事に専念するため退職した」が17.9%となっています。平成30年調査と比較すると、有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった割合が、6.5%から21.4%と14.9ポイント増加しており、パートやアルバイトで就労している母親が多いことが伺えます。

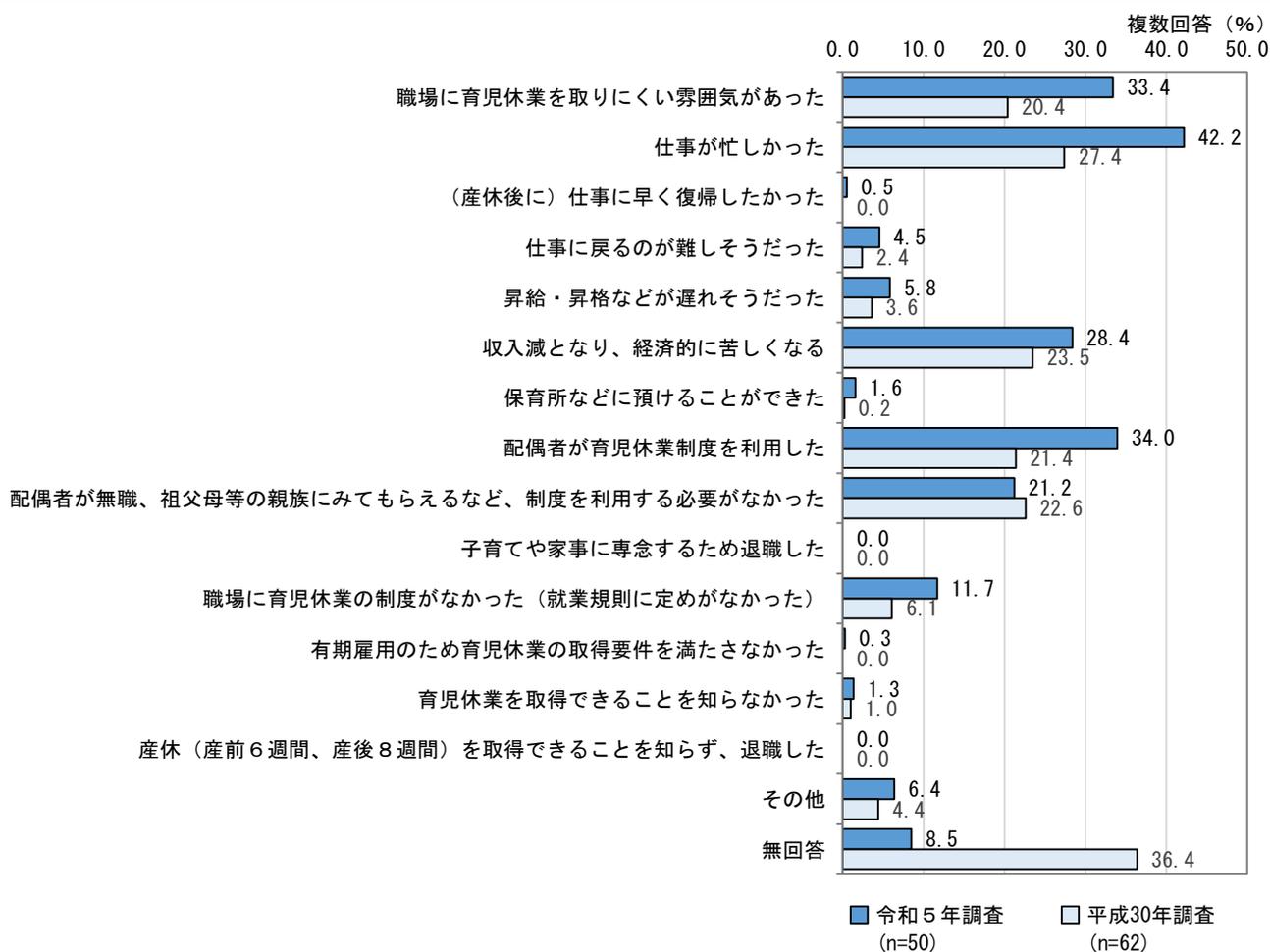


## ⑩ 父親の育児休業制度の利用状況【就学前児童】

父親における育児休業制度の利用状況について就学前児童の保護者に聞いたところ、「取得していない」が79.4%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が11.6%、「働いていなかった」が1.1%となっています。平成30年調査と比較すると、育児休業を取得した父親の割合は、2.3%から11.6%と9.3ポイント増加しており、取得率が向上しています。



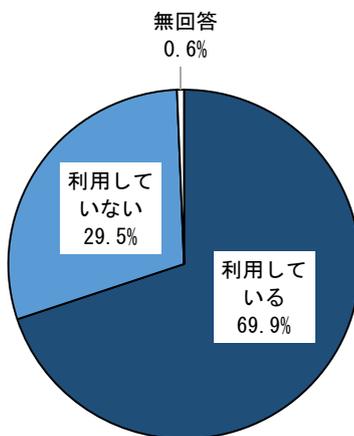
育児休業を取得していない父親に対して、その理由について聞いたところ、「仕事が忙しかった」が42.2%で最も高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」が34.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が33.4%となっています。平成30年調査と比較すると、仕事が忙しかった割合や職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった割合のポイントが大きく増えており、取得率は向上していますが、取得しにくい職場が多いことが伺えます。



## ⑪ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況【就学前児童】

### 〔利用の有無〕

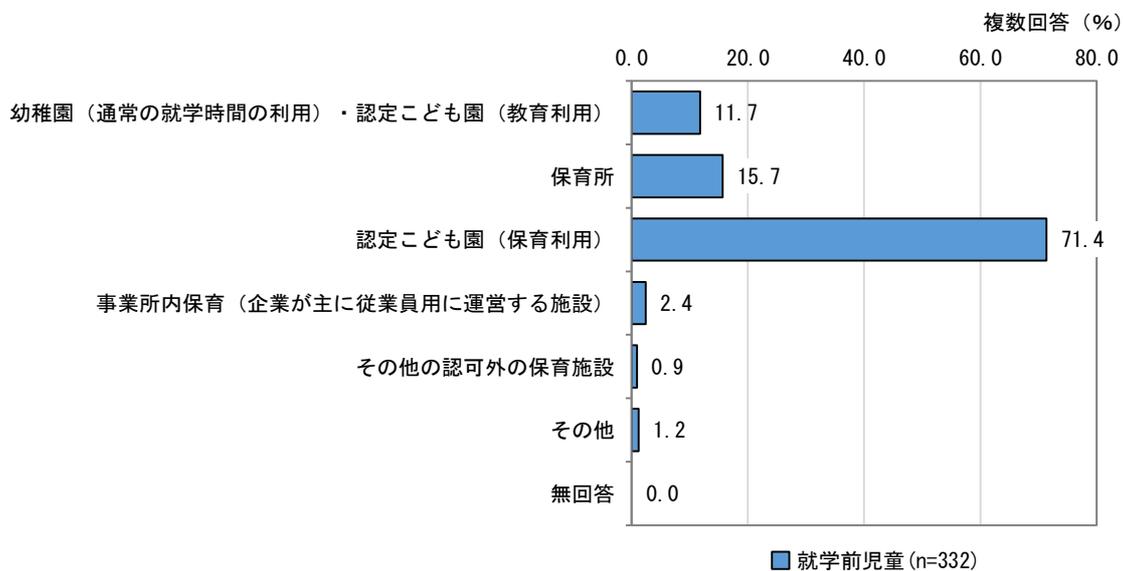
平日の定期的な教育・保育事業の利用について就学前児童の保護者に聞いたところ、「利用している」が69.9%、「利用していない」が29.5%となっています。



就学前児童 (n=475)

### 〔利用事業〕

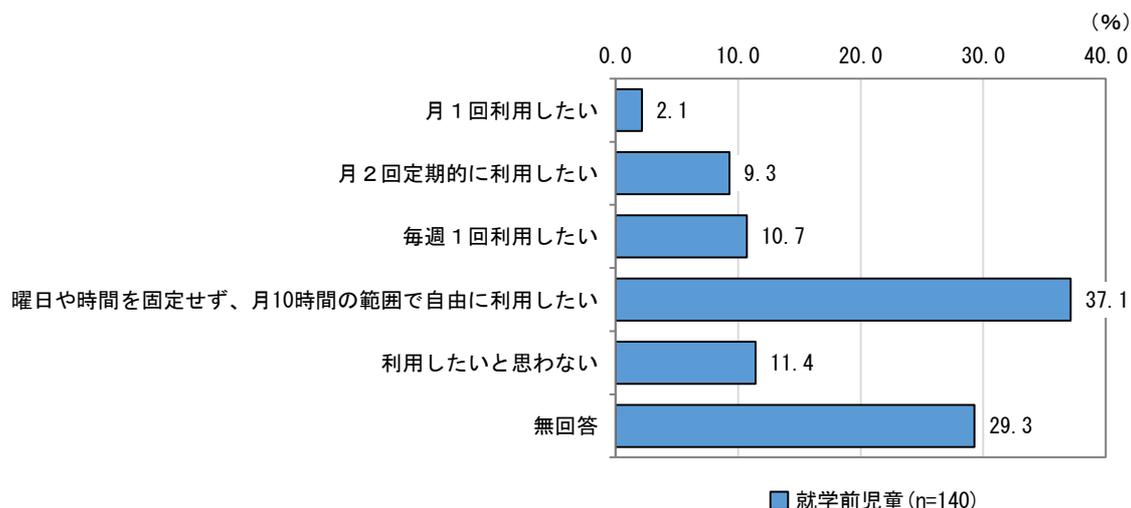
平日の定期的な教育・保育事業を利用している人に対して、利用している事業について聞いたところ、「認定こども園（保育利用）」が71.4%で最も高く、次いで「保育所」が15.7%、「幼稚園（通常の就学時間の利用）・認定こども園（教育利用）」が11.7%となっています。



## ⑫ 「こども誰でも通園制度」の利用希望【就学前児童】

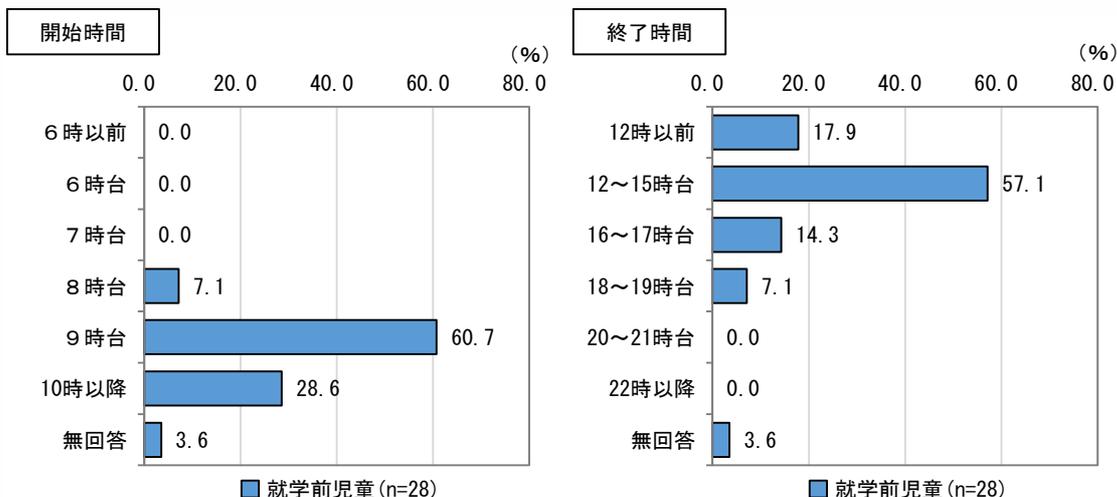
### 〔利用希望〕

平日の定期的な教育・保育事業を利用していない人に対して、「こども誰でも通園制度<sup>※15</sup>」の利用希望について聞いたところ、「曜日や時間を固定せず、月10時間の範囲で自由に利用したい」が37.1%で最も高く、次いで「利用したいと思わない」が11.4%、「毎週1回利用したい」が10.7%となっています。



### 〔利用したい時間帯〕

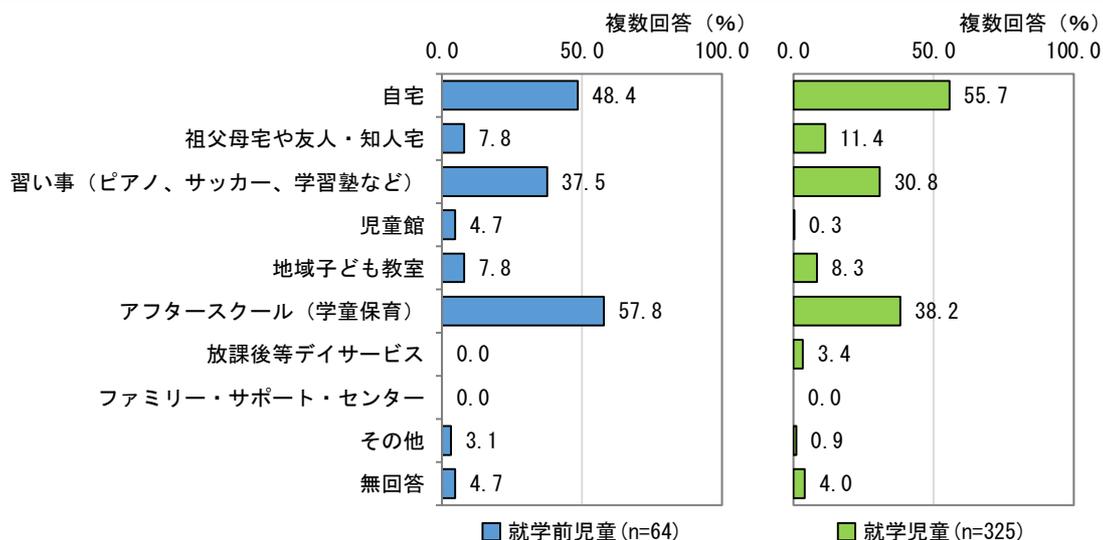
平日の定期的な教育・保育事業を利用せずに、「こども誰でも通園制度」を「月2回定期的に利用したい」又は「毎週1回利用したい」と思っている人に対して、利用したい時間帯について聞いたところ、開始時間では「9時台」が60.7%で最も高く、次いで「10時以降」が28.6%、「8時台」が7.1%となっており、終了時間では「12～15時台」が57.1%で最も高く、次いで「12時以前」が17.9%、「16～17時台」が14.3%となっています。



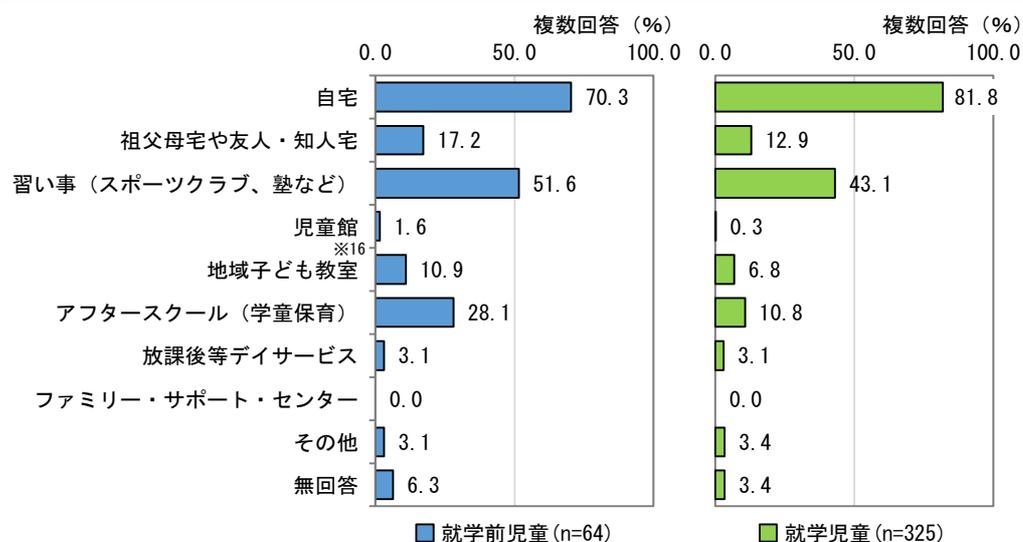
※15 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）とは、保護者の就労状況に関係なく、保育所等に通っていない3歳未満のこどもを預けることや保育士等に育児相談ができる事業のこと。

### ⑬ アフタースクールの利用希望【就学前児童・就学児童】

こどもが小学校低学年（１～３年生）のうち、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて保護者に聞いたところ、就学前児童では「アフタースクール（学童保育）」が57.8%で最も高く、次いで「自宅」が48.4%、「習い事（ピアノ、サッカー、学習塾など）」が37.5%となっており、就学児童では「自宅」が55.7%で最も高く、次いで「アフタースクール（学童保育）」が38.2%、「習い事（ピアノ、サッカー、学習塾など）」が30.8%となっています。



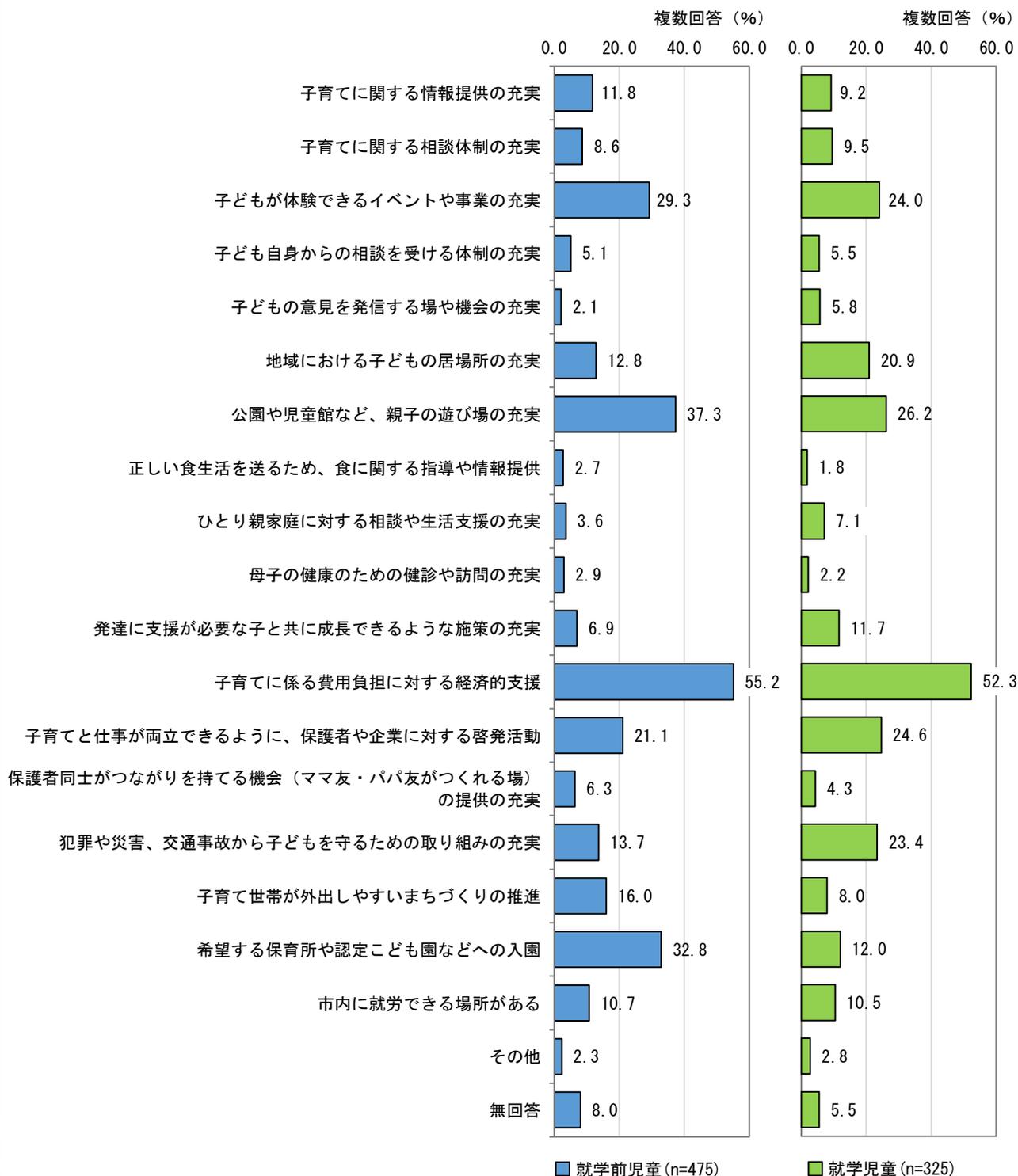
こどもが小学校高学年（４～６年生）になったら放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて保護者に聞いたところ、就学前児童では「自宅」が70.3%で最も高く、次いで「習い事（スポーツクラブ、塾など）」が51.6%、「アフタースクール（学童保育）」が28.1%となっており、就学児童では「自宅」が81.8%で最も高く、次いで「習い事（スポーツクラブ、塾など）」が43.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」が12.9%となっています。



※16 地域子ども教室とは、地域の方々の協力を得て、放課後などに小学校や公民館等で学習、集団あそびやスポーツ、文化芸術活動（製作活動・昔あそび）などを体験する取組のこと。

#### ⑭ 子育て支援への取組として期待すること・重要なこと【就学前児童・就学児童】

子育て支援への取組として期待すること・重要なことについて保護者に聞いたところ、就学前児童では「子育てに係る費用負担に対する経済的支援」が55.2%で最も高く、次いで「公園や児童館など、親子の遊び場の充実」が37.3%、「希望する保育所や認定こども園などへの入園」が32.8%となっており、就学児童では「子育てに係る費用負担に対する経済的支援」が52.3%で最も高く、次いで「公園や児童館など、親子の遊び場の充実」が26.2%、「子育てと仕事が両立できるように、保護者や企業に対する啓発活動」が24.6%となっています。



## (2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

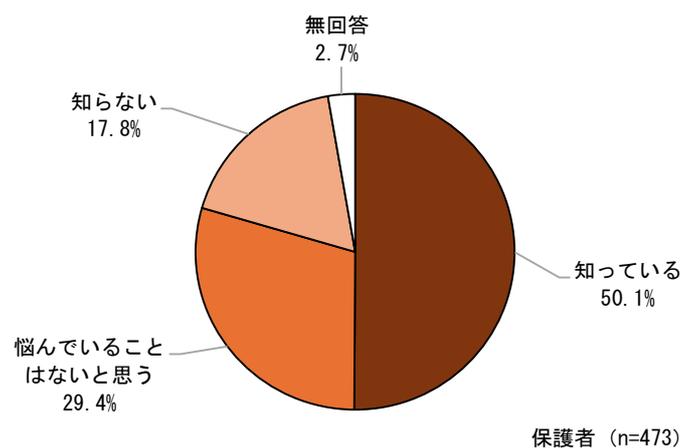
子育て施策を推進するにあたり、保護者及び児童生徒に子ども・子育てに関する現状や考え方や毎日の過ごし方などの必要な情報を得ることを目的としたアンケート調査を実施しました。

	保護者用	児童生徒用
調査対象者	①市内在住の0歳～5歳のこどもがいる世帯 ②加東市立小・中・義務教育学校の3年生、6年生、7年生（中学校1年生）及び9年生（中学校3年生）のこどもがいる世帯	加東市立小・中・義務教育学校の3年生、6年生、7年生（中学校1年生）及び9年生（中学校3年生）の児童生徒
調査期間	令和6年1月29日～令和6年2月22日	
調査方法	①郵送による配布、郵送及びインターネットによる回答 ②学校を通じて配布、学校へ提出及びインターネットによる回答	学校を通じて配布、学校へ提出及びタブレット端末による回答

調査対象者	配布数	回収数	回収率
保護者用	1,498件	616件	41.1%
児童生徒用	1,198件	707件	59.0%

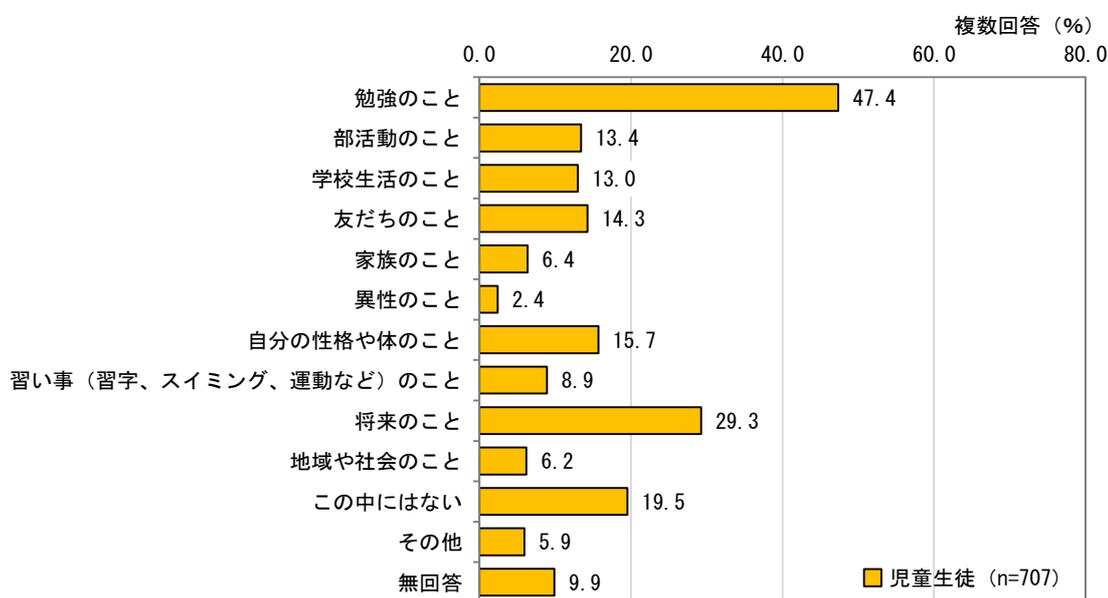
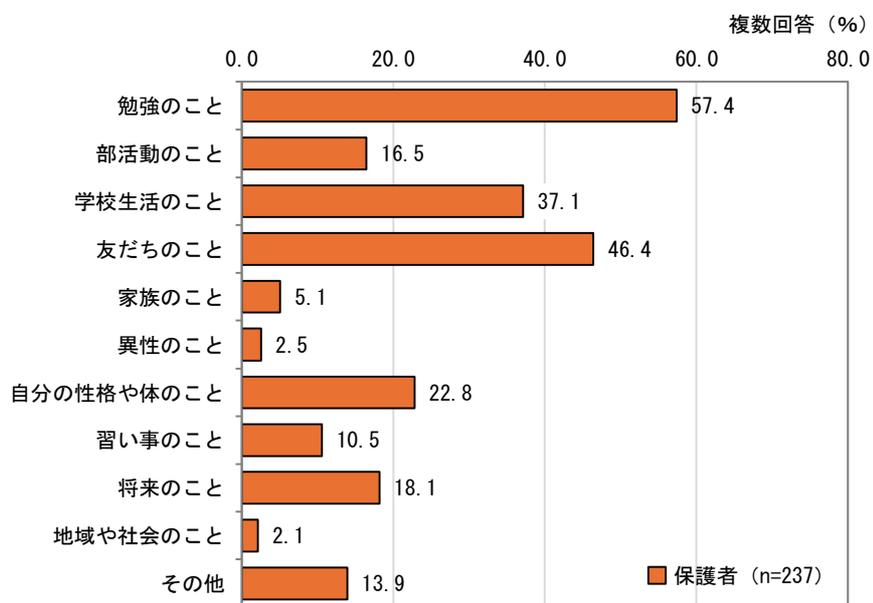
### ① 困っていること・悩んでいること【保護者・児童生徒】

こどもが困っていること・悩んでいることを知っているかについて小学生以上の保護者に聞いたところ、「知っている」が50.1%で最も多く、次いで「悩んでいることはないと思う」が29.4%、「知らない」が17.8%となっています。



こどもの困っていること・悩んでいることを知っているという回答された小学生以上の保護者に対して  
 どんなことだと思うかについて聞いたところ、「勉強のこと」が57.4%で最も多く、次いで「友だちの  
 こと」が46.4%、「学校生活のこと」が37.1%となっています。

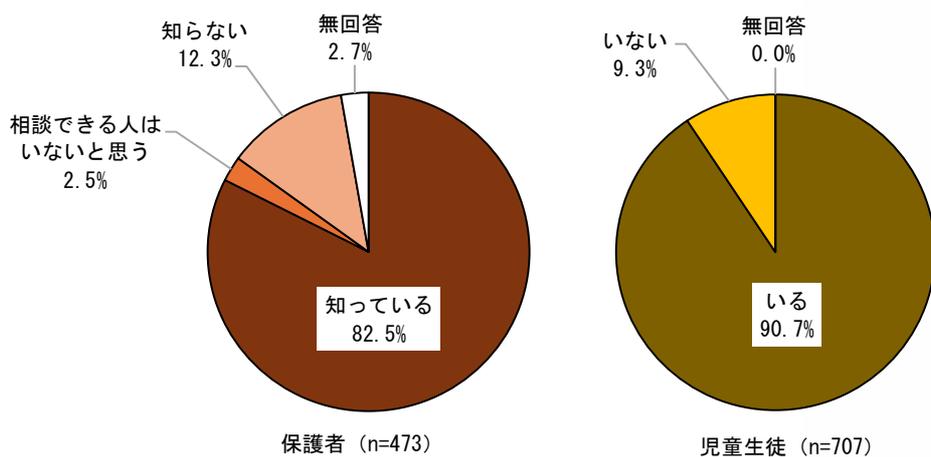
また、児童生徒に困っていることや悩んでいることの内容について聞いたところ、「勉強のこと」が  
 47.4%で最も多く、次いで「将来のこと」が29.3%、「この中にはない」が19.5%となっています。



## ② こどもが困ったり悩んだ時に相談する人【保護者・児童生徒】

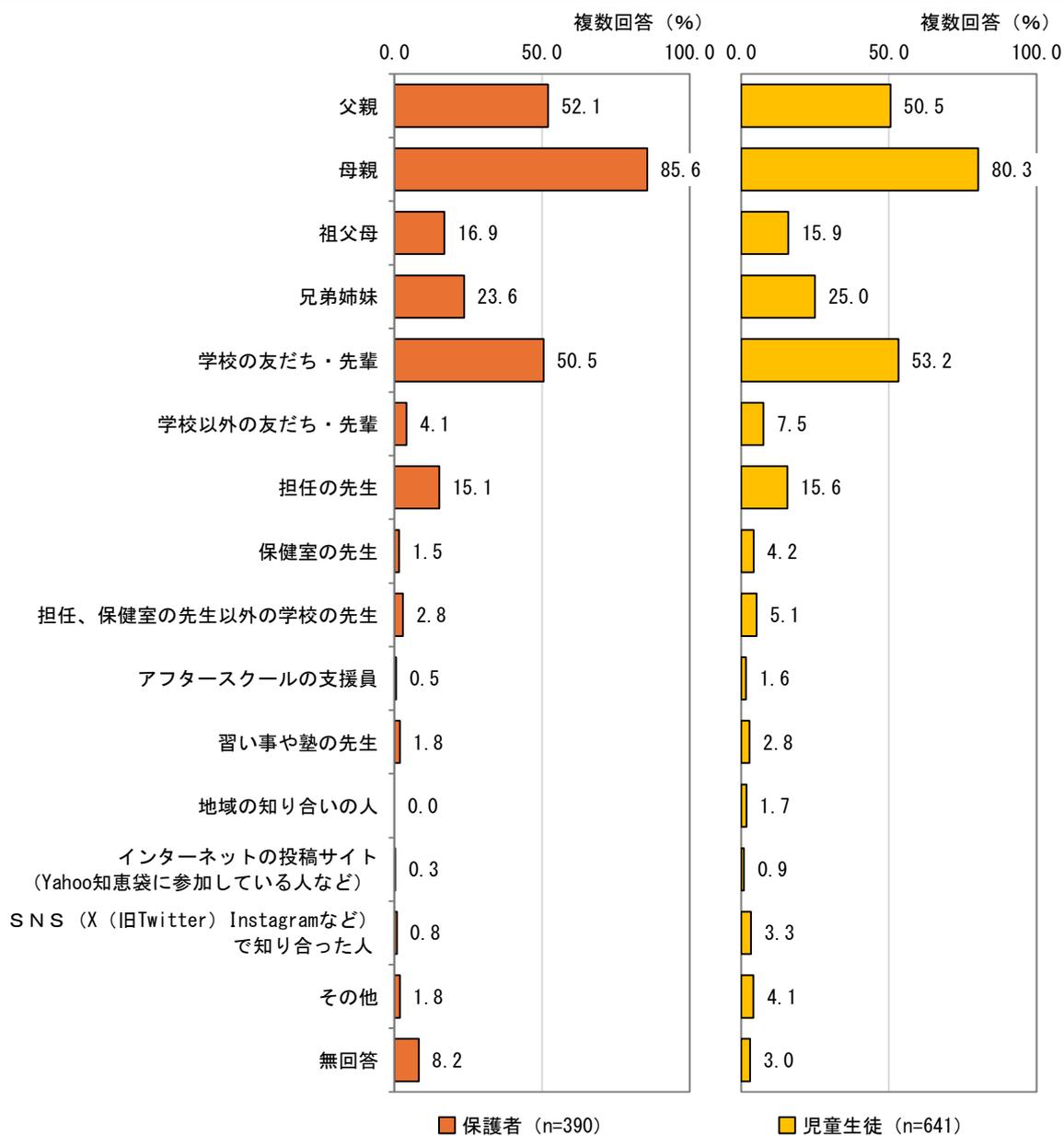
こどもが困ったり悩んだりした時に相談する人は誰か知っているかについて小学生以上の保護者に聞いたところ、「知っている」が82.5%で最も多く、次いで「知らない」が12.3%、「相談できる人はいないと思う」が2.5%となっています。

また、困ったり悩んだりした時の相談者がいるかについて児童生徒に聞いたところ、「いる」が90.7%、「いない」が9.3%となっています。



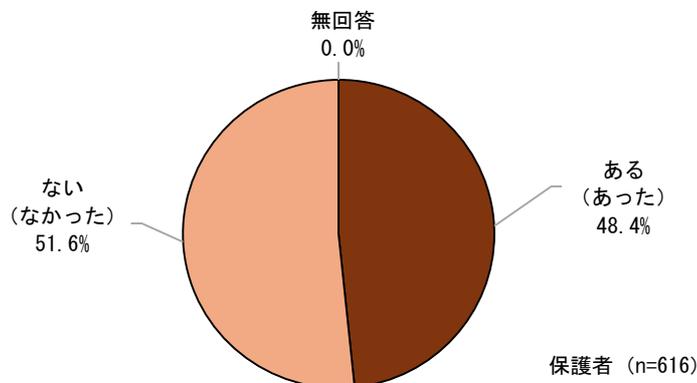
こどもが困ったり悩んだりした時に相談する人は誰か知っているという回答された小学生以上の保護者に対して誰だと思うかについて聞いたところ、「母親」が85.6%で最も多く、次いで「父親」が52.1%、「学校の友だち・先輩」が50.5%となっています。

また、児童生徒に困ったり悩んだりした時に誰に相談するかについて聞いたところ、「母親」が80.3%で最も多く、次いで「学校の友だち・先輩」が53.2%、「父親」が50.5%となっています。

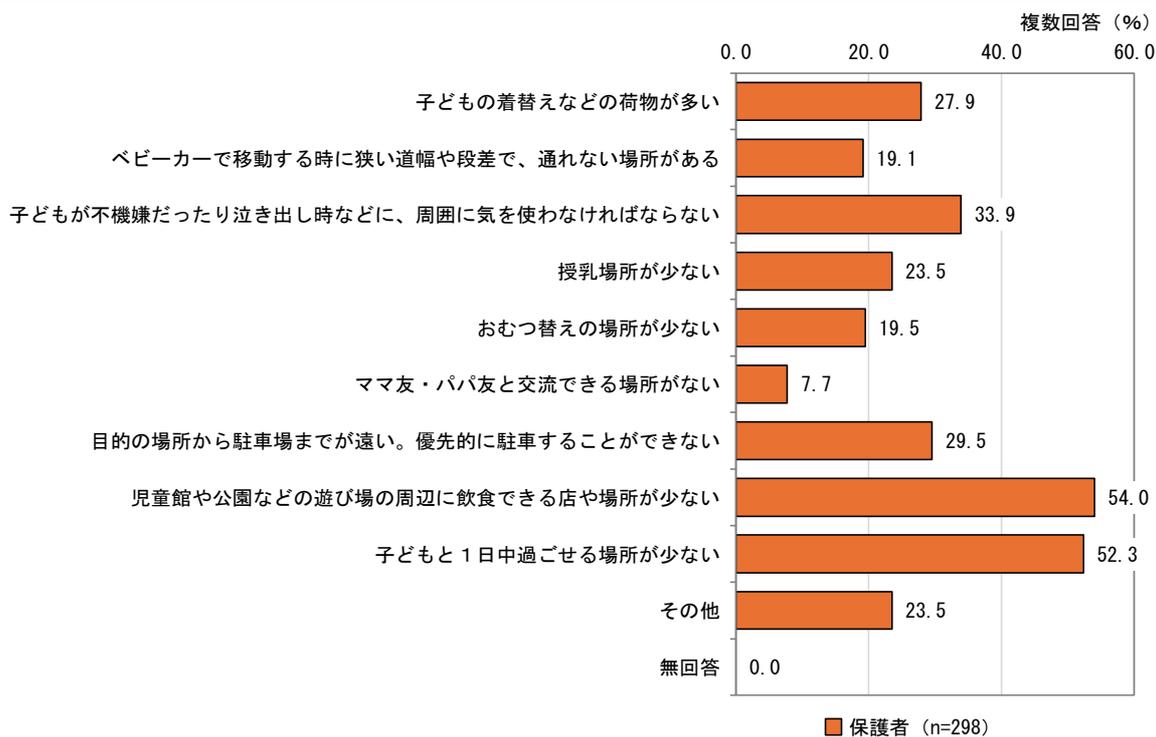


### ③ こどもと外出する時に不便と感じる（感じた）こと【保護者】

こどもと外出する（外出した）時に不便と感じる（感じた）ことがあるかについて保護者に聞いたところ、「ある（あった）」が48.4%、「ない（なかった）」が51.6%となっています。



こどもと外出する（外出した）時に不便と感じる（感じた）と回答された保護者に対して内容について聞いたところ、「児童館や公園などの遊び場の周辺に飲食できる店や場所が少ない」が54.0%で最も多く、次いで「子どもと1日中過ごせる場所が少ない」が52.3%、「子どもが不機嫌だったり泣き出し時などに、周囲に気を使わなければならない」が33.9%となっています。

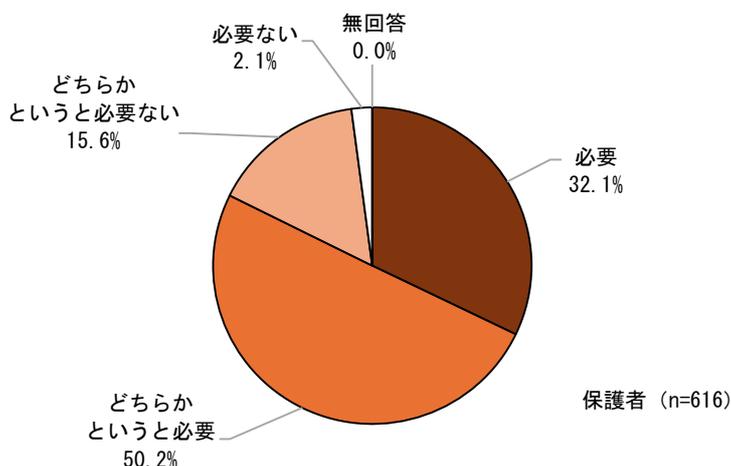


「児童館や公園などの遊び場の周辺に飲食できる店や場所が少ない」や「子どもと1日中過ごせる場所が少ない」と感じる（感じた）人に、どのような施設や設備があれば良いと思うかについて聞いたところ、以下のような回答が多く見受けられました。

- こどもと気軽に利用できる飲食店
- 雨天でも利用できる複合施設
- 遊具が充実した公園

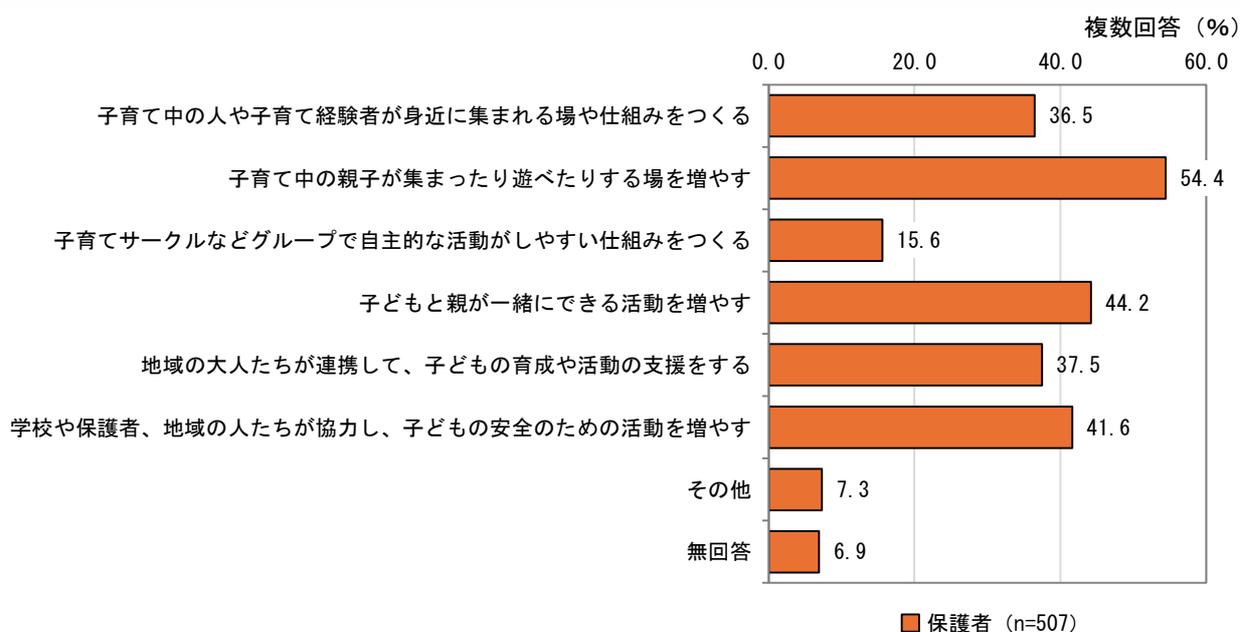
#### ④ 子育て中に地域の人とのつながる必要性【保護者】

子育て中に地域の人とのつながりが必要と感じるかについて保護者に聞いたところ、「どちらかという必要」が50.2%で最も多く、次いで「必要」が32.1%となっており、8割以上の方が『必要である』（「必要」と「どちらかという必要」の合計）と回答しています。一方、「どちらかという必要ない」が15.6%、「必要ない」が2.1%となっています。



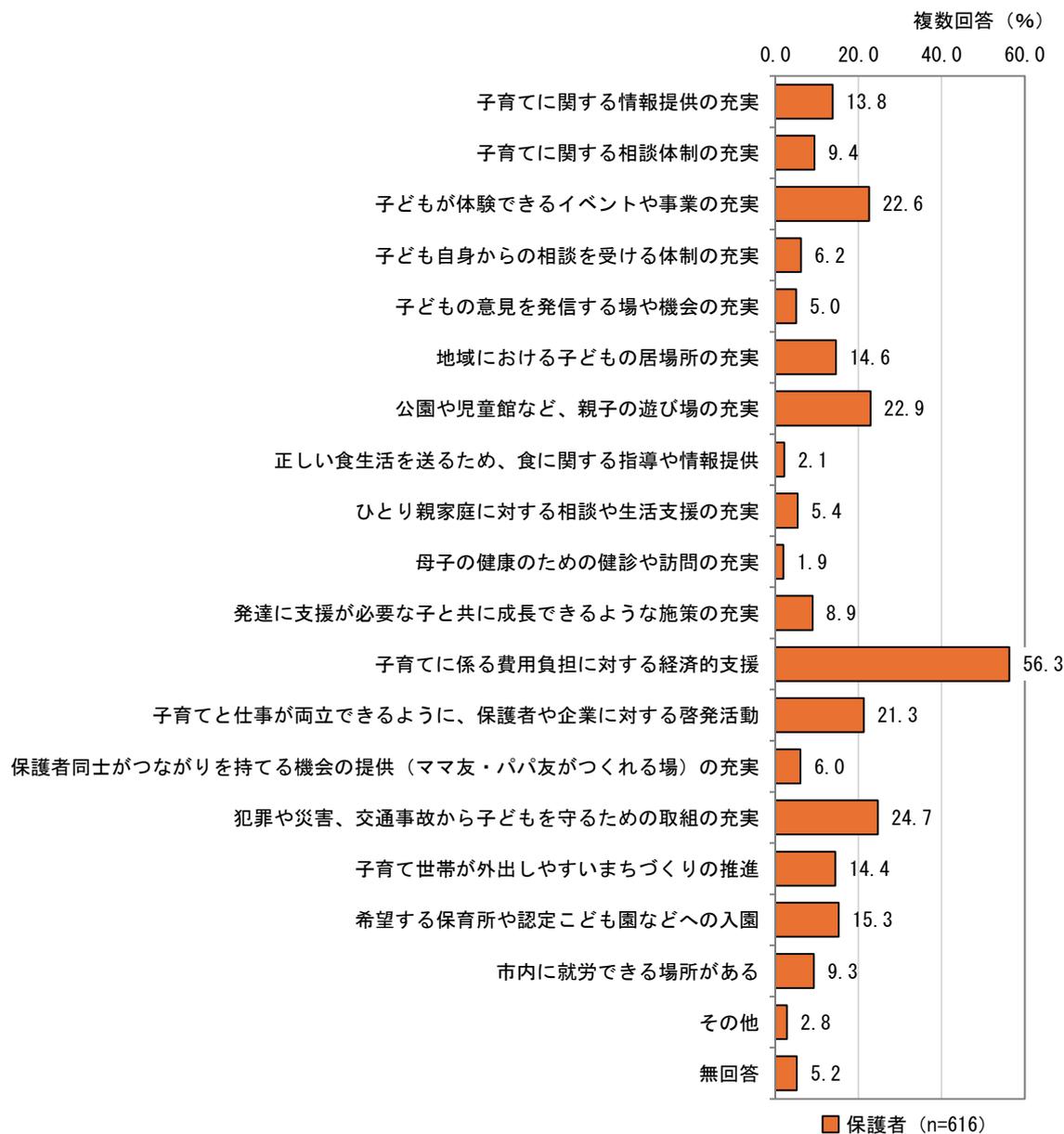
#### ⑤ 地域の人とつながるための希望する取組【保護者】

地域の中で子育てをするために、地域の人とどのような取組を希望するかについて保護者に聞いたところ、「子育て中の親子が集まったり遊べたりする場を増やす」が54.4%で最も多く、次いで「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」が44.2%、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全のための活動を増やす」が41.6%となっています。



## ⑥ 子育て支援への取組として期待すること・重要なこと【保護者】

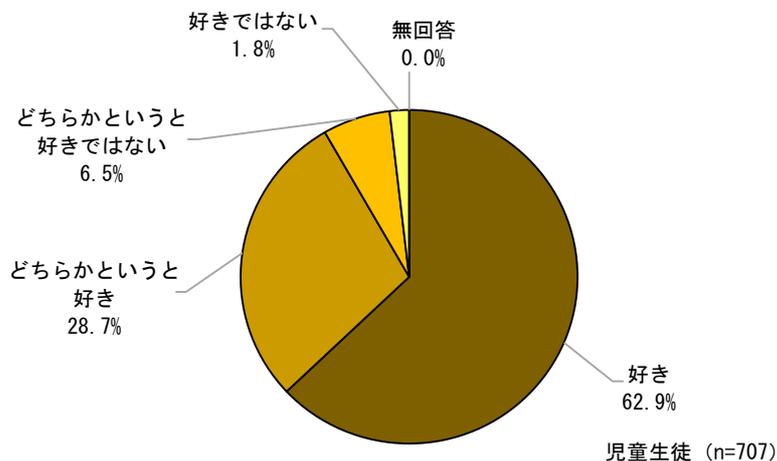
子育て支援への取組として期待すること・重要なことについて保護者に聞いたところ、「子育てに係る費用負担に対する経済的支援」が56.3%で最も多く、次いで「犯罪や災害、交通事故から子どもを守るための取組の充実」が24.7%、「公園や児童館など、親子の遊び場の充実」が22.9%となっています。





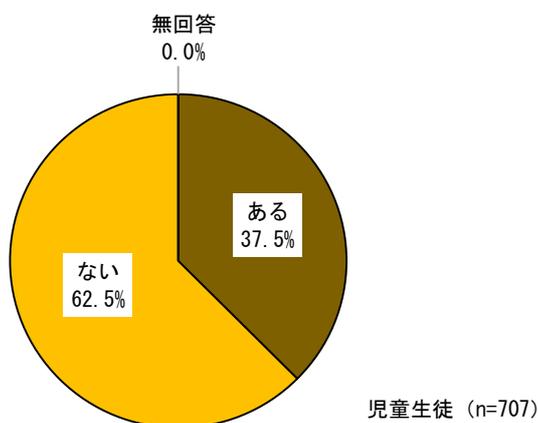
### ⑨ 住まいの地域に対する愛着【児童生徒】

住まいの地域に対する愛着について児童生徒に聞いたところ、「好き」が62.9%で最も多く、次いで「どちらかという好き」が28.7%となっており、9割以上の児童生徒が『好き』（「好き」と「どちらかという好き」の合計）と回答しています。一方、「どちらかという好きではない」が6.5%、「好きではない」が1.8%となっています。

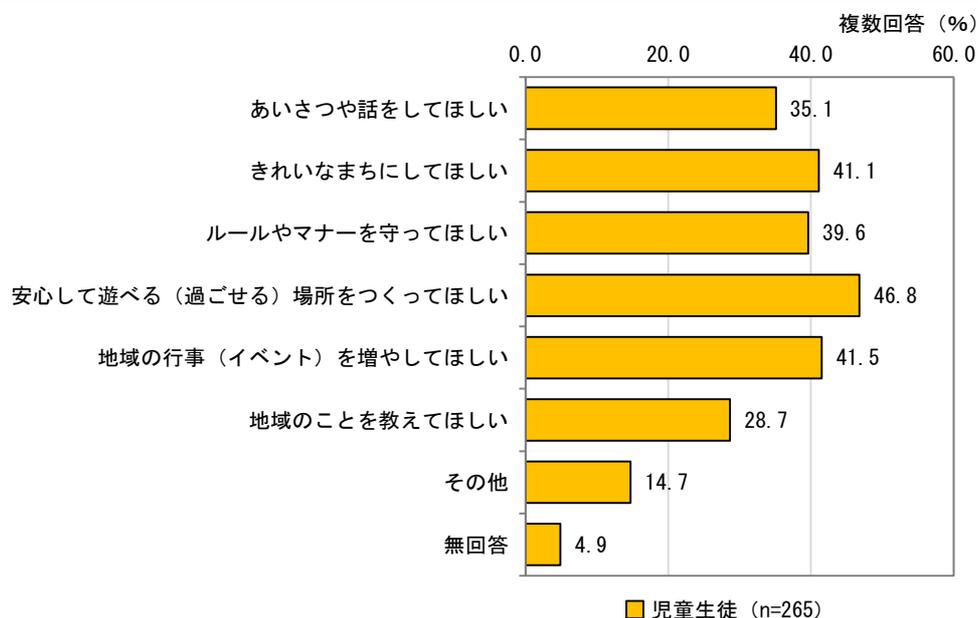


### ⑩ 住まいの地域の大人への要望【児童生徒】

住まいの地域の大人への要望について児童生徒に聞いたところ、「ある」が37.5%、「ない」が62.5%となっています。

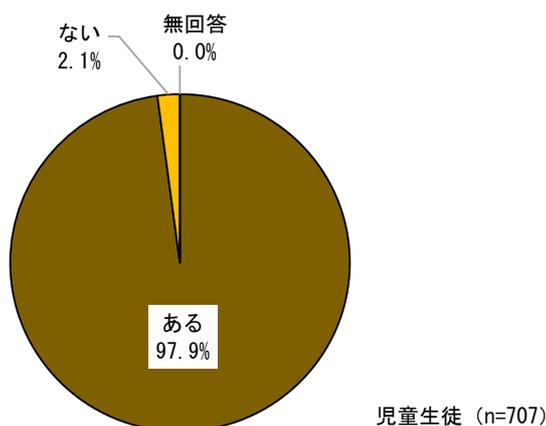


住まいの地域の大人への要望があると回答された児童生徒に対してその内容について聞いたところ、「安心して遊べる（過ごせる）場所をつくってほしい」が46.8%で最も多く、次いで「地域の行事（イベント）を増やしてほしい」が41.5%、「きれいなまちにしてほしい」が41.1%となっています。

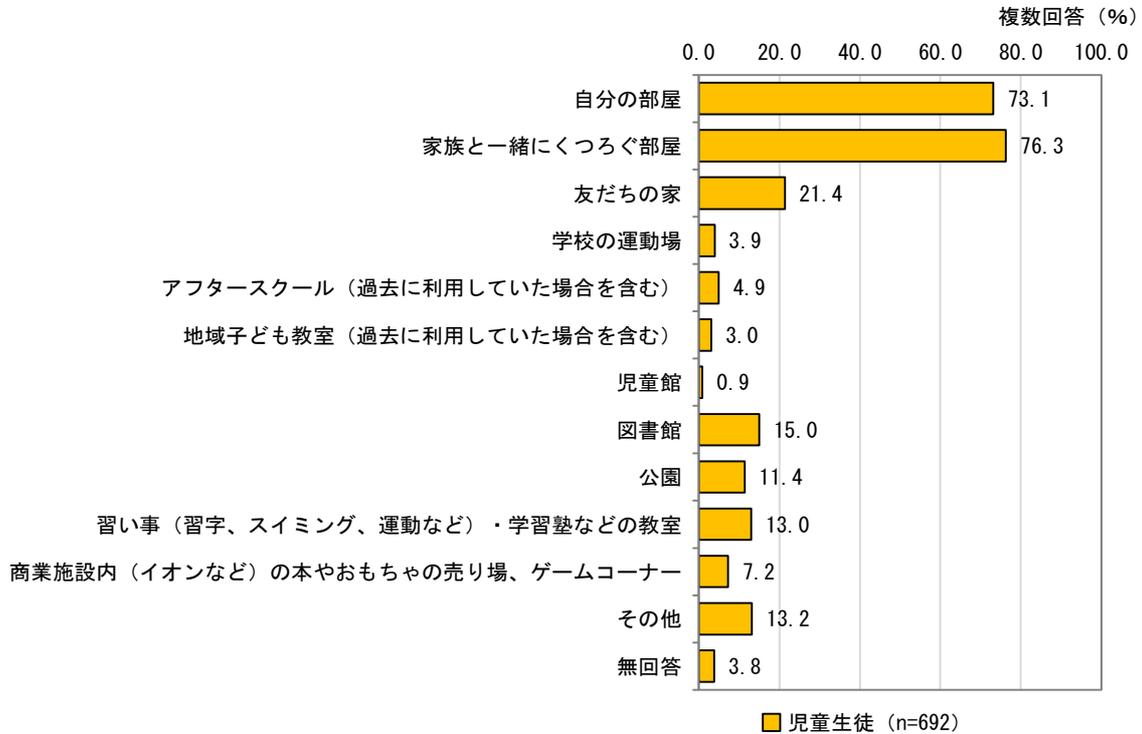


### ⑪ 平日の放課後にほっとでき安心していられるところ【児童生徒】

平日の放課後に落ち着くことができる場所があるかについて児童生徒に聞いたところ、「ある」が97.9%、「ない」が2.1%となっています。

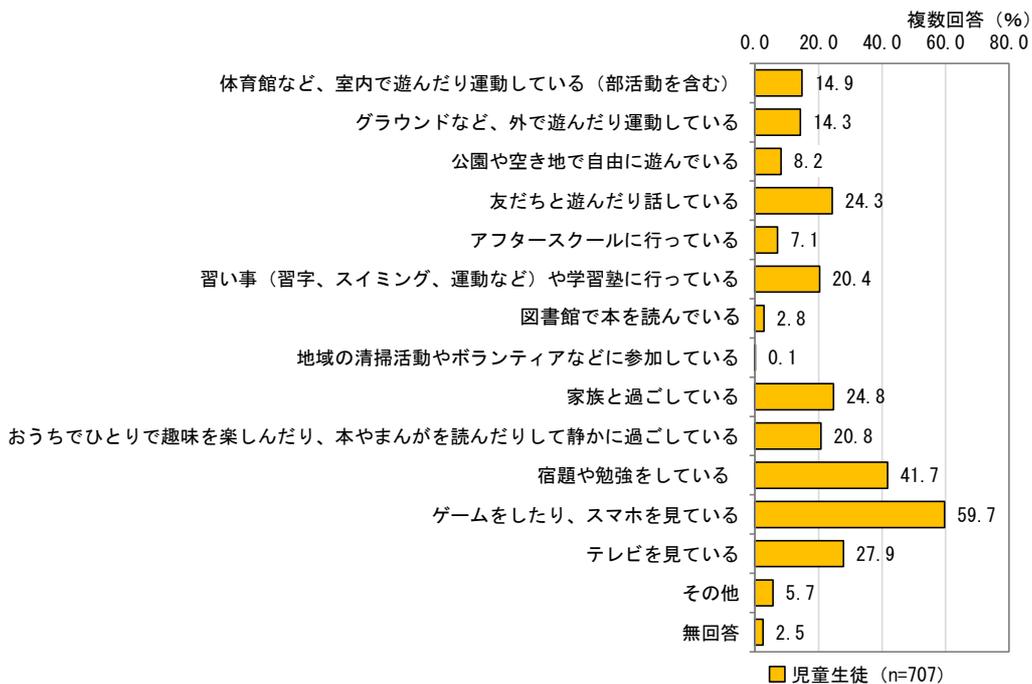


平日の放課後に落ち着くことができる場所があると回答された児童生徒に対してその場所について聞いたところ、「家族と一緒にくつろぐ部屋」が76.3%で最も多く、次いで「自分の部屋」が73.1%、「友だちの家」が21.4%となっています。



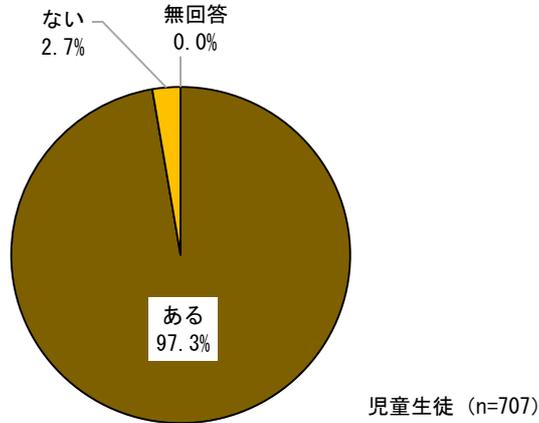
## ⑫ 平日の放課後の過ごし方【児童生徒】

平日の放課後の過ごし方について児童生徒に聞いたところ、「ゲームをしたり、スマホを見ている」が59.7%で最も多く、次いで「宿題や勉強をしている」が41.7%、「テレビを見ている」が27.9%となっています。

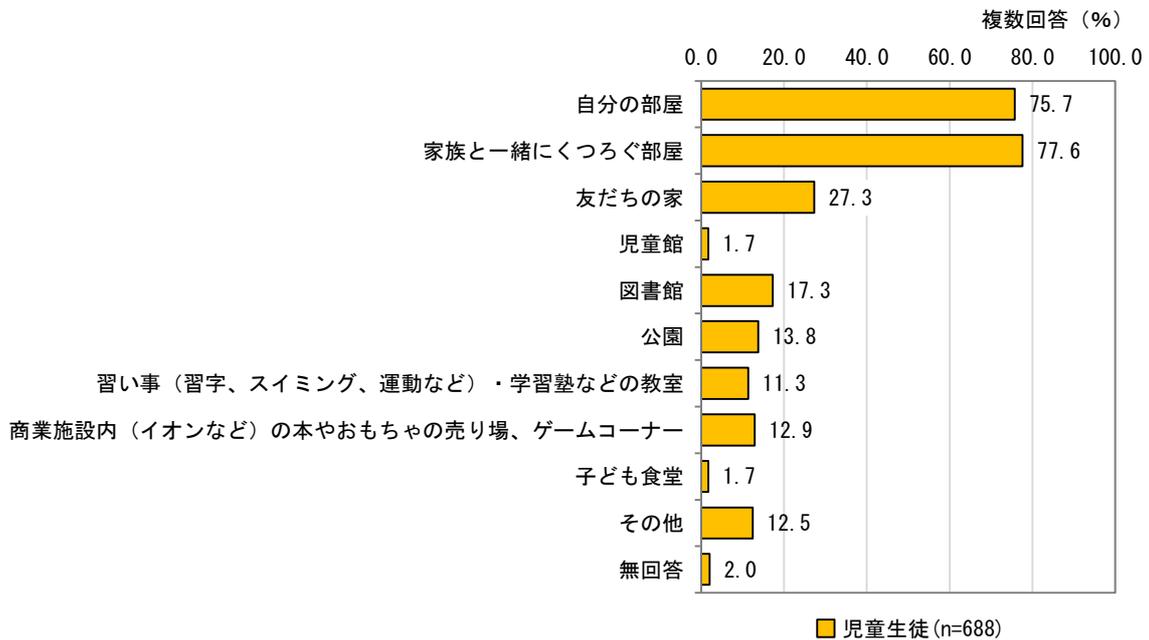


### ⑬ 学校のない日にほっとでき安心していられるところ【児童生徒】

学校のない日に落ち着くことができる場所があるかについて児童生徒に聞いたところ、「ある」が97.3%、「ない」が2.7%となっています。

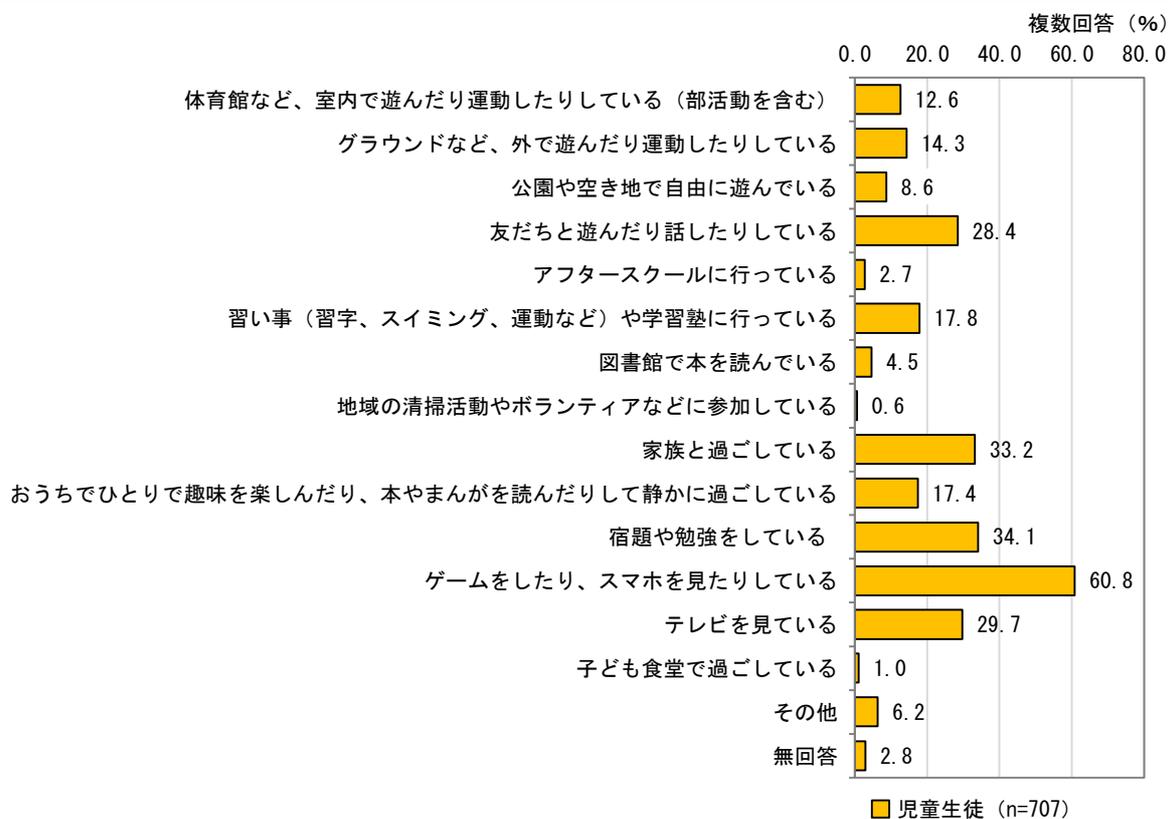


学校のない日に落ち着くことができる場所があると回答された児童生徒に対してその場所について聞いたところ、「家族と一緒にくつろぐ部屋」が77.6%で最も多く、次いで「自分の部屋」が75.7%、「友だちの家」が27.3%となっています。



#### ⑭ 学校のない日の過ごし方【児童生徒】

学校のない日の過ごし方について児童生徒に聞いたところ、「ゲームをしたり、スマホを見ている」が60.8%で最も多く、次いで「宿題や勉強をしている」が34.1%、「家族と過ごしている」が33.2%となっています。



## 4 第2期加東市子ども・子育て支援事業計画の総括

### (1) 第2期計画の総括評価

本計画の策定にあたり、第2期計画において設定した277の「具体的な取組」の成果を点検・評価しましたので、その内容を示します。

評価にあたっては、「A：十分達成できた」、「B：概ね達成できた」、「C：達成できなかった」の3段階評価で判定しました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響や対象なしによる未実施については、「－：評価対象外」としました。

総括評価		A 十分達成	B 概ね達成	C 未達成	－ 対象外	合計
基本目標Ⅰ	すべての子どもが健やかに育つ環境づくり					
	基本施策Ⅰ-1 子どもの豊かな心を育む環境の充実	56	11	0	2	69
	基本施策Ⅰ-2 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応	46	7	0	1	54
基本目標Ⅱ	すべての親が安心して子育てをするための支援					
	基本施策Ⅱ-1 安心して子育てができる環境づくり	75	12	0	1	88
	基本施策Ⅱ-2 子育てと仕事の両立の推進	14	1	0	0	15
基本目標Ⅲ	みんなで子育てを応援するまちづくり					
	基本施策Ⅲ-1 地域の子育て応援の輪づくり	15	6	0	0	21
	基本施策Ⅲ-2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり	30	0	0	0	30
合計（計画全体）		236	37	0	4	277
		85.2%	13.4%	0.0%	1.4%	100.0%

第2期計画の総括評価として、計画全体では「A：十分達成できた」が85.2%、「B：概ね達成できた」が13.4%、「C：達成できなかった」が0.0%という結果になりました。

方向性		◎ 拡充	○ 継続	△ 縮小	× 廃止	合計
基本目標Ⅰ	すべての子どもが健やかに育つ環境づくり					
	基本施策Ⅰ-1 子どもの豊かな心を育む環境の充実	10	56	0	3	69
	基本施策Ⅰ-2 特に支援を必要とする児童へのきめ細やかな対応	1	52	0	1	54
基本目標Ⅱ	すべての親が安心して子育てをするための支援					
	基本施策Ⅱ-1 安心して子育てができる環境づくり	2	85	0	1	88
	基本施策Ⅱ-2 子育てと仕事の両立の推進	3	12	0	0	15
基本目標Ⅲ	みんなで子育てを応援するまちづくり					
	基本施策Ⅲ-1 地域の子育て応援の輪づくり	0	21	0	0	21
	基本施策Ⅲ-2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり	0	30	0	0	30
合計（計画全体）		16	256	0	5	277
		5.8%	92.4%	0.0%	1.8%	100.0%

今後の方向性については、「◎：拡充」が5.8%、「○：継続」が92.4%、「△：縮小」が0.0%、「×：廃止」が1.8%という結果になりました。

## (2) 施策の取組・方向性

ここでは、今後の方向性で「拡充」とした取組の内容を中心に示します。

- 地域の子育て支援の活動拠点としての整備について、加東みらいこども園の定期的な木製建具の塗装、公立園の空調設備等の点検など必要に応じて施設の修繕を実施しました。令和7年度からの公立園統合により利用人数が増えるため、今後も施設の修繕や必要な整備を計画的に実施する必要があります。
- 図書館におけるおはなし会等の推進について、おはなし会等のこどもを対象とした行事を行うことで、こどもや保護者等に図書館に興味を持ってもらい、来館を促すことができました。また、「はじめてであうえほん」では、4か月児健診時に、読み聞かせの意義を保護者に伝えることで親子の絆づくりに貢献しました。今後は、「はじめてであうえほん」を家庭でも実施できるよう絵本等のプレゼントを加え、新たにスタートした「ブックスタート事業」を継続して実施します。
- 教育支援センター<sup>※17</sup>について、令和5年度から3教室に拡充し、指導員5名と指導補助員数名の体制で支援を行いました。不登校の児童生徒数は年々増加し、通所するこどもの数も増えているため、今後は、指導員数の増員や指導員の研修体制を整える必要があります。
- 不登校児童生徒への支援について、保護者との連絡を密にし、教育支援センターや校内サポートルームへの入室、時間差登校等の段階的な支援を行いました。また、不登校対策委員会に福祉部局も出席し、こどもを取り巻く家庭環境についても、教職員と連携を図ることができました。今後は、こどもたちの居場所<sup>※18</sup>を確保して、社会的な自立を促す多様な取組を関係機関と連携して行う必要があります。
- 部活動外部指導者派遣事業<sup>※19</sup>について、部活動指導員<sup>※20</sup>を12名、部活動外部指導員<sup>※21</sup>を2名配置し、安全性の確保を図るとともに、専門的な技術指導を行い、部活動の活性化を図りました。今後は、部活動指導員の人数を拡充し、地域移行に向けた準備を進めるとともに、顧問と指導者の連携をより密にすることで、教育的に効果の上がる指導を行う必要があります。

※17 教育支援センター（適応指導教室）とは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を行うことにより、その社会的自立に資することを目的とした施設のこと。

※18 居場所とは、福祉の分野では、人とのつながりが希薄になりがちの人が、人とふれあい、居心地がいいと思える場所のこと。日常生活の中でそうした場所を持っていない人に対し、無料や廉価で居場所を提供することが、心身の健康増進や地域のつながりづくりといった公益的な役割を果たしている。

※19 部活動外部指導者派遣事業とは、学校に専門的な知識や技術を持つ指導者を派遣して、部活動の活性化や生徒の安全管理を図る事業のこと。

※20 部活動指導員とは、学校教育法に規定された学校職員で、部活動の指導や引率を行う役割を担う人のこと。

※21 部活動外部指導員とは、学校設置者と雇用関係を持たない指導者で、部活動の指導を行う人のこと。

- 学校評議員会<sup>※22</sup>等の設置について、区長会をはじめ各種団体の方に評議員に就任してもらい、学校運営に関する意見をいただき、学校教育活動の充実に生かすことができました。今後は、コミュニティスクール<sup>※23</sup>の開設に向けて小中一貫校の準備委員会等の組織を充実し、開校後の学校運営の改善への取組を充実させる必要があります。
- 保育所・認定こども園・小学校及び義務教育学校（前期課程）の連携強化について、小学校及び義務教育学校（前期課程）へのスムーズな移行のため、園児と児童が計画的に体験活動や行事に参加するなど、交流を図りました。今後は、こども同士の交流に加え、園の遊びの活動から学童期の学びについて、両職員が理解し、連携するための交流や研修等の機会づくりを充実する必要があります。
- 保育所等巡回相談について、保育教諭への発達障害<sup>※24</sup>に関する研修を行うとともに、北はりま特別支援学校コーディネーターと連携し、園へ巡回相談を実施しました。今後は、北はりま特別支援学校コーディネーターだけでなく、作業療法士とも連携した巡回相談を行う必要があります。
- 就学前教育・保育施設の検討について、適切な保育環境となるよう定期的に見直しを検討したほか、保育士等の確保策の実施や公立園の集約に向けて交流保育の機会を増やし、園児等の交流を図りました。今後は、待機児童<sup>※25</sup>等が発生している現状から、更なる保育士等の確保策を実施するとともに、保育の受け皿の新たな確保策を検討する必要があります。

---

※22 学校評議員会とは、地域社会全体の教育力を活かして特色ある教育活動を推進できるように学校を支援する組織のこと。

※23 コミュニティスクールとは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

※24 発達障害とは、ASD（自閉スペクトラム症）、ADHD（注意欠如多動症）、LD・SLD（学習障害・限局性学習症）、知的発達症、発達性協調運動障害などの脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現する障害のこと。

※25 待機児童とは、保育の必要性が認められているにもかかわらず、保育所等に入所できずに入所を待っている児童のこと。

## 5 こども計画策定に向けた課題・方向性

ここでは、本市の現状や第2期計画の総括、保護者や児童生徒へのアンケート調査結果等を踏まえ、本計画策定に向けた課題や方向性を、国の「こども大綱」に示されている「こども施策に関する重要事項」ごとに示します。

### (1) ライフステージに共通した取組

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、子育て当事者を社会全体で支えていくことが重要です。ライフステージに共通した取組として、以下の方向性で取り組みます。

#### 【主な課題】

- 子ども・子育てに関するアンケート調査結果によると、児童生徒における平日の放課後や学校のない日の過ごし方としては、「ゲームをしたり、スマホを見ている」が最も多くなっていますが、住まいの地域の大人への要望として、「安心して遊べる（過ごせる）場所をつくってほしい」や「地域の行事（イベント）を増やしてほしい」が多くなっており、自宅以外の居場所の創出が求められています。
- 子ども・子育てに関するアンケート調査結果によると、児童生徒が困っていることや悩んでいること・不安に思っている内容として、「勉強のこと」が約7割で最も多く、次いで「将来のこと」、「自分の性格や体のこと」となっており、様々な理由で悩みや不安等を抱えていることから、支援体制を整える必要があります。
- 多様な支援を必要とするこどもの入園や入所希望が増えてきていることから、適切な関わりや保育等が提供できる体制を整える必要があります。
- 家庭の様々な問題について、健診等の問診時や支援員の訪問時に、育児不安やストレスなどの虐待リスクの早期発見、早期対応により、虐待の未然防止に努める必要があります。

#### 【方向性】

- 多様な遊び場や体験・活躍ができる機会や居場所を創出すること
- 様々な理由で悩みや不安等を抱えるこども・若者とその家庭を早期に把握し支援する体制を構築すること
- 専門機関等とのネットワークを強化し、個々に合わせたサポート体制を充実すること
- インターネットの有害情報からこどもたちを守るため、モラル学習や見守り・啓発活動を強化すること

#### 【主な取組】

- スクールカウンセラーの配置【No. 1-15】
- ひょうご放課後プラン（地域子ども教室）の推進【No. 1-31】
- にぎわいあふれるまちの拠点づくりの推進【No. 1-41】
- こどもの情報モラルの醸成【No. 2-15】
- 関係団体との連携強化【No. 2-26】
- 子育てスマイルセンター（こども家庭センター）の機能強化【No. 3-22】
- 発達相談等の充実【No. 3-25】
- 学ぶ場や交流する場の提供【No. 3-58】
- 計画的な公園遊具の整備等【No. 4-34】

※主な取組の後に記載されている【No.】は、「第4章 施策の展開」で最初に記載している取組の【No.】です。

## (2) ライフステージ別の取組

こども施策を進めるにあたっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえることが重要です。ライフステージ別の取組として、以下の方向性で取り組めます。

### 【主な課題】

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果によると、就労している就学前児童の母親の割合は、平成30年調査と比較すると、73.2%から80.4%と7.2ポイント増加しており、今後も保育ニーズは高まると想定されます。
- 子ども・子育てに関するアンケート調査結果によると、児童生徒が困ったり悩んだりした時の相談相手として、「母親」が約8割で最も多く、次いで「学校の友だち・先輩」、「父親」となっており、家族や友達以外に相談できる相手が少ないことが伺えます。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うために、指導方法の工夫・改善を行っていますが、今後は、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育を再生していくなど、新たな取組が求められています。
- 全国的に不登校児童生徒が増えている中、こどもたちの居場所を複数確保し、社会的な自立を目指す取組が求められており、不登校傾向などの特別な支援を要するこどもについては、今後も引き続き、常に情報を共有しながら、連携の強化を図る必要があります。

### 【方向性】

- 子育て世代のニーズに対応した保育・教育サービスを充実すること
- 発達段階に応じた支援や活動ができる場を提供するなど、こどもが安心して過ごし学ぶことができる環境を整えること
- 不登校のこどもへの個々に応じた支援や気軽に相談できる体制を充実すること

### 【主な取組】

- 保育士・保育教諭等の資質向上及び適正配置【No. 1-03】
- 発達段階に応じた体験活動の充実【No. 1-08】
- 不登校児童生徒への支援【No. 1-16】
- 保育の受け皿の確保【No. 3-03】
- 学ぶ場や交流する場の提供【No. 3-58】
- スクールカウンセラー※26の配置【No. 1-15】
- 地域における学習機会の確保【No. 1-24】
- 発達段階に応じた相談・教室の実施【No. 3-24】

※26 スクールカウンセラーとは、学校現場で、臨床心理の知見に基づいて児童・生徒に向きあい、教員と共にサポートする心理面の専門スタッフのこと。児童・生徒や保護者の悩みの相談や心のケア、教職員への助言や研修などを行う。

### (3) 子育て当事者への支援の取組

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。子育て当事者への支援の取組として、以下の方向性で取り組めます。

#### 【主な課題】

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果によると、子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人がいる保護者は約9割となっていますが、身近な人や園・学校の割合が高く、相談窓口を利用する人は少ないのが現状です。また、子育て支援への取組として期待すること・重要なことについて、「子育てに係る費用負担に対する経済的支援」が最も多くなっています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果によると、育児休業を取得した父親の割合は、平成30年調査と比較すると、2.3%から11.6%と9.3ポイント増加していますが、約8割の父親が取得していない状況であり、その理由として、「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が多くなっていることから、取得しにくい職場が多いことが伺えます。
- 子ども・子育てに関するアンケート調査結果によると、子育て中に地域の人とつながりを必要と感じている保護者は約8割となっており、地域の中で子育てをするために、地域の人に希望する取組として、「子育て中の親子が集まったり遊べたりする場を増やす」が最も多くなっていることから、身近な地域でのつながりや交流などが求められています。
- ひとり親家庭には、各種手当による経済的支援のほか、自立と生活の安定のために、支援員や相談員による相談、日常生活や就業の支援などに取り組んでいますが、制度等が浸透していないため、支援が必要な人に支援が行き届いていない可能性があります。

#### 【方向性】

- 子育てや教育に係る経済的な負担を軽減し、子育て家庭の日々の生活の安定を図ること
- 育児休業を取得しやすい環境づくりの働きかけや、男性の家事・子育てへの参画を促進すること
- 地域とのつながりを育みながら、多様な主体が子育てを支えていく仕組みをつくること
- ひとり親家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等を適切に周知し、実施すること

#### 【主な取組】

- 幼児教育・保育の一部無償化【No. 1-25】
- 小中学校給食費の無償化【No. 1-30】
- 自立支援教育訓練給付金等の支給【No. 1-32】
- 母子父子自立支援員による相談【No. 1-33】
- 母子家庭等医療費の助成【No. 1-34】
- 各種手当の支給【No. 1-35】
- 活動拠点づくりと見守り活動の推進【No. 2-25】
- 育児休業等の定着・取得促進【No. 3-32】
- 多様な働き方の啓発【No. 3-35】

# 第3章

第1期加東市こども計画

## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、次世代を担うすべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約<sup>※27</sup>の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、第2期計画の「子育て子育て応援タウンかとう」の理念や方向性などを引き継ぎながら、こども等のアンケート調査の意見や本計画策定にあたっての議論を踏まえて、すべてのこども・若者が将来にわたって様々な場面で幸せを実感し、そして子育て世帯が安心してこどもを産み育てることができるよう、子育て子育てを地域みんなで支えあえるまちを目指すため、以下の「基本理念」を設定します。

すべてのこどもが

しあわせを実感できるまち かとう

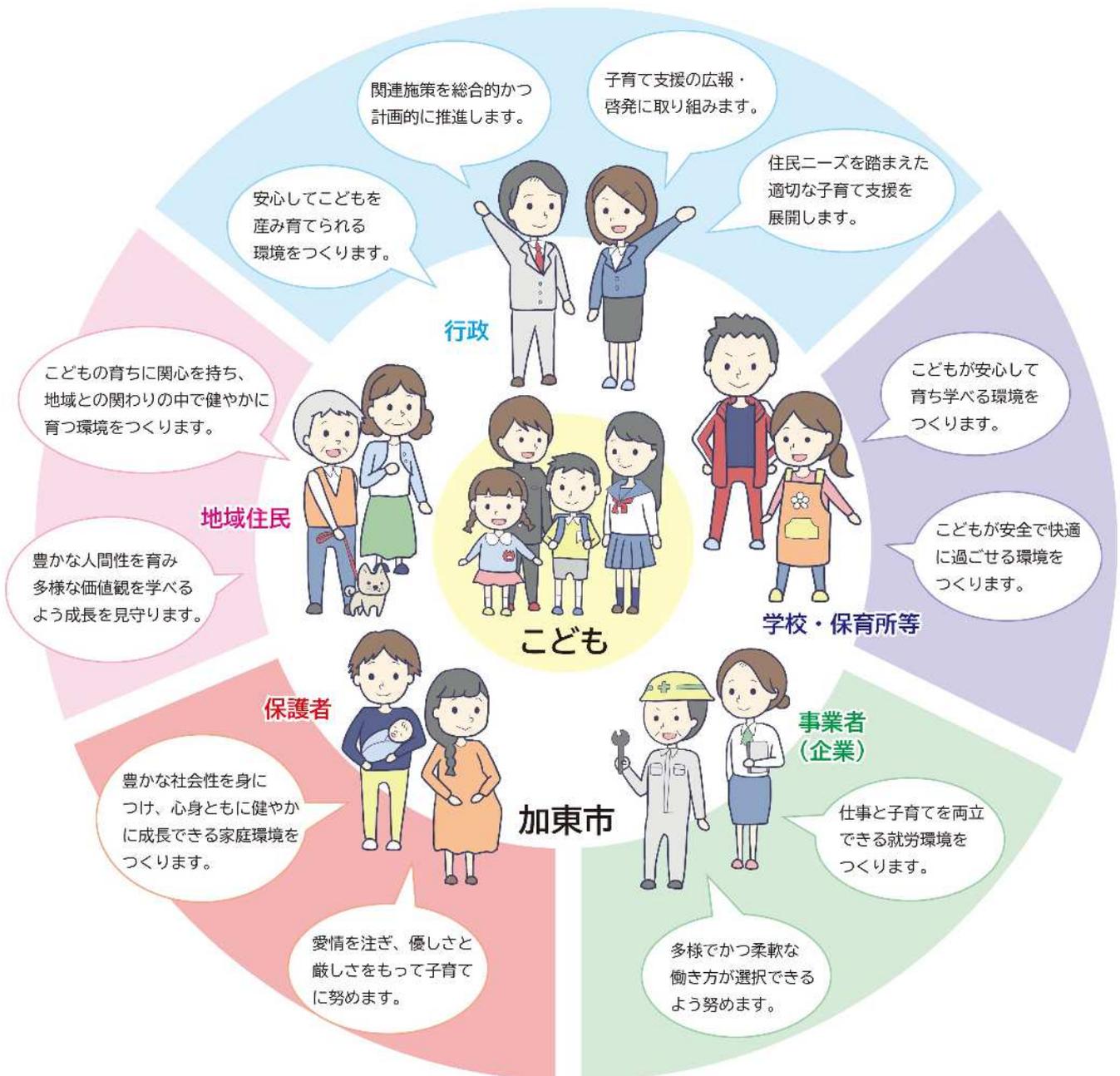
～子育て子育てをみんなで支えあうまちに～

<sup>※27</sup> 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中のすべての子どもの人権（権利）を国際的に保障するために定められ、世界で最も広く受け入れられている人権条約のこと。1989年の第44回国連総会において採択され、日本も1994年に批准しています。18歳未満の人たちを子どもと定義し、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様に、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

## 2 基本的な視点

こども施策を実効性のあるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業などの多様な場で、年齢、性別を問わず、すべての人がこどもや子育て中の方々を支えあい、応援するといった社会全体の意識改革を進める必要があります。

行政、保護者、地域住民、事業者（企業）、学校・保育所等が、様々な取組やアクションをつなげていき、「こどもまんなか社会」を推進していきます。



### 3 基本目標

基本理念の実現を目指すため、4つの基本目標を設定し、具体的な施策に取り組み、「こどもまんなか社会」を推進します。

基本目標

1

#### こども・若者が自分らしく暮らせるまちづくり

こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるまちを目指します。

基本目標

2

#### すべてのこどもが健やかに育つ環境づくり

こどもの幸せのため、心身の健康を育む環境を整え、こどもの生命と人権が尊重され、健やかに育つことができるまちを目指します。

基本目標

3

#### 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

親の子育てに対する不安や負担を軽くすることで、安心してこどもを産み育てることができるまちを目指します。

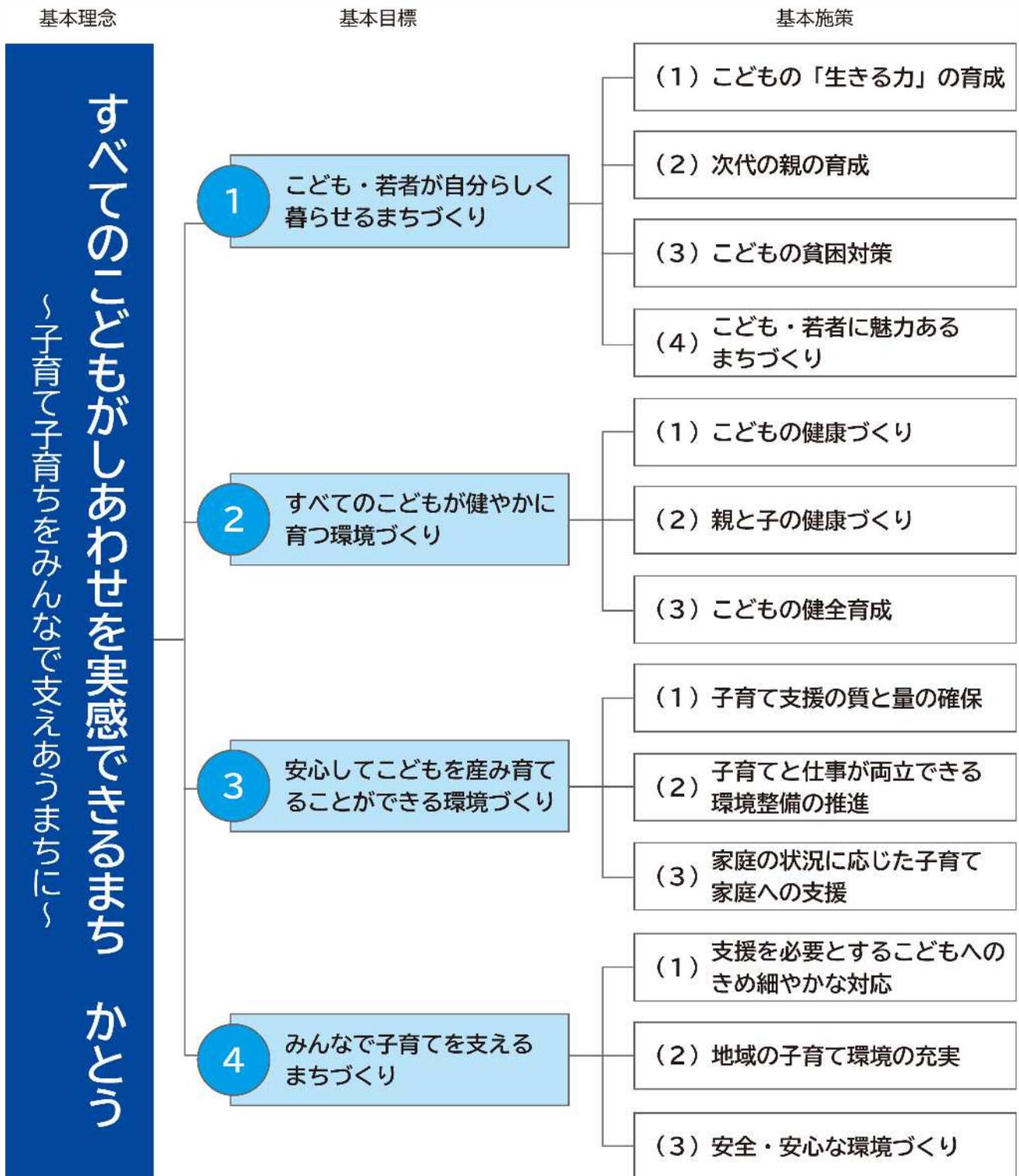
基本目標

4

#### みんなで子育てを支えるまちづくり

地域に住む一人ひとりが子育て子育てを支えあい、企業、学校、行政等がこどもの成長をあたたく見守り、応援するまちを目指します。

## 4 施策体系



# 第4章

## 施策の展開

第1期加東市こども計画



基本目標

1

### こども・若者が自分らしく暮らせるまちづくり

#### こども・若者の将来の姿

- 安心して自分の意見を言うことができ、その意見が大切にされている
- 一人ひとりの最善の利益が、その人の意見を踏まえて十分に考慮されている
- やりたいことへのチャレンジや、多様な経験を重ねることができる機会が充実している
- ICT※28の効果的な活用などにより教育環境が整い、学校生活が充実している
- 自分の将来や夢、目標に向かって進むことができている

#### 保護者、事業者（企業）、地域等に期待すること

- 保護者は、こどもが基本的な生活習慣を身につけられるよう家庭環境をつくる
- 保護者や家族は、家庭でのコミュニケーションを大切にする
- 事業者は、若者をはじめ市民の生活基盤となる雇用の充実に努める
- 事業者は、こどもを育てるために、体験活動などに携わるよう努める
- 地域は、地域の人々とこどもたちが交流できる機会をつくるとともに、学校等が実施する学習や事業に協力する

#### 市が取り組むこと

- 豊かな心を育むための就学前教育の充実や、職員間の交流などによる連携強化に取り組む
- こどもが安心して過ごしたり、多様な経験を重ねたりすることができる場や幅広い世代が集い・交流できる機会の充実に取り組む
- 生まれ育った環境に左右されないよう、様々な支援制度に基づく貧困対策の推進に取り組む
- 就労支援や働く場の創出により、雇用の充実に努めるとともに、若者や働く世代の定住化の促進に取り組む

※28 ICTとは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、IT（情報技術）に情報通信を表すコミュニケーションを加えた概念のこと。

## 基本施策（１）こどもの「生きる力」の育成

すべてのこどもが健やかに成長し、「生きる力」を育むためには、発達段階に応じた子育て支援を提供することが重要であり、こどもが主体的に行動できる力を培い、伸ばしていく教育・保育環境づくりを推進します。

### ① 就学前教育・保育の充実

No. 1-01	<拡充>	担当課	学校教育課、こども教育課
取組名	小学校・保育所等の連携強化		
取組内容	入学前児童の学校訪問を通じて、異年齢のこども同士の交流やふれあいの機会を積極的に提供します。また、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積極的な連携を図ります。		

No. 1-02		担当課	こども教育課
取組名	就学前教育・保育の充実		
取組内容	こどもの自主性・社会性の形成を支援し、人間形成の基礎となる豊かな心を育むため、保育所や認定こども園において基本的な生活習慣の指導や集団遊び、体験活動など、こどもの興味や好奇心に基づいた活動を行います。また、親子ふれあい活動や未就園児の会などの子育て支援を実施し、家庭や地域と連携を深め、「開かれた園づくり」を実践します。		

No. 1-03		担当課	こども教育課
取組名	保育士・保育教諭等の資質向上及び適正配置		
取組内容	乳児保育や幼児教育に加え、障害児等保育や特別支援教育の充実、多様な児童への適切な保育を提供するため、研修等により保育士・保育教諭等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い保育・教育を提供します。また、こどもと深く関わる保育士・保育教諭等を適正に配置することで、こどもたちの安全・安心、健全育成につなげます。		

No. 1-04		担当課	こども教育課
取組名	幼児期における人権教育の推進		
取組内容	幼児期に「やさしさ」「思いやり」といった心を育み、「違いを違いと思わない」絶対人権感覚を培うため、保育所・認定こども園で親子を対象に、幼児期人権教育事業を実施します。		

### ② 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育活動

No. 1-05		担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	生命と心を大切にする教育の推進		
取組内容	生命の大切さや思いやりの心などを育て、いじめや自殺などをなくすための啓発やSOSの出し方に関する教育に取り組みます。また、高齢者や障害者への理解を深め、社会活動に積極的に参加する意欲や態度を育みます。		

No. 1-06		担当課	学校教育課
取組名	キャリア教育の充実		
取組内容	夢や目標を持ち、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、本物の芸術やプロフェッショナルの高度な技能を授業に取り入れるとともに、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。		

No. 1-07		担当課	学校教育課
取組名	I C T教育の充実		
取組内容	情報活用能力の向上を図るため、プログラミング教育や児童生徒の主体的な学びを促進する学習活動を計画的に実施するなど、I C Tを効果的に活用した教育を推進します。個別最適な学びと協働的な学びを充実させるための学習アプリやプログラミング教材など、一人1台端末の効果的な活用を図ります。また、情報を正しく判断し、よりよく活用するとともに、責任をもって情報発信しようとする態度や能力を育成するため、情報モラル <sup>※29</sup> 教育を推進します。		

No. 1-08		担当課	学校教育課
取組名	発達段階に応じた体験活動の充実		
取組内容	こどもの自立心・人や社会と関わる力を育成し、豊かな情操を培うため、自然とふれあう体験型環境学習（小学校3年生）や自然体験活動（小学校5年生）などに取り組みます。また、地域での職場体験を通して社会に関わることの大切さを実感し、思いやりの心や責任感をもって行動する力を育成するため、トライやる・ウィーク（中学校2・8年生）などに取り組みます。		

No. 1-09		担当課	学校教育課
取組名	道徳教育の充実		
取組内容	家庭や地域の理解や協力を得ながら道徳教育を推進するため、授業参観やオープンスクールの機会を捉え、道徳科の授業を公開します。また、自分の考えの発表、仲間の考えを聞く「他者との対話」や、心の中で仲間の考えと自分の考えを比べ自分の考えを発展させて考えを深める授業を推進するために、教員研修を実施し、指導方法や評価方法の工夫改善を図ります。		

No. 1-10		担当課	学校教育課
取組名	小・中・義務教育学校における人権教育の推進		
取組内容	多様な個性や文化的・社会的背景をもつ人々と豊かに共生する心を育むとともに、共に生きようとする意欲や態度を育成するため、必要な環境を整備し、多様な価値観に対する理解を図ります。また、人権教育カリキュラムに基づき、教科等において、人権の歴史や人権問題などについて系統的に学ぶことにより、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成するとともに、いじめをはじめとする、あらゆる差別や偏見を許さない態度や行動を育み、関係機関と連携して、身近な差別を防止する取組を推進します。		

No. 1-11		担当課	小中一貫教育推進室
取組名	ふるさと学習「かとう学」の推進		
取組内容	こどもたちの郷土愛を醸成するため、加東市のひと・もの・ことについて学習する「かとう学」を推進します。また、ふるさと学習の機会拡充やカリキュラムの改訂に取り組みます。		

※29 モラルとは、人が現実社会において守るべきとされる規範や善悪の判断基準のこと。

### ③ 魅力ある学校づくり

No. 1-12		担当課	教育総務課
取組名	学校教育施設や設備の整備・充実		
取組内容	児童生徒が安全・快適に学校生活が送れるよう、学校施設を適切に維持管理するとともに、質の高い学習環境の整備を計画的に進めます。また、学校施設を各種団体や個人に貸し出し、市民等の活動の場として開放します。		

No. 1-13		担当課	学校教育課
取組名	学習支援等に係る人材派遣の充実		
取組内容	児童生徒へのきめ細やかな指導を一層充実させ、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図るために、教員を志望する学生などを小・中・義務教育学校に派遣します。また、小・中・義務教育学校へ外国人英語指導助手（ALT）を配置し、活用できる英語力の育成や英語教育の充実を図ります。		

No. 1-14	<拡充>	担当課	学校教育課
取組名	生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実		
取組内容	中学校・義務教育学校（後期課程）の部活動に配置している専門的な指導者の人数を増やし、顧問と指導者の連携を密にすることで、安全性の確保及び活動の活性化を図ります。また、部活動の地域移行（展開）に向け、こどもが幅広いスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、地域の実情に応じて、持続可能な活動の機会を確保し、課題を踏まえながら円滑な地域移行（展開）を進めます。		

No. 1-15		担当課	学校教育課
取組名	スクールカウンセラーの配置		
取組内容	いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、中学校・義務教育学校（後期課程）と小学校・義務教育学校（前期課程）5校にスクールカウンセラーを配置し、こどもの心の相談の充実を図ります。また、スクールカウンセラーと教職員・保護者との更なる連携により、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校などについての理解と支援の輪を広げます。		

No. 1-16	<拡充>	担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	不登校児童生徒への支援		
取組内容	学校を長期にわたり欠席している児童生徒に対して、個々の状態に応じた支援・相談を行うとともに、小・中・義務教育学校において、不登校児童生徒の減少に向けた取組を組織的に実施します。また、自立を図るきめ細やかな指導を実施するため、指導員の配置体制の充実及び研修体制の整備など、教育支援センターへ通所する児童生徒の自立や学校復帰につなげます。		

No. 1-17		担当課	小中一貫教育推進室
取組名	小中一貫教育の推進		
取組内容	加東の未来を担うこどもたちにより良い教育を提供するため、小中一貫校の整備をはじめとする設備面の充実に努めるとともに、9年間を通じた系統性・連続性のあるカリキュラムを実践します。		

No. 1-18	再掲 No. 1-06	担当課	学校教育課
取組名	キャリア教育の充実		
取組内容	夢や目標を持ち、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、本物の芸術やプロフェッショナルの高度な技能を授業に取り入れるとともに、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。		

## 基本施策（２）次代の親の育成

職業体験活動や乳幼児とのふれあいなどを通して、社会と関わることの大切さや豊かな情操を培うとともに、命の大切さや相手を思いやる心を育み、家庭やこどもを持つことをイメージするきっかけづくりを推進します。

No. 1-19		担当課	こども教育課
取組名	乳幼児にふれあう機会づくりの充実		
取組内容	児童生徒に乳幼児とふれあう機会を設け、その体験を通して、命の大切さやこどもを産み育むことの大切さを伝えます。		

No. 1-20	再掲 No. 1-06、1-18	担当課	学校教育課
取組名	キャリア教育の充実		
取組内容	夢や目標を持ち、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、本物の芸術やプロフェッショナルの高度な技能を授業に取り入れるとともに、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。		

No. 1-21	再掲 No. 1-08	担当課	学校教育課
取組名	発達段階に応じた体験活動の充実		
取組内容	こどもの自立心・人や社会と関わる力を育成し、豊かな情操を培うため、自然とふれあう体験型環境学習（小学校3年生）や自然体験活動（小学校5年生）などに取り組みます。また、地域での職場体験を通して社会に関わることの大切さを実感し、思いやりの心や責任感をもって行動する力を育成するため、トライやる・ウィーク（中学校2・8年生）などに取り組みます。		

## 基本施策（３）こどもの貧困対策

生まれ育った環境に左右されることなく、十分な教育が受けられるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、教育支援・生活支援・就労支援・経済的支援の制度等に基づき、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

### ① 教育の支援

No. 1-22		担当課	教育総務課
取組名	就学援助・特別支援教育就学奨励費の助成		
取組内容	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒や、特別支援学校で教育を受ける児童生徒の保護者に対して、教育に係る費用の一部を援助し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。		

No. 1-23		担当課	教育総務課
取組名	奨学金給付制度の実施		
取組内容	経済的理由などにより高等学校への就学が困難な生徒の保護者に対して、一定額の奨学金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。		

No. 1-24		担当課	学校教育課
取組名	地域における学習機会の確保		
取組内容	放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童生徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。また、長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、児童生徒一人ひとりの学習意欲に応えます。		

No. 1-25		担当課	こども教育課
取組名	幼児教育・保育の一部無償化		
取組内容	総合的な少子化対策を推進する一環として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。		

No. 1-26	再掲 No. 1-06、1-18、1-20	担当課	学校教育課
取組名	キャリア教育の充実		
取組内容	夢や目標を持ち、その実現に向かって進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成するため、本物の芸術やプロフェッショナルの高度な技能を授業に取り入れるとともに、各発達段階に即して「学ぶこと」「働くこと」「生きること」など将来の生き方を理解し、自己の社会的役割について考える力の育成を図ります。		

No. 1-27	再掲 No. 1-15	担当課	学校教育課
取組名	スクールカウンセラーの配置		
取組内容	いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、中学校・義務教育学校（後期課程）と小学校・義務教育学校（前期課程）5校にスクールカウンセラーを配置し、こどもの心の相談の充実を図ります。また、スクールカウンセラーと教職員・保護者との更なる連携により、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校などについての理解と支援の輪を広げます。		

No. 1-28	<拡充>再掲 No. 1-16	担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	不登校児童生徒への支援		
取組内容	学校を長期にわたり欠席している児童生徒に対して、個々の状態に応じた支援・相談を行うとともに、小・中・義務教育学校において、不登校児童生徒の減少に向けた取組を組織的に実施します。また、自立を図るきめ細やかな指導を実施するため、指導員の配置体制の充実及び研修体制の整備など、教育支援センターへ通所する児童生徒の自立や学校復帰につなげます。		

## ② 生活の安定に資するための支援

No. 1-29		担当課	福祉総務課
取組名	養育支援訪問事業の実施		
取組内容	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談や指導、助言などを行い、適切な養育をサポートします。		

No. 1-30		担当課	教育総務課
取組名	小中学校給食費の無償化		
取組内容	子育て世帯を支援するため、市内在住の児童生徒を対象に小中学校の給食費の無償化を実施し、経済的負担の軽減を図ります。		

No. 1-31		担当課	生涯学習課
取組名	ひょうご放課後プラン（地域子ども教室）の推進		
取組内容	放課後におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や行事を地域の方々の協力を得て、長時間一人で過ごし孤立しないよう、こどもの居場所を確保するとともに、地域との交流活動を推進します。		

### ③ 保護者の就労支援

No. 1-32	<拡充>	担当課	福祉総務課
取組名	自立支援教育訓練給付金等の支給		
取組内容	主体的な能力開発の取組や就職に有利な資格取得を支援し、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図るため、資格取得に係る費用の一部を支給します。		

No. 1-33		担当課	福祉総務課
取組名	母子父子自立支援員による相談		
取組内容	ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を支援するため、必要な情報提供や相談・指導など、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。		

### ④ 経済的支援

No. 1-34		担当課	保険医療課
取組名	母子家庭等医療費の助成		
取組内容	年齢が18歳の年度末 <sup>※30</sup> までの子ども又は20歳未満の高校在学中の子ども・若者を監護する母又は父及びそれに監護される子ども・若者、遺児の受給対象者で、所得基準を満たす者に対して医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。ただし、こどもの年齢が18歳の年度末までは乳幼児等・子ども医療費により助成します。		

No. 1-35		担当課	福祉総務課、社会福祉課
取組名	各種手当の支給		
取組内容	子育て世帯やこどもの心身の状況に応じて、要件に該当する子育て世帯や子どもに対して各種手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。		

No. 1-36	再掲 No. 1-22	担当課	教育総務課
取組名	就学援助・特別支援教育就学奨励費の助成		
取組内容	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒や、特別支援学校で教育を受ける児童生徒の保護者に対して、教育に係る費用の一部を援助し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。		

No. 1-37	再掲 No. 1-23	担当課	教育総務課
取組名	奨学金給付制度の実施		
取組内容	経済的理由などにより高等学校への就学が困難な生徒の保護者に対して、一定額の奨学金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。		

※30 18歳の年度末とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの期間のこと。

No. 1-38	再掲 No. 1-25	担当課	こども教育課
取組名	幼児教育・保育の一部無償化		
取組内容	総合的な少子化対策を推進する一環として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。		

No. 1-39	再掲 No. 1-30	担当課	教育総務課
取組名	小中学校給食費の無償化		
取組内容	子育て世帯を支援するため、市内在住の児童生徒を対象に小中学校の給食費の無償化を実施し、経済的負担の軽減を図ります。		

## 基本施策（４）こども・若者に魅力あるまちづくり

若者の自立に向けた就労支援や働く場の創出により、生活基盤となる雇用の充実を目指します。また、若者や働く世代の定住化を促進するため、住宅の取得を支援するとともに、各種団体等と連携しながら、子育て世代をはじめとした幅広い世代が集い・交流できるまちの拠点づくりを推進します。

No. 1-40		担当課	まちづくり創造課
取組名	魅力ある働く場の創出		
取組内容	民間事業者との連携・協力により、産業団地の創出に取り組み、若者をはじめ市民の生活基盤となる雇用の充実を目指します。		

No. 1-41		担当課	まちづくり創造課
取組名	にぎわいあふれるまちの拠点づくりの推進		
取組内容	やしろショッピングパーク Bio 周辺エリアの更なる都市機能の充実に向けて、民間活力の活用により土地利用を促進するとともに、まちの拠点づくりコンソーシアム <sup>※31</sup> を中心に地域で活躍する事業者や団体等と連携し、地域活性化イベントを実施するなど、子育て世代をはじめとした幅広い世代が集い・交流できるまちの拠点づくりを推進します。		

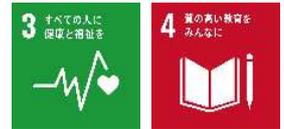
No. 1-42		担当課	商工観光課
取組名	若者の自立に向けた就労支援		
取組内容	「加東市就労支援室（雇用相談業務委託先）」において、若者の求職活動や職場定着を支援するとともに、「さんだ若者サポートステーション（厚生労働省業務委託先）」とも連携し、加東市内で開催される「出張キャリア相談」などを案内します。		

No. 1-43		担当課	都市政策課
取組名	働く世代・新婚世帯の住宅取得支援		
取組内容	働く世代の定住化を促進するため、市内に住宅を取得した方に費用の一部を助成します。また、婚姻に伴う新生活を支援するため、婚姻を機に市内で新生活を始める新婚世帯に新居に係る費用の一部を助成します。		

※31 まちの拠点づくりコンソーシアムとは、地域事業者や団体との連携などによりまちの拠点づくりを推進し、人のにぎわいやくつろぎ、交流を創造することによって加東市の活性化を図る団体のこと。

## 目標となる指標

指標名	取組 No	方向性	令和5年度【実績値】	令和11年度【目標値】
<b>情報収集、資料作成ができる児童生徒の割合</b> (児童生徒アンケートにおいて、ICT機器を活用した情報の収集、発表資料の作成ができる児童生徒の割合)	1-07	↗	25.6%	44.0%
<b>自分の考えや行動に影響があったと感じる生徒の割合</b> (児童生徒アンケートにおいて、トライやる・ウィーク期間中に自分の考えや行動に影響があったと回答した生徒の割合)	1-08	↗	66.4%	75.0%
<b>「道徳」に関する保護者アンケートで授業に満足していると回答した割合</b> (児童生徒アンケートにおいて、道徳科の授業で自らの考えが深まり、グループなどでの活動に取り組む児童生徒の割合)	1-09	↗	94.3%	96.0%
<b>講演に満足している児童生徒の割合</b> (児童生徒アンケートにおいて、「(やや)講演に満足している」と回答した児童生徒の割合)	1-10	↗	96.6%	97.0%
<b>学習支援員派遣人数</b> (教員を志望する学生等を小・中・義務教育学校に派遣した人数)	1-13	↗	35人	40人
<b>乳幼児にふれあう機会の実施状況</b> (児童館事業における児童生徒と乳幼児のふれあう機会の実施状況)	1-19	↗	1回	6回
<b>地域子ども教室への延べ参加児童数</b> (公民館事業における地域子ども教室への参加児童数)	1-31	↗	5,939人	6,000人
<b>まちの拠点におけるイベント参加者</b> (まちの拠点で開催するイベントの参加者数)	1-41	↗	13,547人 (R3実績)	18,600人
<b>住まいの地域への愛着度</b> (市民アンケート(児童生徒向け)において、住まいの地域に対して「(どちらかというと)好き」と回答した児童生徒の割合)	-	↗	91.6%	95.0%



## すべてのこどもが健やかに育つ環境づくり

### こども・若者の将来の姿

- 友達や家族などとコミュニケーションが取れ、良好な関係が保たれている
- 友達や家族などに出かけたり、過ごすことができる安全で安心な場所がある
- 家庭や学校、保育所などで食事がきちんと取れ、規則正しい生活が送れている
- 体験活動やイベントに参加して、地域の人と交流ができている
- 学校や図書館、家庭などで本に触れる機会が増えている

### 保護者、事業者（企業）、地域等に期待すること

- 保護者は、学校や地域などの活動や行事に進んで参加する
- 保護者や家族は、各種健診などを受診し、こどもの心身の健康を確保する
- 保護者や家族は、様々な機会を通して幼少期からの生活習慣の基礎づくりに努める
- 事業者や地域は、安全安心な食材の提供に努める
- 地域は、様々な世代の人が参加し、交流できる地域活動の実施に努める

### 市が取り組むこと

- 保健・医療・福祉体制の充実に取り組む
- 様々な体験活動の実施により、こどもの居場所の確保に取り組む
- こどもや子育て世帯のニーズに対応したサービスを充実し、本に親しめる環境づくりに取り組む
- 健やかな成長のための発達段階に応じた子育て支援の提供に取り組む

## 基本施策（１）こどもの健康づくり

こどもの心身の健康を確保し、いきいきと暮らせるよう「食」の大切さを伝える食育事業などを推進するとともに、発育・発達段階に応じた生活習慣についての正しい知識、情報を提供し、健康づくりに関する事業の充実を図ります。

No. 2-01		担当課	健康課
取組名	生活習慣の確立		
取組内容	乳幼児健診や教室等で個別相談を実施するなど、正しい生活習慣が身に付くよう保護者に対して情報を提供します。また、ケーブルテレビや広報紙を活用して普及啓発を図るなど、様々な機会を通して幼少期からの「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開し、生活習慣の基礎づくりを推進します。		

No. 2-02		担当課	健康課
取組名	各種乳幼児健診・育児教室の実施		
取組内容	乳幼児健診や教室等を通して、こどもの成長を確認し、疾病や発達の遅れなどの早期発見を行うとともに、保健指導や虫歯予防、正しい歯磨き指導などより、育児支援やこどもの健康保持・増進に努めます。		

No. 2-03		担当課	健康課
取組名	こどもの健康に関する啓発		
取組内容	乳幼児健診や相談等でのリーフレット配布やポスター掲示など、様々な機会を捉えて、こどもの健康に関する事故予防や生活リズム、情報電子機器（スマートフォンやタブレット等）の利用方法などの啓発を行います。		

No. 2-04		担当課	学校給食センター
取組名	学校給食を活用した食育指導		
取組内容	栄養教諭等により、小・中・義務教育学校と学校給食センターが連携を図り、学校給食を活用した食育活動を推進します。また、小学校及び義務教育学校（前期課程）の全クラスを栄養教諭が訪問し、食事マナーや食事を通じて豊かな人間性（心身の健康・社会性）を築く食育指導を行います。さらに、中学校及び義務教育学校（後期課程）の給食時間に栄養教諭が全クラスを訪問し、喫食状況や給食時の衛生管理を確認するほか、学校の希望により食育指導を行います。		

No. 2-05		担当課	学校給食センター
取組名	「かとう和食の日 <sup>※32</sup> 」の啓発		
取組内容	日本の伝統的な食文化を学ぶ機会として、学校給食で和食給食を提供します。また、給食だよりや食育だよりを通して、児童生徒だけでなく保護者にも和食の良さや朝食の大切さ、食べることの重要性を理解してもらうよう周知・啓発を行うなど、積極的に推進活動を行います。		

No. 2-06		担当課	こども教育課
取組名	食に関する意識啓発		
取組内容	地産地消を含めた伝統的な行事食や、手軽で栄養的にも配慮された家庭料理の普及に努めるとともに、園だよりなどを通して、保護者に対して「栄養」「食」に関する情報を提供します。		

※32 かとう和食の日とは、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食が、栄養バランスに優れていることや記念日に制定されていることから、加東市を挙げて11月24日を和食に親しめる日として定めたもの。

## 基本施策（２）親と子の健康づくり

妊娠や出産に関する正しい知識の提供に努め、妊娠中の心得や出産に向けた準備等について、両親がともに安心して参加できる機会を提供するとともに、食育や食について意識啓発を図ります。

### ① 親と子の健康の確保

No. 2-07		担当課	健康課
取組名	母子・父子健康手帳の交付		
取組内容	妊婦の健康管理のため、母子健康手帳交付時にすべての妊婦へ個別に面接し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じて、必要な情報提供及び助言を行います。また、パパママクラスの参加勧奨や父子健康手帳の交付を通して、父親の子育て力の向上や子育て意識の醸成を図ります。		

No. 2-08		担当課	健康課
取組名	各種健康診査費等の助成		
取組内容	妊婦健康診査や産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健康診査などの妊娠・出産等にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、安心して出産・子育てができるよう支援します。		

No. 2-09		担当課	健康課
取組名	乳児家庭全戸訪問事業の実施		
取組内容	保健師等が家庭を訪問し、乳児の発育・発達の確認や、保護者への育児相談・助言等を行います。		

### ② 食育の推進

No. 2-10	再掲 No. 2-01	担当課	健康課
取組名	生活習慣の確立		
取組内容	乳幼児健診や教室等で個別相談を実施するなど、正しい生活習慣が身に付くよう保護者に対して情報提供を行います。また、ケーブルテレビや広報紙を活用して普及啓発を図るなど、様々な機会を通して幼少期からの「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開し、生活習慣の基礎づくりを推進します。		

No. 2-11	再掲 No. 2-04	担当課	学校給食センター
取組名	学校給食を活用した食育指導		
取組内容	栄養教諭等により、小・中・義務教育学校と学校給食センターが連携を図り、学校給食を活用した食育活動を推進します。また、小学校及び義務教育学校（前期課程）の全クラスを栄養教諭が訪問し、食事マナーや食事を通じて豊かな人間性（心身の健康・社会性）を築く食育指導を行います。さらに、中学校及び義務教育学校（後期課程）の給食時間に栄養教諭が全クラスを訪問し、喫食状況や給食時の衛生管理を確認するほか、学校の希望により食育指導を行います。		

No. 2-12	再掲 No. 2-05	担当課	学校給食センター
取組名	「かとう和食の日」の啓発		
取組内容	日本の伝統的な食文化を学ぶ機会として、学校給食で和食給食を提供します。また、給食だよりや食育だよりを通して、児童生徒だけでなく保護者にも和食の良さや朝食の大切さ、食べることの重要性を理解してもらうよう周知・啓発を行うなど、積極的に推進活動を行います。		

No. 2-13	再掲 No. 2-06	担当課	こども教育課
取組名	食に関する意識啓発		
取組内容	地産地消を含めた伝統的な行事食や、手軽で栄養的にも配慮された家庭料理の普及に努めるとともに、園だよりなどを通して、保護者に対して「栄養」「食」に関する情報を提供します。		

## 基本施策（3）こどもの健全育成

すべてのこどもが健やかに成長していくためには、発達段階に応じた子育て支援や様々な体験活動の場を提供し、こどもの自主性や社会性などを育成するとともに、地域のみんでこどもの健やかな成長を見守ります。

### ① 学校におけるこどもの健全育成の推進

No. 2-14	<拡充>	担当課	学校教育課
取組名	学校運営協議会の設置		
取組内容	小中一貫校では学校運営協議会 <sup>※33</sup> を設置し、学校運営に地域の声を積極的に生かすなど、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。また、災害等からのこどもたちの安全確保や、こどもたちが自ら体験し学ぶ機会の充実などに向け、地域と学校との連携に取り組みます。		

No. 2-15		担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	こどもの情報モラルの醸成		
取組内容	インターネットの有害情報からこどもたちを守り、ネット犯罪等の被害者にも加害者にもならないよう、ネット見守り活動や保護者、地域への啓発に取り組みます。また、こどもたちの発達段階に応じた情報モラル学習を行います。		

No. 2-16		担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	喫煙・飲酒・薬物の害に関する正しい知識の普及		
取組内容	喫煙や飲酒、薬物乱用、過剰なダイエット、心の健康問題等に関する学習の機会を設け、ライフスキル能力の育成に努めます。また、加東健康福祉事務所、小野市・加東市医師会等との連携を密にし、様々な機会を活用して知識の普及に努めるほか、ポスターやパンフレット等による啓発など、予防的な取組を行います。		

No. 2-17		担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	青少年の健全育成活動の推進		
取組内容	青少年の健全育成を阻害する問題を早期に解決するため、地域と連携しながら、通学路の安全確保や補導活動などに取り組みます。特に、有害なネット環境からこどもを守るため、「加東市ネット見守り隊 <sup>※34</sup> 」を中心に、地域・学校・保護者と連携しながら、様々な取組を進めます。		

※33 学校運営協議会とは、学校と保護者や地域の皆様がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながらこどもたちの成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める組織のこと。

※34 加東市ネット見守り隊とは、市内各小・中・義務教育学校PTAや加東警察署、加東市教育委員会等が連携し、有害情報やネットいじめ・誹謗中傷からこどもたちを守るとともに、インターネット上のトラブルや犯罪行為の早期発見・早期解決に向けて、学校と保護者が密接に連携しながら、こどもたちの発達の段階に応じたインターネット上のルールやマナーを守ることを目的として設置したものの。

No. 2-18	再掲 No. 1-08、1-21	担当課	学校教育課
取組名	発達段階に応じた体験活動の充実		
取組内容	こどもの自立心・人や社会と関わる力を育成し、豊かな情操を培うため、自然とふれあう体験型環境学習（小学校3年生）や自然体験活動（小学校5年生）などに取り組みます。また、地域での職場体験を通して社会に関わることの大切さを実感し、思いやりの心や責任感をもって行動する力を育成するため、トライやる・ウィーク（中学校2・8年生）などに取り組みます。		

No. 2-19	<拡充>再掲 No. 1-14	担当課	学校教育課
取組名	生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実		
取組内容	中学校・義務教育学校（後期課程）の部活動に配置している専門的な指導者の人数を増やし、顧問と指導者の連携を密にすることで、安全性の確保及び活動の活性化を図ります。また、部活動の地域移行（展開）に向け、こどもが幅広いスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、地域の実情に応じて、持続可能な活動の機会を確保し、課題を踏まえながら円滑な地域移行（展開）を進めます。		

## ② 公民館における体験活動等の推進

No. 2-20		担当課	生涯学習課
取組名	小学生チャレンジスクール <sup>※35</sup> の実施		
取組内容	学校や学年の異なるこどもたちに野外活動や工作教室など、普段の生活ではできない有意義な体験活動の場を提供し、こどもの健全育成を図ります。また、新規参加者の増加を図るとともに、参加定員の拡充や事業の充実に取り組みます。		

No. 2-21		担当課	生涯学習課
取組名	スポーツ活動を通じた地域の交流促進		
取組内容	出前講座によるニュースポーツ体験を通じて、地域の世代間交流の活性化を促進します。		

No. 2-22	再掲 No. 1-31	担当課	生涯学習課
取組名	ひょうご放課後プラン（地域子ども教室）の推進		
取組内容	放課後におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や行事を地域の方々の協力を得て、長時間一人で過ごし孤立しないよう、こどもの居場所を確保するとともに、地域との交流活動を推進します。		

## ③ 本に親しめる環境づくりの推進

No. 2-23	<拡充>	担当課	中央図書館
取組名	こどもの読書活動の推進		
取組内容	幼児・小学生に絵本などの読み聞かせをするおはなし会をはじめ、家庭でも読み聞かせができるよう、「はじめてであうえほん」事業に絵本などのプレゼントを加え、新たにスタートした「ブックスタート事業」を継続して実施します。また、こどもを中心とした参加型の読書活動推進事業を実施し、こどもの読書活動を推進します。		

※35 小学生チャレンジスクールとは、青少年の健全育成を促進するために、地域住民・企業・団体などの支援の下、学校や学年の異なるこどもたちが、土・日曜日や長期休業日に行う普段できない野外活動や体験活動のこと。

No. 2-24		担当課	中央図書館
取組名	こどもの読書環境の整備・充実		
取組内容	こども・若者等が身近に本に触れ、本に親しむことができるよう、蔵書の充実や効果的な情報発信など、読書環境の整備・充実に取り組みます。		

#### ④ 地域でこどもを育てる環境づくりの推進

No. 2-25		担当課	福祉総務課
取組名	活動拠点づくりと見守り活動の推進		
取組内容	こどもや子育て家庭を見守り、支えあう地域社会づくりに向けて、住民相互の自主的な活動である小地域福祉活動 <sup>※36</sup> 推進地区への支援や普及啓発を行い、地域の活動拠点づくりや見守り活動などを推進します。		

No. 2-26		担当課	福祉総務課
取組名	関係団体との連携強化		
取組内容	地域内の福祉問題の解決、助けあい活動のネットワークづくりを進めるために、民生委員・児童委員・民生児童協力委員、地区・自治会、婦人会等と協力しながら地域でのきめ細やかな見守り・助けあい活動に取り組みます。		

No. 2-27	再掲 No. 1-24	担当課	学校教育課
取組名	地域における学習機会の確保		
取組内容	放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童生徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。また、長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、児童生徒一人ひとりの学習意欲に応えます。		

#### 目標となる指標

指標名	取組 No	方向性	令和5年度【実績値】	令和11年度【目標値】
<b>21時までに就寝するこどもの割合</b> (3歳児健診の間診票において、就寝時間が21時までのこどもの割合)	2-01 2-10	↑	63.1% (R3実績)	71.0%
<b>乳幼児健診の受診率</b> (4か月・1歳6か月・3歳児健診を受診した乳幼児の平均値の割合)		↑	98.1%	100.0%
<b>仕上げ磨きをする親の割合</b> (1歳6か月児健診・3歳児健診の間診票において、親が仕上げ磨きをする平均値の割合)	2-02	↑	71.9%	80.0%
<b>新生児又は乳児の家庭訪問実施率</b> (保健師等が生後4か月未満のいる家庭を訪問した割合)	2-09	↑	96.9%	100.0%
<b>小学生チャレンジスクールに年1回以上参加した児童数</b> (公民館事業における工作教室等の体験活動へ参加した児童数)	2-20	↑	285人	300人
<b>0歳～39歳の個人利用者数(延べ)の割合</b> (図書館の個人利用者数全体から見た0歳～39歳の利用者数の割合)		↑	24.9%	28.4%
<b>0歳～39歳の個人貸出冊数の割合</b> (図書館の個人貸出冊数全体から見た0歳～39歳の貸出冊数の割合)	2-24	↑	32.8%	35.8%

※36 小地域福祉活動とは、社会福祉協議会が支援する地区・自治会単位の福祉活動のこと。



## 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

### 子ども・若者の将来の姿

- 安心して子どもを産み育てる環境が整い、元気に生活している
- 保護者や地域などから愛情が注がれ、心身とも健康になっている
- 切れ目のない支援を受け、健やかに成長している
- 友達や家族などとコミュニケーションが取れ、良好な関係が保たれている

### 保護者、事業者（企業）、地域等に期待すること

- 保護者は、子どもが健やかに成長するため、子育てに必要なサービスを適切に利用している
- 事業者は、男女ともに仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりに努める
- 地域は、子どもや子育て世帯とコミュニケーションを取り、育児支援や不安解消に努める

### 市が取り組むこと

- こどもの育ちを支えるための教育・保育施設等の充実に取り組む
- 相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援の充実に取り組む
- 子育ての情報や相談、子育て家庭の状況に応じた支援の充実に取り組む
- 育児休業を取得しやすい環境をつくるために、様々な機会を通じて意識啓発や制度定着の推進に取り組む

## 基本施策（１）子育て支援の質と量の確保

多様化するニーズに対応するため、子育て支援サービスの充実を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、相談体制の強化に努めるとともに、質の高い教育・保育が受けられる環境づくりを推進します。

### ① 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

No. 3-01	<拡充>	担当課	こども教育課
取組名	公立認定こども園の施設整備		
取組内容	園児数の変化や老朽化などに応じた改修・整備を計画的に行うとともに、安全・快適な保育環境を整えるため、施設を適正に維持・管理します。		

No. 3-02		担当課	こども教育課
取組名	私立保育所等の施設整備		
取組内容	施設の計画的な改修などに係る費用の一部を助成し、保育環境の改善のための整備を支援するとともに、快適な保育環境を整えるため、施設の適正な維持・管理を支援します。		

No. 3-03	<拡充>	担当課	こども教育課
取組名	保育の受け皿の確保		
取組内容	待機児童や保留児童 <sup>※37</sup> の解消に向けて保育の受け皿を確保するため、保育士等の就労支援をはじめ、更なる保育体制の充実や新たな保育サービスを検討するとともに、保育所・認定こども園の定員や規模、運営などに関して総合的に検討します。		

No. 3-04		担当課	こども教育課
取組名	認定こども園化の推進		
取組内容	保育所と幼稚園の両方の良さを併せ持つ認定こども園化を推進します。		

No. 3-05	<拡充>再掲 No. 1-01	担当課	学校教育課、こども教育課
取組名	小学校・保育所等の連携強化		
取組内容	入学前児童の学校訪問を通じて、異年齢のこども同士の交流やふれあいの機会を積極的に提供します。また、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積極的な連携を図ります。		

No. 3-06	再掲 No. 1-02	担当課	こども教育課
取組名	就学前教育・保育の充実		
取組内容	こどもの自主性・社会性の形成を支援し、人間形成の基礎となる豊かな心を育むため、保育所や認定こども園において基本的な生活習慣の指導や集団遊び、体験活動など、こどもの興味や好奇心に基づいた活動を行います。また、親子ふれあい活動や未就園児の会などの子育て支援を実施し、家庭や地域と連携を深め、「開かれた園づくり」を実践します。		

<sup>※37</sup> 保留児童とは、保育所などに入所を希望しているが、入所要件にも該当しているが、待機児童の定義にあてはまらないため、待機児童としてカウントされていない児童のこと。

No. 3-07	再掲 No. 1-03	担当課	こども教育課
取組名	保育士・保育教諭等の資質向上及び適正配置		
取組内容	乳児保育や幼児教育に加え、障害児等保育や特別支援教育の充実、多様な児童への適切な保育を提供するため、研修等により保育士・保育教諭等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い保育・教育を提供します。また、こどもと深く関わる保育士・保育教諭等を適正に配置することで、こどもたちの安全・安心、健全育成につなげます。		

## ② 多様な子育て支援の提供

No. 3-08		担当課	福祉総務課
取組名	子育て短期支援事業の実施		
取組内容	保護者が病気や冠婚葬祭などの理由により、家庭でこどもを一時的に養育することができなくなった場合に、児童福祉施設や里親でこどもの養育・保護を行います。		

No. 3-09		担当課	福祉総務課
取組名	子育て世帯訪問支援事業の実施		
取組内容	家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭又は妊産婦、ヤングケアラー <sup>※38</sup> 等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児などを支援します。		

No. 3-10		担当課	健康課
取組名	妊娠・出産・子育てすこやか事業の実施		
取組内容	妊娠期から妊婦に寄り添い、安心して出産・育児ができるよう、相談支援と経済的支援を一体的に実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。		

No. 3-11		担当課	健康課
取組名	子育て見守り支援事業の実施		
取組内容	子育て経験のある配達員が、生後5か月から満1歳になるこどものいる家庭を対象に、毎月1回、紙おむつやベビーフード等の子育て用品をお届けし、こどもと保護者を見守る「かとうすこやか定期便」を実施するなど、経済的負担の軽減を図ります。また、子育てに関する悩みや不安の聞き取り、子育てに関する情報提供を行うなど、精神的不安の軽減を図ります。		

No. 3-12		担当課	健康課
取組名	産後ケア費用助成事業の実施		
取組内容	出産後1年未満の産婦を対象に、医療機関や助産所で受ける産後ケア（宿泊型、日帰り型、訪問型）の費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、産後に心身ともに安心して育児ができるよう支援します。		

No. 3-13	<拡充>	担当課	こども教育課
取組名	子育て家庭を応援する新たな保育サービスの提供		
取組内容	保護者の就労の有無や理由に関わらず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育施設を時間単位で利用できる新たな制度「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施し、すべてのこどもの育ちを応援します。また、家庭の事情で突発的に子育て支援を受けたい保護者のために、新たな一時預かりサービスを検討します。		

※38 ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

No. 3-14	担当課	こども教育課
取組名	放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の実施	
取組内容	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校・義務教育学校（前期課程）に就学している児童に対して、家庭に代わる生活の場として、アフタースクールで受け入れるとともに、安全・快適に過ごせる環境を整えるため、新たな施設の整備や施設を適正に維持・管理します。また、多様な児童を適切に保育するため、研修などにより支援員等の資質向上に努めます。	

No. 3-15	担当課	こども教育課
取組名	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の実施	
取組内容	「子育ての応援をしてほしい」人と「子育ての応援をしたい」人が、依頼会員、協力会員、両方会員のいずれかの会員に登録し、ファミリー・サポート・センター（アドバイザー）が仲介して、会員同士のスムーズな相互援助活動が地域において行えるよう支援します。	

No. 3-16	担当課	こども教育課
取組名	延長保育事業の実施	
取組内容	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開所時間を延長して保育を実施します。	

No. 3-17	担当課	こども教育課
取組名	一時預かり事業の実施	
取組内容	保護者の就労などの事由による保育ニーズに対応するため、幼稚園及び認定こども園の在園児（1号認定）を主な対象とした一時預かり事業（幼稚園型）を実施します。また、幼稚園型以外に、保護者の就労や疾病、冠婚葬祭などにより、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、こどもを保育所等で一時的に預かります。	

No. 3-18	担当課	こども教育課
取組名	休日保育事業の実施	
取組内容	多様化する保育ニーズに対応するため、必要に応じて、日曜・祝日に保育を実施します。	

No. 3-19	担当課	こども教育課
取組名	病児・病後児保育事業の実施	
取組内容	病児・病後児保育施設で、病気中や病気からの回復期のため、小学校・保育所等での集団生活が困難で、保護者の就労などの理由で保護者が保育できないこどもを一時的に預かります。また、安全・快適な保育環境を整えるため、施設を適正に維持・管理するとともに、改修・整備を計画的に行います。	

No. 3-20	担当課	こども教育課
取組名	地域子育て支援拠点の充実	
取組内容	地域子育て支援拠点において、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行い、子育ての不安や負担感の軽減を図ります。また、児童館等を安全・快適に利用できるよう、施設の空調設備やLED照明等の更新・修繕などを行い、適正に維持・管理するとともに、改修・整備を計画的に行います。	

### ③ 子育てに関する相談体制の充実

No. 3-21	担当課	福祉総務課、こども教育課
取組名	情報提供・相談体制づくり	
取組内容	子育てに関する情報提供を行うほか、講演会、学習会の実施、子育ての不安や負担を軽減するため、児童厚生員や子ども家庭支援員による相談事業を実施します。また、子育て中の保護者やこどもが集う施設において、自然に悩みが相談できるような雰囲気や適切な相談体制づくりに努めます。	

No. 3-22	担当課	健康課、福祉総務課
取組名	子育てスマイルセンター（こども家庭センター） <sup>※39</sup> の機能強化	
取組内容	保健師や支援員を配置し、妊娠・出産・子育てに関する悩みや心配事などの相談に応じ、解決に向けた支援を行います。また、多様化・複雑化した相談内容に対応できるよう、支援員の資質向上に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。	

No. 3-23	担当課	健康課
取組名	産後うつ病の予防	
取組内容	精神疾患や不安が強いなどの支援が必要な妊婦には、妊娠中から支援を行うとともに、出産後は、乳児家庭全戸訪問で産後うつ傾向の有無を確認し、必要な人には、継続的な支援や関係機関との連絡調整を行い、産後のうつ病予防を行います。	

No. 3-24	担当課	健康課
取組名	発達段階に応じた相談・教室の実施	
取組内容	離乳食もぐもぐ教室や10か月児相談、2歳児育児教室、5歳児発達相談、子育て何でも相談等を通じて、こどもの発育・発達の観察や育児相談、離乳食の作り方や栄養相談、就学に向けた準備や子育てについて考える機会の提供など、発達段階に応じたきめ細かな育児支援を行います。	

No. 3-25	担当課	発達サポートセンター
取組名	発達相談等の充実	
取組内容	支援が必要な方がその人らしく生活できることを目指し、発達相談等を通して、適切な関わり方などについて助言します。また、こどもの発達について、悩みや気になることがある保護者が気軽に相談できる場を提供し、早期の療育につなげます。	

No. 3-26	担当課	発達サポートセンター
取組名	こども巡回相談の実施	
取組内容	こどもの発達について、心配や悩みがある保護者からの希望により、市内在住で保育所等に所属している園児について、保育所などでの様子を観察し、所属する保育所等とともに相談に応じます。	

No. 3-27	担当課	こども教育課
取組名	利用者支援事業の実施	
取組内容	子育て家庭や妊産婦の身近な場所に利用者支援員を配置し、相談や援助、情報提供を行うほか、適切な施設・事業が利用できるよう支援します。	

※39 こども家庭センターとは、子どもや子育て世帯、妊産婦を対象に、一体的な相談支援を行う機能を有する機関のこと。加東市では「子育てスマイルセンター」と言う。

No. 3-28	再掲 No. 1-33	担当課	福祉総務課
取組名	母子父子自立支援員による相談		
取組内容	ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を支援するため、必要な情報提供や相談・指導など、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。		

#### ④ 子育て情報提供サービスの充実

No. 3-29		担当課	秘書広報課、企画政策課、こども教育課
取組名	SNS※40等を活用した子育て情報の提供		
取組内容	広報紙やホームページ、SNSを活用し、暮らしに関する情報や児童館等のイベント情報を周知するとともに、子育てに関する情報などを発信します。		

No. 3-30		担当課	社会福祉協議会
取組名	まちの子育てひろばの情報提供		
取組内容	保育所・認定こども園、まちの子育てひろばの活動や子育てイベントなどの情報を掲載し、保育所・認定こども園や公共施設、子育てサークル等へ情報誌を配布するとともに、ホームページで発信します。		

No. 3-31		担当課	学校教育課
取組名	保護者との連携体制づくり		
取組内容	小・中・義務教育学校のホームページの定期的な更新や保護者へのタイムリーな情報提供などにより、保護者との連携を密にし、信頼関係づくりに努めることで、こども一人ひとりの健やかな発達を促す環境をつくります。		

## 基本施策（２）子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

育児休業制度等の取得促進や、職場環境の改善、家庭における固定的な役割分担の見直しなど、性別にとらわれず子育てと仕事が両立できる環境づくりや、男女共同参画に対する意識啓発を図ります。

### ① 職場環境の整備への働きかけ

No. 3-32		担当課	人権協働課、商工観光課
取組名	育児休業等の定着・取得促進		
取組内容	育児休業の取得促進のために、事業者に対して様々な機会を通じて制度定着への呼びかけに努めるとともに、広報紙などを通じて意識啓発を行います。		

No. 3-33		担当課	人権協働課、商工観光課
取組名	平等な職場環境の確立に向けた啓発		
取組内容	事業所に対して、職場における固定的な性別役割分担意識の解消や男性中心の職場慣行の是正や働き方を見直し、実質的に平等な雇用均等と待遇の確保について、広報紙やホームページなどを活用し啓発します。		

※40 SNSとは、Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、個人がインターネット上で双方向のコミュニケーションを行い、情報を共有したり、自己表現ができるサービスのこと。

No. 3-34		担当課	人権協働課、商工観光課
取組名	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発		
取組内容	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発など、様々な活動をバランスよく実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙やホームページなどを活用し啓発します。		

No. 3-35		担当課	人権協働課、商工観光課
取組名	多様な働き方の啓発		
取組内容	仕事と家庭生活・地域活動等の両立を目指し、子育て等の状況に応じた働き方ができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、事業者への意識啓発や環境づくりを進めます。		

## ② 家庭への男女共同参画の啓発

No. 3-36		担当課	人権協働課
取組名	男女共同参画セミナー等の開催		
取組内容	男性の育児・家事への参画を促すための講座などを開催します。		

No. 3-37	再掲 No. 2-07	担当課	健康課
取組名	母子・父子健康手帳の交付		
取組内容	妊婦の健康管理のため、母子健康手帳交付時にすべての妊婦へ個別に面接し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じて、必要な情報提供及び助言を行います。また、パパママクラスの参加勧奨や父子健康手帳の交付を通して、父親の子育て力の向上や子育て意識の醸成を図ります。		

No. 3-38	再掲 No. 3-34	担当課	人権協働課、商工観光課
取組名	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発		
取組内容	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発など、様々な活動をバランスよく実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙やホームページなどを活用し啓発します。		

No. 3-39	再掲 No. 3-35	担当課	人権協働課、商工観光課
取組名	多様な働き方の啓発		
取組内容	仕事と家庭生活・地域活動等の両立を目指し、子育て等の状況に応じた働き方ができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、事業者への意識啓発や環境づくりを進めます。		

## 基本施策（３）家庭の状況に応じた子育て家庭への支援

経済的な支援を必要とする子育て家庭に対して、制度に基づく支援を行うことにより、子育てにかかる費用の軽減を図るとともに、こどもが健やかに成長できるような機会をつくり、子育て家庭の支援や地域での子育て支援の充実を図ります。

### ① 子育て家庭への経済的支援

No. 3-40		担当課	保険医療課
取組名	重度障害者（児）医療費の助成		
取組内容	身体障害者手帳（１級・２級）、療育手帳（Ａ判定）、精神障害者保健福祉手帳（１級）の所持者で所得基準を満たす者に対して、医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。ただし、１８歳の年度末までのこどもについては、乳幼児等・こども医療費により助成します。		

No. 3-41		担当課	保険医療課
取組名	乳幼児等・こども医療費の助成		
取組内容	０歳から高校３年生に相当する年齢（１８歳の年度末）のこども・若者の医療費について、所得制限を設けることなく対象年齢すべてのこども・若者の医療費の自己負担額の無料化を継続し、経済的負担の軽減を図ります。		

No. 3-42		担当課	保険医療課
取組名	未熟児養育医療給付の実施		
取組内容	医師が入院による養育が必要と判断した未熟児に対して、保険適用となる入院医療費の自己負担額及び入院時食事療養費に係る自己負担額の全額を給付し、経済的負担の軽減を図ります。		

No. 3-43		担当課	福祉総務課
取組名	子育て世帯スマイル交付金の支給		
取組内容	未来を担うこどもの健やかな育成と子育て環境の向上を目的に、基準日時点で６か月以上継続して市内に居住し、満１歳から６歳までのこどもを養育する家庭へ交付金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。		

No. 3-44	再掲 No. 1-22、1-36	担当課	教育総務課
取組名	就学援助・特別支援教育就学奨励費の助成		
取組内容	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒や、特別支援学校で教育を受ける児童生徒の保護者に対して、教育に係る費用の一部を援助し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。		

No. 3-45	再掲 No. 1-23、1-37	担当課	教育総務課
取組名	奨学金給付制度の実施		
取組内容	経済的理由などにより高等学校への就学が困難な生徒の保護者に対して、一定額の奨学金を支給し、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。		

No. 3-46	再掲 No. 1-25、1-38	担当課	こども教育課
取組名	幼児教育・保育の一部無償化		
取組内容	総合的な少子化対策を推進する一環として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。		

No. 3-47	再掲 No. 1-30、1-39	担当課	教育総務課
取組名	小中学校給食費の無償化		
取組内容	子育て世帯を支援するため、市内在住の児童生徒を対象に小中学校の給食費の無償化を実施し、経済的負担の軽減を図ります。		

No. 3-48	再掲 No. 1-35	担当課	福祉総務課、社会福祉課
取組名	各種手当の支給		
取組内容	子育て世帯やこどもの心身の状況に応じて、要件に該当する子育て世帯やこどもに対して各種手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。		

No. 3-49	再掲 No. 2-08	担当課	健康課
取組名	各種健康診査費等の助成		
取組内容	妊婦健康診査や産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健康診査などの妊娠・出産等にかかる費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、安心して出産・子育てができるよう支援します。		

No. 3-50	再掲 No. 3-10	担当課	健康課
取組名	妊娠・出産・子育てすこやか事業の実施		
取組内容	妊娠期から妊婦に寄り添い、安心して出産・育児ができるよう、相談支援と経済的支援を一体的に実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。		

No. 3-51	再掲 No. 3-11	担当課	健康課
取組名	子育て見守り支援事業の実施		
取組内容	子育て経験のある配達員が、生後5か月から満1歳になるこどものいる家庭を対象に、毎月1回、紙おむつやベビーフード等の子育て用品をお届けし、こどもと保護者を見守る「かとうすこやか定期便」を実施するなど、経済的負担の軽減を図ります。また、子育てに関する悩みや不安の聞き取り、子育てに関する情報提供を行うなど、精神的不安の軽減を図ります。		

No. 3-52	再掲 No. 3-12	担当課	健康課
取組名	産後ケア費用助成事業の実施		
取組内容	出産後1年未満の産婦を対象に、医療機関や助産所で受ける産後ケア（宿泊型、日帰り型、訪問型）の費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、産後に心身ともに安心して育児ができるよう支援します。		

## ② ひとり親家庭に対する支援の充実

No. 3-53	<拡充>再掲 No. 1-32	担当課	福祉総務課
取組名	自立支援教育訓練給付金等の支給		
取組内容	主体的な能力開発の取組や就職に有利な資格取得を支援し、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図るため、資格取得に係る費用の一部を支給します。		

No. 3-54	再掲 No. 1-33、3-28	担当課	福祉総務課
取組名	母子父子自立支援員による相談		
取組内容	ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を支援するため、必要な情報提供や相談・指導など、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。		

No. 3-55	再掲 No. 3-22	担当課	健康課、福祉総務課
取組名	子育てスマイルセンター（こども家庭センター）の機能強化		
取組内容	保健師や支援員を配置し、妊娠・出産・子育てに関する悩みや心配事などの相談に応じ、解決に向けた支援を行います。また、多様化・複雑化した相談内容に対応できるよう、支援員の資質向上に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図ります。		

## ③ 家庭教育の学習機会の充実

No. 3-56		担当課	生涯学習課
取組名	社会教育団体の活動支援		
取組内容	市文化連盟や連合婦人会、連合PTA、子育て応援ネット推進連絡会など、地域住民の自主的な参画による社会教育団体の活動を支援し、多世代の交流や家庭教育に係る意識啓発を図ります。		

No. 3-57		担当課	こども教育課
取組名	子育て支援講座の開催		
取組内容	児童館等において、親の学びの機会の提供として子育てに関する講座を開催し、保護者への知識普及・向上に努めるとともに、家庭教育の重要性を啓発します。		

No. 3-58		担当課	こども教育課
取組名	学ぶ場や交流する場の提供		
取組内容	少人数による講座、体験活動、子育てに関する講演会などを実施し、子育て家庭に学びの機会を提供することで、子育て力の向上を図ります。また、乳幼児を持つ親とそのこどもが気軽に集まり、交流する場を提供することで、子育て家庭の支援や地域での子育て支援の充実を図ります。		

## 目標となる指標

指標名	取組 No	方向性	令和5年度【実績値】	令和11年度【目標値】
<b>保育所・認定こども園の待機児童数</b> (保育所・認定こども園において4月1日時点に発生する待機児童数)	3-03	↓	1人	0人
<b>保育所・認定こども園の保留児童数</b> (保育所・認定こども園において4月1日時点に発生する保留児童数)		↓	63人	14人
<b>認定こども園への移行施設数</b> (保育所から認定こども園へ移行した施設数)	3-04	↑	0か所	1か所
<b>この地で子育てをしたいと思う保護者の割合</b> (乳幼児健診の問診票において、この地域で子育てをしたいと思う保護者の割合)	3-10 3-50	↑	96.8% (R3実績)	98.0%
<b>育児用品の手渡し率</b> (子育て見守り支援事業において、配達員が家庭訪問時に、子育て用品を手渡した割合)	3-11 3-51	↑	84.2%	86.0%
<b>産後1か月時点で産後うつハイリスク者の割合</b> (エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)が9点以上を示した人の割合)	3-23	↓	8.1%	7.0%
<b>10か月児相談と2歳児育児教室の参加率</b> (10か月児相談と2歳児育児教室に参加した親子の参加率の平均値)	3-24	↑	92.45%	95.4%
<b>父親の育児休業取得率</b> (市民アンケート(保護者向け)において、育児休業を取得した(取得中)と回答した就学前児童の父親の割合)	3-32	↑	11.6%	30.0%
<b>男性向け家事・育児講座の参加人数</b> (市が実施する男性向け家事・育児講座に参加した数)	3-36	↑	11人	108人 (累計)
<b>子育て支援講座の実施数</b> (児童館において子育てに関する講座を実施した回数)	3-57	↑	1回	2回



## 基本目標 4

# みんなで子育てを支えるまちづくり

### こども・若者の将来の姿

- 周囲や地域の人々とコミュニケーションが取れ、良好な関係が保たれている
- 障害の有無、生まれや育ちの環境に関わらず、安心して暮らせている
- 地域で育ったことを幸せに感じて、地域に愛着を持ち、住み続けたいと思っている
- 地域全体で子育てを支え、健やかに育っている

### 保護者、事業者（企業）、地域等に期待すること

- 保護者は、地域や子育て支援拠点のイベントなどに積極的に参加するよう努める
- 地域は、様々な世代の人が参加し、交流できる地域活動の実施に努める
- 地域は、こどもや子育て家庭が孤立しないようコミュニケーションを図る
- 様々な団体に属する人々がそれぞれの立場でこどもを支えあい、子育て支援の協力を努める

### 市が取り組むこと

- 地域での安全・安心な暮らしを実現するため、防犯体制などの環境整備と支援の充実に取り組む
- 妊娠中の保護者や子育て世帯、こどもが参加・交流できる拠点づくりの充実に取り組む
- 関係機関が連携し、児童虐待などの未然防止・早期発見のための施策の充実に取り組む
- 関係団体との交流を促進し、子育て支援の担い手となる人材の発掘・育成に取り組む
- こどもの健康を守るための医療体制の充実に取り組む

## 基本施策（１）支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応

様々な困難を抱える家庭に対して、その家庭に応じたきめ細やかな対応が必要であり、地域で安心して生活できる環境の整備や、健全な発育を支援するとともに、関係機関との連携に努め、発見から再発防止、自立に至るまでの総合的な支援体制の充実を図ります。

### ① 虐待防止対策の充実

No. 4-01		担当課	福祉総務課
取組名	DV <sup>※41</sup> （ドメスティック・バイオレンス）防止教育の推進		
取組内容	交際相手と互いの人権を尊重する考えを養うため、生徒に対して、デートDV <sup>※42</sup> に関する授業を実施します。		

No. 4-02		担当課	福祉総務課
取組名	虐待に対する支援体制の強化		
取組内容	警察や民間団体等からなる虐待防止ネットワークを強化するとともに、子ども家庭支援員による訪問、窓口・電話相談を実施し、児童虐待等の不適切な状況を改善できるように努めます。また、子育てスマイルセンター（こども家庭センター）の機能強化や、要保護児童 <sup>※43</sup> 等の早期発見、迅速な支援、関係機関との情報共有など、支援の充実を図ります。		

No. 4-03		担当課	福祉総務課、健康課
取組名	家庭への虐待防止の意識啓発		
取組内容	乳幼児健診等での問診や訪問時、パンフレットの配布やホームページ掲載等を通じて、保護者への虐待防止の意識啓発を行うとともに、虐待の早期発見・早期支援を行います。		

No. 4-04		担当課	福祉総務課、健康課
取組名	子育てに関する相談窓口の啓発		
取組内容	市内の学校、保育所・認定こども園・児童館等へのパンフレットの配布等を通じて、子育て何でも相談、育児何でもダイヤル相談、24時間虐待ホットラインなどの相談窓口の啓発を行います。		

No. 4-05		担当課	学校教育課・青少年センター、こども教育課
取組名	学校・保育所等における見守り		
取組内容	保育所・認定こども園や学校等において、保育士・保育教諭や教員による日常の園児・児童生徒の見守りを大切にし、虐待の早期発見に努めます。		

※41 DVとは、Domestic Violence の略で、配偶者や交際相手などの親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力のこと。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を支配することも暴力に含まれる。

※42 デートDVとは、DVのうち婚姻関係のない交際相手（又は元交際相手）から受ける暴力のこと。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を支配することも暴力に含まれる。

※43 要保護児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童のこと。

No. 4-06		担当課	加東市民病院
取組名	病院における見守り		
取組内容	虐待を受けたこどもを診察時に発見した場合は、速やかに関係機関へ通報するなど、適切に対応します。		

## ② 障害のあるこどもへの施策の充実

No. 4-07		担当課	社会福祉課
取組名	障害福祉サービスの充実		
取組内容	「加東市障害児福祉計画」及び「加東市障害福祉計画」に基づき、障害のある人の日常生活を支える障害児通所支援(児童福祉法に基づく通所サービス)及び日中活動系サービスの提供基盤を充実させます。		

No. 4-08		担当課	社会福祉課
取組名	地域生活支援事業の充実		
取組内容	日中一時支援や移動支援、日常生活用具の給付など、障害のある人が自立した日常生活を送るための支援を充実させます。		

No. 4-09		担当課	社会福祉課
取組名	補装具費の給付・借受等の費用助成		
取組内容	身体に障害のある人の日常生活や社会生活を支援するため、補装具の給付、借受け又は修理の費用を助成します。		

No. 4-10		担当課	社会福祉課
取組名	障害のある家庭への経済的支援		
取組内容	日常生活において常時介護が必要な障害のある人とその家庭に対して各種手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。		

No. 4-11		担当課	社会福祉課
取組名	障害のある人の相談支援		
取組内容	地域において生活するために必要な情報提供や助言を行うとともに、相談支援事業を社会福祉法人へ委託し、ライフステージに合わせた専門的な相談支援を行います。		

No. 4-12		担当課	健康課
取組名	特に支援が必要なこども・家庭への支援		
取組内容	先天性疾患、低出生体重児、早産児など、特に支援が必要とされるこどもとその家庭に対して、個々に応じたきめ細やかな対応を行います。また、必要に応じて、関係機関と情報共有、連携強化を図るとともに、各機関の役割分担を明確にし、支援を行います。		

## ③ 複合化・複雑化した課題のあるこどもへの支援

No. 4-13		担当課	教育総務課
取組名	特別支援教育支援員配置事業の実施		
取組内容	小学校・義務教育学校(前期課程)を対象とし、発達障害等により行動面で著しく不安定な児童や、その児童が在籍する学校に特別支援教育支援員を配置し、こどもの依存傾向が強くなりすぎないように留意しながら、必要な支援を行います。		

No. 4-14		担当課	発達サポートセンター
取組名	発達障害等の啓発		
取組内容	市民を対象に、発達障害等に関する知識や理解を深めるための講演会の充実を図ります。		

No. 4-15		担当課	発達サポートセンター
取組名	支援体制の充実		
取組内容	教育・福祉関係従事者を対象とした発達障害などに関する研修の実施や、学校・保育所等を訪問し、専門家による指導・助言を行うなど、関係者の資質及び指導力向上を図ります。		

No. 4-16		担当課	発達サポートセンター
取組名	サポートファイル <sup>※44</sup> の活用の推進		
取組内容	支援を必要とするこどもに対して、効果的で一貫した支援を行うために、保護者及び関係者が作成する「サポートファイル」の活用を推進し、関係機関との連携強化及びライフステージごとに集積した情報の共有を図ります。		

No. 4-17	再掲 No. 1-15、1-27	担当課	学校教育課
取組名	スクールカウンセラーの配置		
取組内容	いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、中学校・義務教育学校（後期課程）と小学校・義務教育学校（前期課程）5校にスクールカウンセラーを配置し、こどもの心の相談の充実を図ります。また、スクールカウンセラーと教職員・保護者との更なる連携により、校内の教育相談体制を強化するとともに、不登校などについての理解と支援の輪を広げます。		

No. 4-18	<拡充>再掲 No. 1-16、1-28	担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	不登校児童生徒への支援		
取組内容	学校を長期にわたり欠席している児童生徒に対して、個々の状態に応じた支援・相談を行うとともに、小・中・義務教育学校において、不登校児童生徒の減少に向けた取組を組織的に実施します。また、自立を図るきめ細やかな指導を実施するため、指導員の配置体制の充実及び研修体制の整備など、教育支援センターへ通所する児童生徒の自立や学校復帰につなげます。		

No. 4-19	再掲 No. 3-26	担当課	発達サポートセンター
取組名	こども巡回相談の実施		
取組内容	こどもの発達について、心配や悩みがある保護者からの希望により、市内在住で保育所等に所属している園児について、保育所などでの様子を観察し、所属する保育所等とともに相談に応じます。		

※44 サポートファイルとは、何らかの配慮や支援が必要なこどもについて、切れ目のない支援を行うために、保護者・学校や保育所等が一緒になって支援に必要な情報をまとめたもの。

## 基本施策（２）地域の子育て環境の充実

地域の中で子どもや子育て家庭が孤立しないよう、地域ぐるみで支えあうことができる環境づくりや、関係団体との交流を促進するとともに、子育て支援の担い手となる人材の発掘・育成に努めます。

### ① 顔の見える地域づくり

No. 4-20		担当課	社会福祉協議会
取組名	子育てサロンの開設		
取組内容	子育て中における不安や孤立しがちな親子などが、気軽に参加できるサロンを開設し、保護者同士の交流を促進します。		

No. 4-21		担当課	こども教育課
取組名	親子活動の推進		
取組内容	子育て世代の孤立を防ぎ、人とのつながりをつくるために子育て中の保護者と子どもが集まり、様々な活動を通じて親子のふれあい、保護者同士の交流を促進します。また、活動の周知や内容を工夫し、登録者数の増加に努めます。		

No. 4-22	再掲 No. 1-31、2-22	担当課	生涯学習課
取組名	ひょうご放課後プラン（地域子ども教室）の推進		
取組内容	放課後におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や行事を地域の方々の協力を得て、長時間一人で過ごし孤立しないよう、こどもの居場所を確保するとともに、地域との交流活動を推進します。		

No. 4-23	<拡充>再掲 No. 2-14	担当課	学校教育課
取組名	学校運営協議会の設置		
取組内容	小中一貫校では学校運営協議会を設置し、学校運営に地域の声を積極的に生かすなど、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。また、災害等からの子どもたちの安全確保や、子どもたちが自ら体験し学ぶ機会の充実などに向け、地域と学校との連携に取り組みます。		

No. 4-24	再掲 No. 2-21	担当課	生涯学習課
取組名	スポーツ活動を通じた地域の交流促進		
取組内容	出前講座によるニュースポーツ体験を通じて、地域の世代間交流の活性化を促進します。		

No. 4-25	再掲 No. 2-25	担当課	福祉総務課
取組名	活動拠点づくりと見守り活動の推進		
取組内容	子どもや子育て家庭を見守り、支えあう地域社会づくりに向けて、住民相互の自主的な活動である小地域福祉活動推進地区への支援や普及啓発を行い、地域の活動拠点づくりや見守り活動等を推進します。		

No. 4-26	再掲 No. 2-26	担当課	福祉総務課
取組名	関係団体との連携強化		
取組内容	地域内の福祉問題の解決、助けあい活動のネットワークづくりを進めるために、民生委員・児童委員・民生児童協力委員、地区・自治会、婦人会等と協力しながら地域でのきめ細やかな見守り・助けあい活動に取り組みます。		

No. 4-27	再掲 No. 3-30	担当課	社会福祉協議会
取組名	まちの子育てひろばの情報提供		
取組内容	保育所・認定こども園、まちの子育てひろばの活動や子育てイベントなどの情報を掲載し、保育所・認定こども園や公共施設、子育てサークル等へ情報誌を配布するとともに、ホームページで発信します。		

No. 4-28	再掲 No. 3-58	担当課	こども教育課
取組名	学ぶ場や交流する場の提供		
取組内容	少人数による講座、体験活動、子育てに関する講演会などを実施し、子育て家庭に学びの機会を提供することで、子育て力の向上を図ります。また、乳幼児を持つ親とそのこどもが気軽に集まり、交流する場を提供することで、子育て家庭の支援や地域での子育て支援の充実を図ります。		

## ② 地域の交流を通じた教育力の向上

No. 4-29	<拡充>再掲 No. 1-14、2-19	担当課	学校教育課
取組名	生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実		
取組内容	中学校・義務教育学校（後期課程）の部活動に配置している専門的な指導者の人数を増やし、顧問と指導者の連携を密にすることで、安全性の確保及び活動の活性化を図ります。また、部活動の地域移行（展開）に向け、こどもが幅広いスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、地域の実情に応じて、持続可能な活動の機会を確保し、課題を踏まえながら円滑な地域移行（展開）を進めます。		

No. 4-30	再掲 No. 1-24、2-27	担当課	学校教育課
取組名	地域における学習機会の確保		
取組内容	放課後に地域人材を活用した補充学習を実施し、児童生徒の学習機会の充実や基礎学力の定着を図ります。また、長期休業中に自主的な学習をサポートする場所や支援者を提供し、児童生徒一人ひとりの学習意欲に応えます。		

## ③ 地域の子育て人材づくり

No. 4-31		担当課	こども教育課
取組名	子育てサークル活動の支援		
取組内容	活動環境や運営方法についての助言や活動場所の確保・提供など、自主的な子育てグループを支援するとともに、関係機関が情報交換や連携を強化することで、支援の充実につなげます。また、子育てグループの結成や協力者・ボランティアの調整等の支援を行います。		

No. 4-32		担当課	こども教育課
取組名	子育てボランティア・子育てサポーターの育成		
取組内容	地域の人材を子育て支援に活用するため、リーダーや支援ボランティアの発掘と育成に努めます。また、子育てサークルなどにおいて、子育て当事者や子育て経験者が子育てサポーターとして活躍できる環境を整えます。		

No. 4-33	<拡充>再掲 No. 1-14、2-19、4-29	担当課	学校教育課
取組名	生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実		
取組内容	中学校・義務教育学校（後期課程）の部活動に配置している専門的な指導者の人数を増やし、顧問と指導者の連携を密にすることで、安全性の確保及び活動の活性化を図ります。また、部活動の地域移行（展開）に向け、こどもが幅広いスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、地域の実情に応じて、持続可能な活動の機会を確保し、課題を踏まえながら円滑な地域移行（展開）を進めます。		

## 基本施策（３）安全・安心な環境づくり

安心・安全な地域社会の実現に向けて、通学路等の危険箇所の点検や交通安全施設の整備を計画的に進めるなど、防犯体制・環境整備を充実させるとともに、安心して遊べる遊具等の維持・管理に努め、安全で快適な生活環境づくりを推進します。

### ① こどもがのびのびと過ごせる遊び場づくり

No. 4-34		担当課	土木課
取組名	計画的な公園遊具の整備等		
取組内容	親子連れを中心に幅広い世代の人が集えるよう、市民のニーズに対応した安全で利用しやすい公園施設・遊具の充実と緑化保全に取り組むとともに、定期的に公園の遊具等の安全点検を実施し、劣化や損傷の進行を未然に防止する対策を講じるほか、計画的に遊具等を更新します。		

No. 4-35		担当課	土木課
取組名	美しい遊び場環境の提供及び公園の整備		
取組内容	アドプトプログラム <sup>※45</sup> の実施により地域の人々による公園の維持管理の輪を広げるとともに、公園の定期的な清掃や除草、高木の剪定や芝生の刈込を行い、良好な景観を形成し、清潔な遊び場環境の維持に努めます。また、日常点検による公園の適切な管理を行います。		

No. 4-36	再掲 No. 1-31、2-22、4-22	担当課	生涯学習課
取組名	ひょうご放課後プラン（地域子ども教室）の推進		
取組内容	放課後におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や行事を地域の方々の協力を得て、長時間一人で過ごし孤立しないよう、こどもの居場所を確保するとともに、地域との交流活動を推進します。		

### ② 医療の充実

No. 4-37		担当課	健康課
取組名	かかりつけ医 <sup>※46</sup> の普及啓発		
取組内容	かかりつけ医を持つことの重要性や適正受診について、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診等で周知・啓発を行います。		

No. 4-38		担当課	健康課、加東市民病院
取組名	医療の整備及び啓発		
取組内容	こどもやその保護者が安心して暮らせるよう、小児科診療の体制維持に努めるとともに、乳児家庭全戸訪問や各種乳幼児健診、相談などで「小児救急（夜間、休日）」の上手なかかり方や子ども医療電話相談（＃８０００）の利用について普及啓発を行います。また、救急安心センター事業（＃７１１９）の実施に向けて取り組みます。		

※45 アドプトプログラムとは、地域や団体、事業者などが自主的に道路・河川・公園など公共の場所で、定期的に清掃・美化活動を行い、行政がそれを支援するボランティア制度のこと。

※46 かかりつけ医とは、健康に関することを何でも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。

### ③ 有害環境の浄化

No. 4-39		担当課	生活環境課
取組名	廃棄物の適正処理の推進		
取組内容	関係機関と連携し、環境やごみの分別に関する出前講座、学習会などを実施し、こどもから大人までの様々な世代に向けてごみ適正処理や資源再利用の意識向上を図ります。		

No. 4-40		担当課	生活環境課
取組名	良好な生活環境の維持		
取組内容	クリーンキャンペーンなど、市民・地域の自主的な地域美化活動を促進し、誰もがきれいと思えるまちづくりを推進します。		

### ④ こどもの交通安全の確保

No. 4-41		担当課	防災課
取組名	交通安全施設の整備		
取組内容	通学路で見通しの悪い交差点などにカーブミラーの設置や既存カーブミラーの更新を進めるとともに、事故多発箇所等には、注意喚起看板や啓発看板の設置を進めます。		

No. 4-42		担当課	防災課
取組名	交通安全教室の実施		
取組内容	関係機関と連携し、保育所・認定子ども園や市内の学校、各種イベント等において、啓発ビデオ鑑賞や信号機・自転車シミュレーターを使った歩行訓練、自転車の正しい乗り方の指導などを実施するほか、生徒に交通安全効果の高い自転車用反射板を配布し、交通安全意識を高めます。		

No. 4-43		担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	防犯対策の推進		
取組内容	児童生徒に対し、防犯ブザーの携帯や、集団登校・集団下校の実施による安全な登下校を指導するとともに、個々の危機管理能力を高め、自分の身は自分で守る意識を定着させていきます。		

### ⑤ こどもを犯罪被害から守るための活動の推進

No. 4-44		担当課	防災課
取組名	防犯に関する情報提供		
取組内容	メールサービス登録を促進するため、保育所・認定子ども園や学校等を通じてチラシを配布するとともに、兵庫防災ネットのメールサービスを利用した「かとう安全安心ネット」による犯罪・防犯情報の配信、ケーブルテレビなどによる情報提供を行います。		

No. 4-45		担当課	防災課
取組名	防犯灯・防犯カメラの設置		
取組内容	市内の学校等からの要望を基に、通学路等への防犯灯の整備を進めるとともに、新たな対策箇所の調査を実施し通学路の安全確保を図ります。また、主要な通学路や公共的空間で不審者出没情報のある箇所などに、防犯カメラの設置や自治会での防犯カメラ・センサーライトの設置に対し、補助金を交付します。		

No. 4-46		担当課	教育総務課、こども教育課
取組名	学校・保育所等の安全対策の推進		
取組内容	小・中・義務教育学校や保育所・認定こども園の防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、県警ホットラインや非常ベル通報器、防犯カメラなどの防犯設備を整備し、学校・保育所等の巡視の強化、危険箇所の点検などに取り組みます。		

No. 4-47	再掲 No. 2-15	担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	こどもの情報モラルの醸成		
取組内容	インターネットの有害情報から子どもたちを守り、ネット犯罪等の被害者にも加害者にもならないよう、ネット見守り活動や保護者、地域への啓発に取り組みます。また、子どもたちの発達段階に応じた情報モラル学習を行います。		

No. 4-48	再掲 No. 2-16	担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	喫煙・飲酒・薬物の害に関する正しい知識の普及		
取組内容	喫煙や飲酒、薬物乱用、過剰なダイエット、心の健康問題等に関する学習の機会を設け、ライフスキル能力の育成に努めます。また、加東健康福祉事務所、小野市・加東市医師会等との連携を密にし、様々な機会を活用して知識の普及に努めるほか、ポスターやパンフレット等による啓発など、予防的な取組を行います。		

No. 4-49	再掲 No. 2-17	担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	青少年の健全育成活動の推進		
取組内容	青少年の健全育成を阻害する問題を早期に解決するため、地域と連携しながら、通学路の安全確保や補導活動などに取り組みます。特に、有害なネット環境から子どもを守るため、「加東市ネット見守り隊」を中心に、地域・学校・保護者と連携しながら、様々な取組を進めます。		

No. 4-50	再掲 No. 4-43	担当課	学校教育課・青少年センター
取組名	防犯対策の推進		
取組内容	児童生徒に対し、防犯ブザーの携帯や、集団登校・集団下校の実施による安全な登下校を指導するとともに、個々の危機管理能力を高め、自分の身は自分で守る意識を定着させていきます。		

## 目標となる指標

指標名	取組 No	方向性	令和5年度【実績値】	令和11年度【目標値】
<b>部活動指導員の配置人数</b> (部活動外部指導者派遣事業において、中学校・義務教育学校(後期課程)の部活動に配置した指導者の数)	4-29	↗	12人	25人
<b>自主子育てサークルの登録数</b> (児童館において自主的な子育てサークルの登録数)	4-31	→	9サークル	9サークル
<b>こどものかかりつけ医を持つ親の割合</b> (4か月児健診と3歳児健の間診票において、こどものかかりつけ医を持っていると回答した保護者の平均値)	4-37	↗	90.9%	95.0%
<b>子ども医療電話相談(＃8000)を知っている親の割合</b> (4か月児健診の間診票において、子ども医療電話相談を知っている保護者の割合)	4-38	↗	90.0%	93.0%
<b>1日1人あたりの資源化量</b> (資源として排出された1人1日あたりの資源化の量)	4-39	↗	88g	106g
<b>防犯灯・防犯カメラの設置・更新数</b> (市内に設置している防犯灯・防犯カメラを更新及び設置した数)	4-45	↗	5,691灯 134台	6,000灯 170台

# 第5章

第1期加東市子ども計画

## 子ども・子育て支援事業の展開

子ども・子育て支援法第60条において、「内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。」とされており、基本指針に定めるべき事項が同条第2項に規定されています。

### 【国の基本指針に定めるべき事項】

- ① 子ども・子育て支援の意義に関する事項
- ② 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- ④ 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- ⑤ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- ⑥ その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

また、子ども・子育て支援法第61条において、「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」とされており、市町村子ども・子育て支援事業計画に定めるべき事項が同条第2項に規定されています。

### 【市町村子ども・子育て支援事業計画に定めるべき事項】

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の「確保の内容」

上記の内容を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画に該当する部分として、教育・保育提供区域及び5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」などを、次ページ以降に示します。

# 1 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市における教育・保育提供区域は、地域の実情を踏まえ、効率的に提供体制が整えられるよう、市全体を1区域として定めます。



※市立小・中・義務教育学校の区域は、「社地域」「滝野地域」「東条地域」の3区域です。

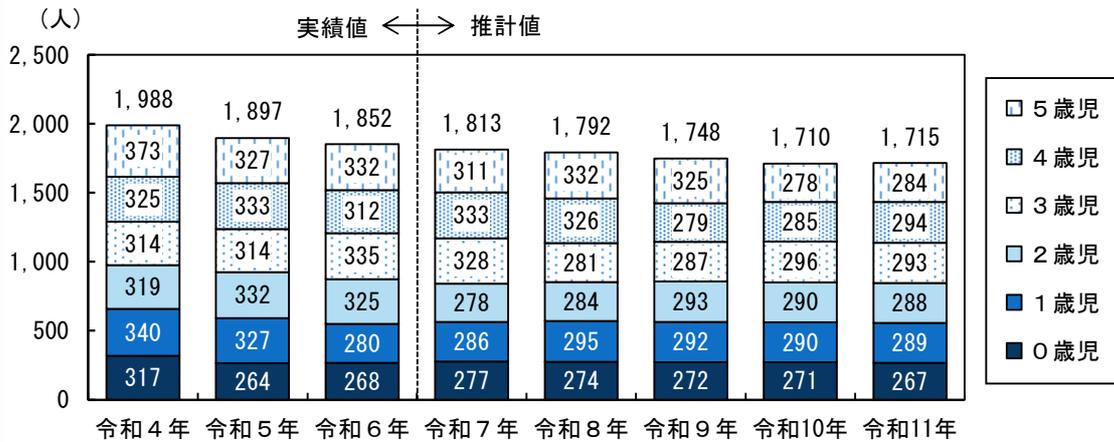
※⑯滝野東小学校、⑰滝野南小学校、⑱滝野中学校は、令和10年4月に、「滝野地域小中一貫校」として開校予定です。

## 2 児童人口の推計

児童人口の推計については、各年4月1日時点における令和4年から令和6年の住民基本台帳年齢別人口における人口の変化率を計算し、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して、令和7年から令和11年の将来人口を算出しました。

### (1) 就学前児童の人口推計

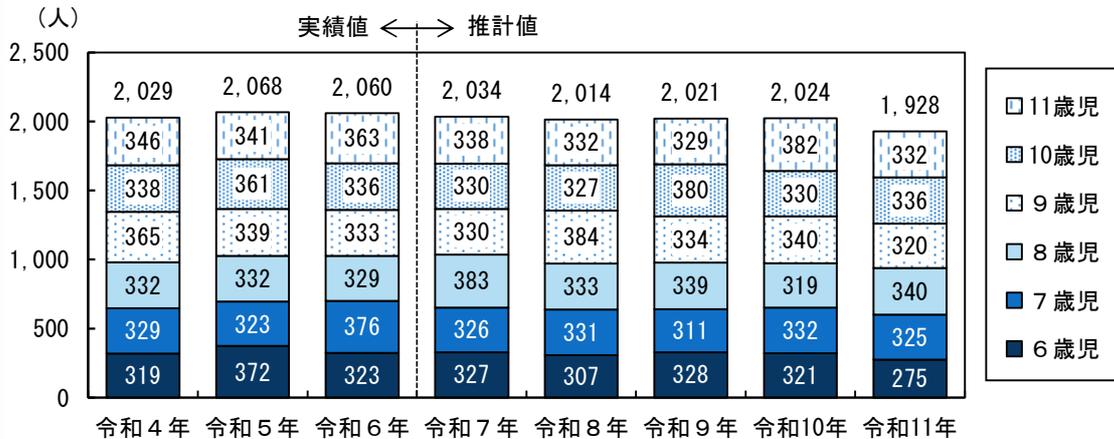
就学前児童（0～5歳児）の人口推計をみると、今後も減少傾向で推移し、令和11年には、令和6年の1,852人から137人減少し1,715人になると予測されます。



資料：実績値…加東市（各年4月1日時点）  
推計値…実績値を基にコーホート変化率法による推計

### (2) 就学児童の人口推計

就学児童（6～11歳児）の人口推計をみると、増減を繰り返しながら微減で推移し、令和11年には、令和6年の2,060人から132人減少し1,928人になると予測されます。



資料：実績値…加東市（各年4月1日時点）  
推計値…実績値を基にコーホート変化率法による推計

### 3 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

#### (1) 子どものための教育・保育給付

平成27年度にスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育については、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

また、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付区分	給付内容	給付事業
施設型給付	市が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、「私立幼稚園」においては、施設型給付を受けずに、従来の私学助成を受けて、現行どおり運営するケース（確認を受けない幼稚園）もあります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・認可保育所</li> <li>・認定こども園</li> </ul>
地域型保育給付	定員が19人以下の保育事業は、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業<sup>※47</sup></li> <li>・家庭的保育事業<sup>※48</sup></li> <li>・居宅訪問型保育事業<sup>※49</sup></li> <li>・事業所内保育事業<sup>※50</sup></li> </ul>

#### (2) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっており、認定は次の1～3号の区分で行います。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望する就学前の子ども（保育の必要性なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・認定こども園（教育利用）</li> </ul>
2号認定	満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育を希望する就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園（保育利用）</li> </ul>
3号認定	満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育を希望する就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園（保育利用）</li> <li>・小規模保育</li> </ul>

※47 小規模保育事業とは、比較的小規模（定員規模6人以上19人以下）で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行う事業のこと。

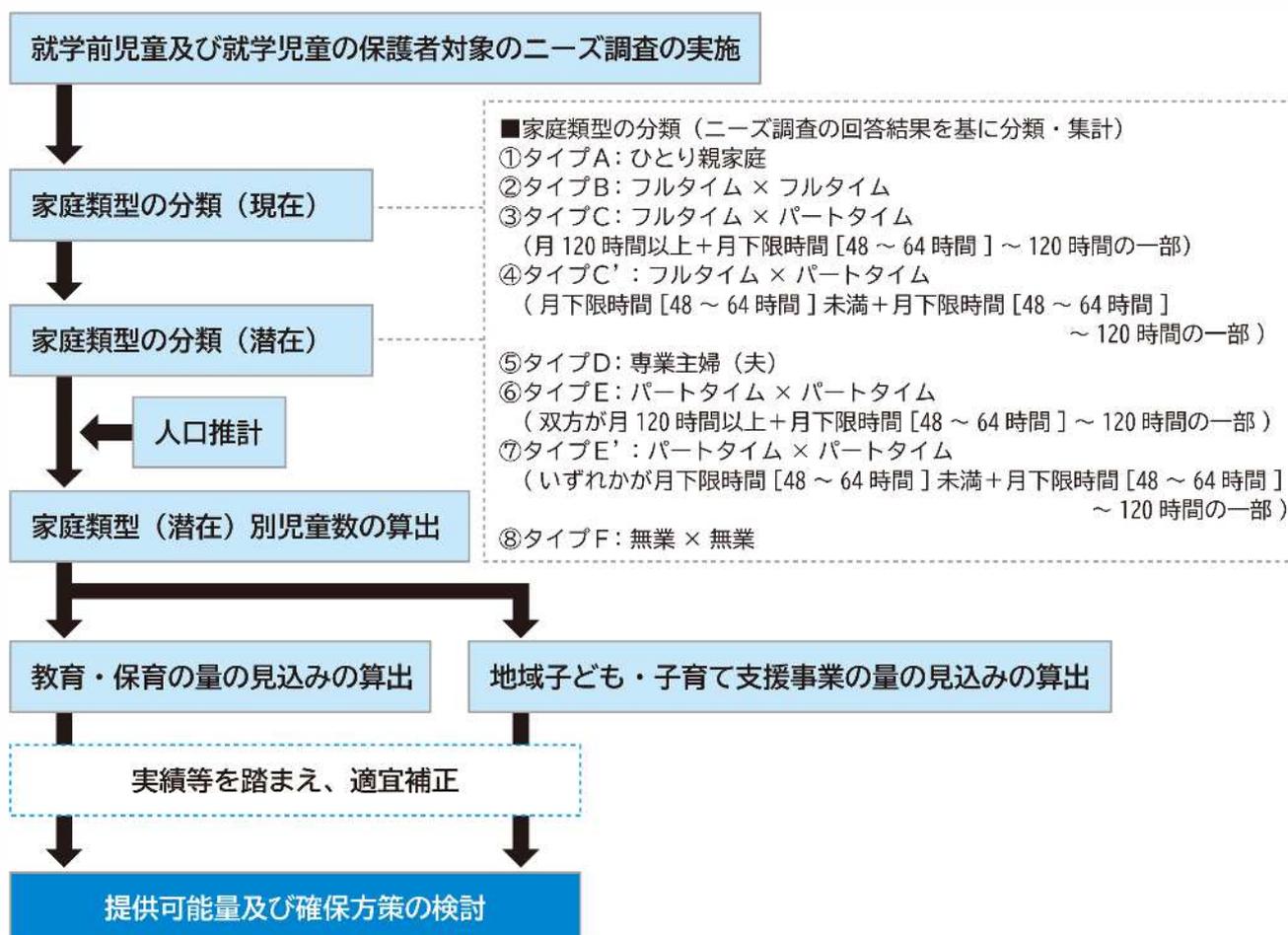
※48 家庭的保育事業とは、比較的小規模（定員規模1人以上5人以下）で家庭的な雰囲気の下、きめ細かな保育を行う事業のこと。

※49 居宅訪問型保育事業とは、障害や疾患などで個別のケアが必要な場合等に、その子どもの自宅で1対1を基本に保育を行う事業のこと。

※50 事業所内保育事業とは、事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に開設した保育所に、地域の保育を必要とする子どもの保育（地域枠）を設けて実施する事業のこと。

### (3) 量の見込みの算出手順

教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。



## (4) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

家庭類型	説明	現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	7.0%	7.0%
タイプB	フルタイム×フルタイム	42.7%	46.6%
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48~64時間]~120時間の一部)	32.6%	28.2%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(月下限時間[48~64時間]未満+月下限時間[48~64時間]~120時間の一部)	0.2%	1.6%
タイプD	専業主婦(夫)	16.8%	14.5%
タイプE	パートタイム×パートタイム(双方が月120時間以上+月下限時間[48~64時間]~120時間の一部)	0.2%	0.2%
タイプE'	パートタイム×パートタイム(いずれかが月下限時間[48~64時間]未満+月下限時間[48~64時間]~120時間の一部)	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.5%	1.9%

そして、令和7年度～令和11年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

家庭類型	潜在割合	推計児童数（0～5歳）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
タイプA	7.0%	127人	125人	122人	120人	120人
タイプB	46.6%	845人	835人	815人	797人	800人
タイプC	28.2%	511人	505人	493人	482人	484人
タイプC'	1.6%	30人	29人	29人	28人	28人
タイプD	14.5%	262人	259人	253人	247人	248人
タイプE	0.2%	4人	4人	4人	4人	4人
タイプE'	0.0%	0人	0人	0人	0人	0人
タイプF	1.9%	34人	33人	33人	32人	32人
合計	100.0%	1,813人	1,792人	1,748人	1,710人	1,715人

※タイプ別の推計児童数については、推計児童数の合計を潜在割合に掛け合わせて算出しているため（整数ではなくなる）、整数で表示をすると、タイプ別の推計児童数の合計と推計児童数の合計が合わない場合があります。

## 4 教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策

### (1) 幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）

幼稚園は、幼児の心身の発達を助長することを目的として、集団行動を通して日常生活習慣を養うための教育を行う施設です。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特徴を合わせ持つ、教育と保育を一体的に行う施設です。

#### 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	206	191	183	174	168	170
1号認定	175	159	153	145	140	142
2号認定	31	32	30	29	28	28
②確保の内容	206	191	183	174	168	170
特定教育・保育施設	138	151	143	134	128	130
新制度に移行しない幼稚園	68	40	40	40	40	40
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

#### 量の確保方策

現状では、全体的なニーズに対する供給量は満たしています。

## (2) 保育所及び認定こども園（保育所部分）

保護者の就労や親族の介護など、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,152	1,113	1,094	1,059	1,031	1,038
2号認定	773	779	753	714	689	698
3号認定	379	334	341	345	342	340
0歳	26	29	29	29	29	28
1歳	149	136	140	138	137	137
2歳	204	169	172	178	176	175
②確保の内容	1,152	1,113	1,094	1,059	1,031	1,038
特定教育・保育施設	1,132	1,095	1,038	1,003	975	982
2号認定	773	779	753	714	689	698
3号認定	359	316	285	289	286	284
認可外保育施設等	20	18	56	56	56	56
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

定員の拡大と弾力運用を行い、提供体制を整えます。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

### (1) 地域子育て支援拠点事業

児童館や保育所など、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流（ひろば活動）や育児相談、情報提供等を実施し、地域の子育て家庭を支援する事業です。

#### 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	62,890	39,637	40,202	40,391	40,108	39,778
②確保の内容	62,890	39,637	40,202	40,391	40,108	39,778
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

#### 確保の方策

4拠点（社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館（きらら）、東条鯉こいランド、兵庫教育大学子育て支援ルーム「かとう GENKi」）において実施します。利用者のニーズに合わせたきめ細やかな支援を提供します。

### (2) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、又は妊娠している人などが地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子ども又はその保護者の身近な場所で相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

#### 量の見込みと確保の内容

(単位：か所)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	4	4	4	4	4
基本型	2	3	3	3	3	3
特定型	0	0	0	0	0	0
母子保健型	1	-	-	-	-	-
こども家庭センター型	-	1	1	1	1	1
②確保の内容	3	4	4	4	4	4
基本型	2	3	3	3	3	3
特定型	0	0	0	0	0	0
母子保健型	1	-	-	-	-	-
こども家庭センター型	-	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

#### 確保の方策

社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館（きらら）、東条鯉こいランドにおいて「基本型」、子育てスマイルセンターにおいて「こども家庭センター型」を実施します。

### (3) 一時預かり事業

#### ① 幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）在園児を対象とした預かり保育

通常の教育時間の前後や長期休暇期間中などに、保護者の要請に応じて、希望者を対象に実施する事業です。

##### 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,270	3,906	3,773	3,580	3,452	3,500
②確保の内容	3,270	3,906	3,773	3,580	3,452	3,500
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

##### 確保の方策

預かり保育を希望する在園児を対象に、在園する園にて一時預かり事業を実施します。

#### ② 保育所等における一時預かり保育

在園児以外のこどもについて、保護者の就労や疾病時、育児疲れ解消などの理由で家庭での保育が困難な場合に、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

##### 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	578	692	684	667	652	654
②確保の内容	578	692	684	667	652	654
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

##### 確保の方策

保育所及び認定こども園の協力のもと、提供体制を確保します。

## (4) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の概ね生後6か月から小学校6年生までの児童で、集団保育が困難及び保護者の就労などの理由で保護者が保育できないときに、こどもを一時的に預かり、保護者に代わって看護師・保育士等が看護・保育する事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	232	338	334	326	319	320
②確保の内容	232	338	334	326	319	320
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

加東市民病院敷地内の加東市病児病後児保育施設「かとっこ」において実施します。

## (5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、ファミリー・サポート・センター（アドバイザー）が仲介して、会員同士がお互いに支えあいながら、育児の相互援助活動を地域において行う事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	168	181	194	208	224	241
②確保の内容	168	181	194	208	224	241
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

市において支援員（アドバイザー）を配置し、実施します。

援助を受けたい人の依頼に、より迅速・確実に応えることができる体制を確保します。

講習会の充実により、より良いサポート活動を実施します。

## (6) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、必要に応じて通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	421	421	416	406	397	399
②確保の内容	421	421	416	406	397	399
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

保護者の就労状況等、各家庭の状況に合わせた利用ができるよう、すべての保育所及び認定こども園で実施します。

## (7) 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）

保護者の就労などの事由により、放課後等に保育を受けられない児童に対し、遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	410	451	432	435	435	417
1年生	163	113	106	113	111	95
2年生	99	113	114	108	115	112
3年生	83	132	115	117	110	118
4年生	48	31	36	31	32	30
5年生	13	31	30	35	31	31
6年生	4	31	31	31	36	31
②確保の内容	410	451	432	435	435	417
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

令和7年度から令和9年度までは4か所で、令和10年度以降は3か所で実施します。また、多様な児童を適切に保育できるよう、アフタースクール支援員の資質向上を図ります。

## (8) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の異常を早期に発見し、早期治療につなげることで、母体の健康管理及び胎児の健全な発育を促すことを目的として健康診査を行う事業です。医療機関で実施される妊婦健診にかかる費用の一部を助成します。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	502	499	493	490	488	481
②確保の内容	502	499	493	490	488	481
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

安心して妊娠期が過ごせるよう、妊婦健診の受診率100%を目指し、事業の周知を行い、提供体制を整えます。

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談、子育て情報の提供などを行う事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	272	277	274	272	271	267
②確保の内容	272	277	274	272	271	267
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

子育てをしていく保護者が孤立し不安に陥らずに安心して子育てができるよう、全戸訪問に努め、必要な支援や助言を行います。

## (10) 養育支援訪問事業

こどもの養育について支援が必要な家庭などに、保健師や子ども家庭支援員等による訪問支援を実施し、安定した養育支援を行う事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	113	100	100	100	100	100
②確保の内容	113	100	100	100	100	100
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

乳児家庭全戸訪問事業において、養育支援が必要と思われる家庭を早期に発見し、適切なタイミングで支援できるように努めます。

## (11) 子育て短期支援事業（短期入所生活支援事業）

保護者が病気や冠婚葬祭などの事由により、家庭でこどもを一時的に養育することができなくなった場合に、児童養護施設や里親で養育する事業です。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	5	5	5	5	5
②確保の内容	3	5	5	5	5	5
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

指定している施設と連携しながら、提供体制を確保します。

## (12) 子育て世帯訪問支援事業

家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等を支援する事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられました。

### 量の見込みと確保の内容

（単位：人日）

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	40	42	44	46	48
②確保の内容	—	40	42	44	46	48
差（②－①）	—	0	0	0	0	0

### 確保の方策

対象世帯の拡大に伴い、新規委託先を開拓します。

## (13) 児童育成支援拠点事業

児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とし、養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談などを行う事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられました。

### 量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	—	—	34	33	33
②確保の内容	—	—	—	34	33	33
差（②－①）	—	—	—	0	0	0

### 確保の方策

事業実施に向けて検討します。

## (14) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等に対して、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況などに応じた支援を行う事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられました。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	10	10	10	10	10
②確保の内容	—	10	10	10	10	10
差(②-①)	—	0	0	0	0	0

### 確保の方策

MY TREEペアレンツ・プログラム<sup>※51</sup>の参加者の確保に努めるとともに、事業を継続しながら、こどもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭を支援します。

## (15) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とし、出産後の母親に対して心身のケアや育児のサポートなどを行う事業です。

この事業は、母子保健法の一部を改正する法律（令和3年4月施行）により、母子保健法上に位置づけられていましたが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和7年4月施行）により、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	112.2	128.7	145.2	161.7	178.2	194.7
②確保の内容	112.2	128.7	145.2	161.7	178.2	194.7
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

利用できる事業所との連携に努め、産後ケアを必要とする方への周知を丁寧に行います。

<sup>※51</sup> MY TREEペアレンツ・プログラムとは、こどもを傷つけてしまう親自身が自分を大切に、本来持っている自分の力を発揮できるように回復を促すことを目的としたプログラムのこと。

## (16) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ることを目的とし、妊婦のための支援給付と併せて、情報提供や相談などの支援を行う事業です。

この事業は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和7年4月施行）により、「妊婦のための支援給付」は子ども・子育て支援法に位置づけられ、「妊婦等包括相談支援事業」は児童福祉法に位置づけられました。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：回)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	960	868	838	808	778	748
②確保の内容	960	868	838	808	778	748
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

妊娠期から事業の周知を行い、面接する専門職のスキルの維持・向上を行います。

## (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子育て家庭における孤立感や不安感を軽減し、すべてのこどもの育ちを応援することを目的とし、保護者の就労状況に関係なく、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等に通っていない3歳未満のこどもを預けることや保育士などに育児相談ができる事業です。

この事業は、改正児童福祉法（令和6年4月施行）により位置づけられていますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和8年4月施行）において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」として位置づけられます。

### 量の見込みと確保の内容

(単位：人日)

	実績値	計画値				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	-	-	9	9	27	26
0歳児	-	-	4	4	12	11
1歳児	-	-	3	3	9	9
2歳児	-	-	2	2	6	6
②確保の内容	-	-	9	9	27	26
0歳児	-	-	4	4	12	11
1歳児	-	-	3	3	9	9
2歳児	-	-	2	2	6	6
差(②-①)	-	-	0	0	0	0

### 確保の方策

すべてのこどもの育ちを応援するため、事業実施に向けて進めます。

## 6 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て支援新制度において国が定める施策の一つです。認定こども園は、幼稚園及び保育所の両方の良さを併せ持ち、保護者の就労状況に関わりなく利用できる施設であり、本市では、すべてのこどもに質の高い教育・保育を提供するため、認定こども園の普及に努めてきました。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、こどもの最善の利益を第一に考え、教育・保育の質を向上させることや地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設や保護者の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な体制の確保に努めます。

なお、令和8年度から実施する乳児等通園支援事業では、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

## 7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うよう努めます。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や運営状況の把握等については、認可権限や指導監督権限を持つ県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と連携しながら情報共有に努め、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

# 第6章

第1期加東市こども計画

## 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

こども施策は、行政だけで進められるものではなく、保護者や地域住民、事業者（企業）、学校・保育所等の多様な主体が連携・協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての方々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場とともに協力して課題の解決に取り組む「協働<sup>※52</sup>」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。

本計画に基づくこども施策については、地域の様々な活動主体との協働により、効果的に取り組むとともに、加東市社会福祉協議会などの関連団体やNPO<sup>※53</sup>、民間企業との協力関係を深め、こども・若者、子育て当事者に対する取組を支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、総合的に推進します。

### 2 計画の公表及び周知

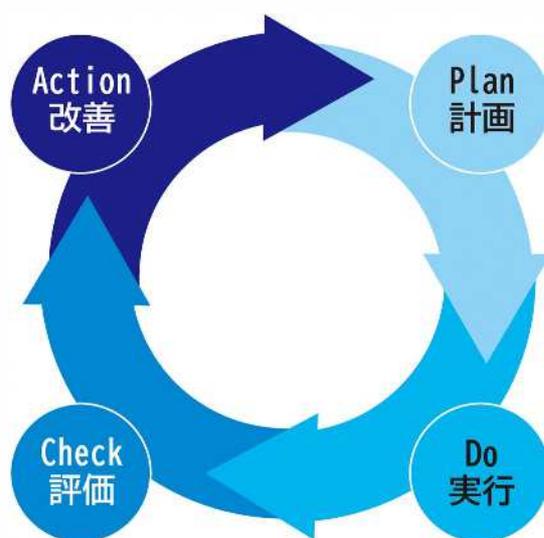
策定した計画を着実に推進し、設定した目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、広報紙やホームページ等をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や企業等と連携して、広く情報が行きわたるよう努めます。

### 3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援にかかる様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の実現に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につなげていく、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

本計画を着実に推進するため、行政、保護者、地域住民、事業者（企業）等が連携・協力しながら、具体的な施策の取組を進め、その進行管理を行うとともに、目標や指標の達成状況により基本理念の実現に向けた効果検証を行い、必要に応じて、施策の見直し・改善を行い、充実を図ります。



※52 協働とは、立場が異なる者が、一つの目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。

※53 NPOとは、Nonprofit Organizationの略で、民間非営利団体などと訳され、非営利で、自主的に公共的な活動を行う民間の組織、団体のこと。

# 資料編

第1 加東市子ども部

## 1 子ども・子育て会議条例

平成 25 年条例第 30 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、加東市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織等)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者

(4) 公募による市民

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長(その職務を代理する副会長を含む。)が定まっていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局こども未来部こども教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年加東市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

## 2 子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属	備考
子どもの保護者	神田 正	加東市連合PTA	任期：～令和6年5月24日
	西角 昌記		任期：令和6年5月25日～
	橋本 裕介	加東市保育所保護者連合会	任期：～令和6年2月29日
	岩井 浩二		任期：令和6年3月1日～
	本山 早苗	加東市児童館子育てグループ	任期：～令和6年2月29日
	富森 彩佳		任期：令和6年3月1日～
子ども・子育て支援に関する事業従事者	○ 前田 潤子	加東市保育協会	任期：令和6年3月1日～
	柴崎 謙介	加東市小学校長会	任期：～令和6年3月31日
	大畑 賢志		任期：令和6年4月1日～
子ども・子育て支援に関する識見者	津田 雅世	一般社団法人小野市・加東市医師会	任期：令和6年3月1日～
	◎ 飯野 祐樹	国立大学法人兵庫教育大学	任期：令和6年3月1日～
	井上 益子	加東市連合婦人会	任期：～令和6年2月29日
	山本 貞江		任期：令和6年3月1日～
	楯本 俊也	社会福祉法人加東市社会福祉協議会	任期：令和6年3月1日～
	福原 かをる	加東市商工会女性部	任期：～令和6年2月29日
	黒崎 和子		任期：令和6年3月1日～
	中村 千恵子	加東市主任児童委員	任期：令和6年3月1日～
	服部 公一	加東市区長会	任期：～令和6年3月31日
	小林 二城		任期：令和6年4月1日～
公募による市民	橋本 一	一般公募	任期：～令和6年2月29日
	坂口 裕美		任期：令和6年3月1日～

◎：会長 ○：副会長

### 3 策定の経緯

月 日	内 容
令和5年8月3日	令和5年度第1回加東市子ども・子育て会議の開催
令和5年12月25日	令和5年度第2回加東市子ども・子育て会議の開催
令和6年1月29日 ～令和6年2月22日	加東市子ども・子育てに関するアンケート調査の実施
令和6年2月8日	令和5年度第3回加東市子ども・子育て会議の開催
令和6年3月8日 ～令和6年3月29日	加東市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査の実施
令和6年6月27日	令和6年度第1回加東市子ども・子育て会議の開催
令和6年9月3日	令和6年度第2回加東市子ども・子育て会議の開催
令和6年11月11日	令和6年度第3回加東市子ども・子育て会議の開催
令和6年12月4日	総務文教常任委員会（議会）の開催
令和6年12月26日 ～令和7年1月24日	パブリックコメントの実施
令和7年1月6日 ～令和7年1月31日	こどもからの意見募集
令和7年2月20日	令和6年度第4回加東市子ども・子育て会議の開催
令和7年3月31日	第1期加東市こども計画を策定

## 4 部署別取組一覧

### 秘書広報課

取組 No	取組名	掲載頁
3-29	S N S等を活用した子育て情報の提供	P69

## まちづくり政策部

### 企画政策課

取組 No	取組名	掲載頁
3-29	S N S等を活用した子育て情報の提供	P69

### まちづくり創造課

取組 No	取組名	掲載頁
1-40	魅力ある働く場の創出	P56
1-41	にぎわいあふれるまちの拠点づくりの推進	P56

## 総務財政部

### 防災課

取組 No	取組名	掲載頁
4-41	交通安全施設の整備	P82
4-42	交通安全教室の実施	P82
4-44	防犯に関する情報提供	P82
4-45	防犯灯・防犯カメラの設置	P82

## 市民協働部

### 保険医療課

取組 No	取組名	掲載頁
1-34	母子家庭等医療費の助成	P55
3-40	重度障害者（児）医療費の助成	P71
3-41	乳幼児等・こども医療費の助成	P71
3-42	未熟児養育医療給付の実施	P71

### 生活環境課

取組 No	取組名	掲載頁
4-39	廃棄物の適正処理の推進	P82
4-40	良好な生活環境の維持	P82

## 人権協働課

取組 No	取組名	掲載頁
3-32	育児休業等の定着・取得促進	P69
3-33	平等な職場環境の確立に向けた啓発	P69
3-34 3-38	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	P70 P70
3-35 3-39	多様な働き方の啓発	P70 P70
3-36	男女共同参画セミナー等の開催	P70

## 健康福祉部

### 福祉総務課

取組 No	取組名	掲載頁
1-29	養育支援訪問事業の実施	P54
1-32 3-53	自立支援教育訓練給付金等の支給	P55 P73
1-33 3-28 3-54	母子父子自立支援員による相談	P55 P69 P73
1-35 3-48	各種手当の支給	P55 P72
2-25 4-25	活動拠点づくりと見守り活動の推進	P63 P79
2-26 4-26	関係団体との連携強化	P63 P79
3-08	子育て短期支援事業の実施	P66
3-09	子育て世帯訪問支援事業の実施	P66
3-21	情報提供・相談体制づくり	P68
3-22 3-55	子育てスマイルセンター（こども家庭センター）の機能強化	P68 P73
3-43	子育て世帯スマイル交付金の支給	P71
4-01	DV（ドメスティック・バイオレンス）防止教育の推進	P76
4-02	虐待に対する支援体制の強化	P76
4-03	家庭への虐待防止の意識啓発	P76
4-04	子育てに関する相談窓口の啓発	P76

### 社会福祉課

取組 No	取組名	掲載頁
1-35 3-48	各種手当の支給	P55 P72
4-07	障害福祉サービスの充実	P77
4-08	地域生活支援事業の充実	P77
4-09	補装具費の給付・借受等の費用助成	P77
4-10	障害のある家庭への経済的支援	P77

取組 No	取組名	掲載頁
4-11	障害のある人の相談支援	P77

## 健康課（保健センター）

取組 No	取組名	掲載頁
2-01	生活習慣の確立	P59
2-10		P60
2-02	各種乳幼児健診・育児教室の実施	P59
2-03	こどもの健康に関する啓発	P59
2-07	母子・父子健康手帳の交付	P60
3-37		P70
2-08	各種健康診査費等の助成	P60
3-49		P72
2-09	乳児家庭全戸訪問事業の実施	P60
3-10	妊娠・出産・子育てすこやか事業の実施	P66
3-50		P72
3-11	子育て見守り支援事業の実施	P66
3-51		P72
3-12	産後ケア費用助成事業の実施	P66
3-52		P72
3-22	子育てスマイルセンター（こども家庭センター）の機能強化	P68
3-55		P73
3-23	産後うつ病の予防	P68
3-24	発達段階に応じた相談・教室の実施	P68
4-03	家庭への虐待防止の意識啓発	P76
4-04	子育てに関する相談窓口の啓発	P76
4-12	特に支援が必要なこども・家庭への支援	P77
4-37	かかりつけ医の普及啓発	P81
4-38	医療の整備及び啓発	P81

## 社会福祉協議会

取組 No	取組名	掲載頁
3-30	まちの子育てひろばの情報提供	P69
4-27		P80
4-20	子育てサロンの開設	P79

## 産業振興部

### 商工観光課

取組 No	取組名	掲載頁
1-42	若者の自立に向けた就労支援	P56
3-32	育児休業等の定着・取得促進	P69
3-33	平等な職場環境の確立に向けた啓発	P69

取組 No	取組名	掲載頁
3-34 3-38	ワーク・ライフ・バランスの意識啓発	P70 P70
3-35 3-39	多様な働き方の啓発	P70 P70

## 都市整備部

### 都市政策課

取組 No	取組名	掲載頁
1-43	働く世代・新婚世帯の住宅取得支援	P56

### 土木課

取組 No	取組名	掲載頁
4-34	計画的な公園遊具の整備等	P81
4-35	美しい遊び場環境の提供及び公園の整備	P81

## 教育振興部

### 教育総務課

取組 No	取組名	掲載頁
1-12	学校教育施設や設備の整備・充実	P52
1-22 1-36 3-44	就学援助・特別支援教育就学奨励費の助成	P53 P55 P71
1-23 1-37 3-45	奨学金給付制度の実施	P53 P55 P71
1-30 1-39 3-47	小中学校給食費の無償化	P54 P56 P72
4-13	特別支援教育支援員配置事業の実施	P77
4-46	学校・保育所等の安全対策の推進	P83

### 学校給食センター

取組 No	取組名	掲載頁
2-04 2-11	学校給食を活用した食育指導	P59 P60
2-05 2-12	「かとう和食の日」の啓発	P59 P60

## 生涯学習課

取組 No	取組名	掲載頁
1-31 2-22 4-22 4-36	ひょうご放課後プラン（地域子ども教室）の推進	P55 P62 P79 P81
2-20	小学生チャレンジスクールの実施	P62
2-21 4-24	スポーツ活動を通じた地域の交流促進	P62 P79
3-56	社会教育団体の活動支援	P73

## 中央図書館

取組 No	取組名	掲載頁
2-23	こどもの読書活動の推進	P62
2-24	こどもの読書環境の整備・充実	P63

## こども未来部

### 小中一貫教育推進室

取組 No	取組名	掲載頁
1-11	ふるさと学習「かとう学」の推進	P51
1-17	小中一貫教育の推進	P52

### 学校教育課

取組 No	取組名	掲載頁
1-01 3-05	小学校・保育所等の連携強化	P50 P65
1-05	生命と心を大切にす教育の推進	P50
1-06 1-18 1-20 1-26	キャリア教育の充実	P51 P52 P53 P54
1-07	I C T教育の充実	P51
1-08 1-21 2-18	発達段階に応じた体験活動の充実	P51 P53 P62
1-09	道徳教育の充実	P51
1-10	小・中・義務教育学校における人権教育の推進	P51
1-13	学習支援等に係る人材派遣の充実	P52
1-14 2-19 4-29 4-33	生徒のスポーツ・文化芸術活動の充実	P52 P62 P80 P80
1-15 1-27 4-17	スクールカウンセラーの配置	P52 P54 P78

取組 No	取組名	掲載頁
1-16 1-28 4-18	不登校児童生徒への支援	P52 P54 P78
1-24 2-27 4-30	地域における学習機会の確保	P54 P63 P80
2-14 4-23	学校運営協議会の設置	P61 P79
2-15 4-47	こどもの情報モラルの醸成	P61 P83
2-16 4-48	喫煙・飲酒・薬物の害に関する正しい知識の普及	P61 P83
2-17 4-49	青少年の健全育成活動の推進	P61 P83
3-31	保護者との連携体制づくり	P69
4-05	学校・保育所等における見守り	P76
4-43 4-50	防犯対策の推進	P82 P83

### 青少年センター

取組 No	取組名	掲載頁
1-05	生命と心を大切にする教育の推進	P50
1-16 1-28 4-18	不登校児童生徒への支援	P52 P54 P78
2-15 4-47	こどもの情報モラルの醸成	P61 P83
2-16 4-48	喫煙・飲酒・薬物の害に関する正しい知識の普及	P61 P83
2-17 4-49	青少年の健全育成活動の推進	P61 P83
4-05	学校・保育所等における見守り	P76
4-43 4-50	防犯対策の推進	P82 P83

### 発達サポートセンター

取組 No	取組名	掲載頁
3-25	発達相談等の充実	P68
3-26 4-19	こども巡回相談の実施	P68 P78
4-14	発達障害等の啓発	P78
4-15	支援体制の充実	P78
4-16	サポートファイルの活用の推進	P78

### こども教育課

取組 No	取組名	掲載頁
1-01 3-05	小学校・保育所等の連携強化	P50 P65

取組 No	取組名	掲載頁
1-02 3-06	就学前教育・保育の充実	P50 P65
1-03 3-07	保育士・保育教諭等の資質向上及び適正配置	P50 P66
1-04	幼児期における人権教育の推進	P50
1-19	乳幼児にふれあう機会づくりの充実	P53
1-25 1-38 3-46	幼児教育・保育の一部無償化	P54 P56 P72
2-06 2-13	食に関する意識啓発	P59 P61
3-01	公立認定こども園の施設整備	P65
3-02	私立保育所等の施設整備	P65
3-03	保育の受け皿の確保	P65
3-04	認定こども園化の推進	P65
3-13	子育て家庭を応援する新たな保育サービスの提供	P66
3-14	放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の実施	P67
3-15	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の実施	P67
3-16	延長保育事業の実施	P67
3-17	一時預かり事業の実施	P67
3-18	休日保育事業の実施	P67
3-19	病児・病後児保育事業の実施	P67
3-20	地域子育て支援拠点の充実	P67
3-21	情報提供・相談体制づくり	P68
3-27	利用者支援事業の実施	P68
3-29	SNS等を活用した子育て情報の提供	P69
3-57	子育て支援講座の開催	P73
3-58 4-28	学ぶ場や交流する場の提供	P73 P80
4-05	学校・保育所等における見守り	P76
4-21	親子活動の推進	P79
4-31	子育てサークル活動の支援	P80
4-32	子育てボランティア・子育てサポーターの育成	P80
4-46	学校・保育所等の安全対策の推進	P83

## 加東市民病院

取組 No	取組名	掲載頁
4-06	病院における見守り	P77
4-38	医療の整備及び啓発	P81

## 第1期加東市こども計画

発行月 令和7年3月

改定月 令和8年1月

発行 加東市

編集 加東市こども未来部 こども教育課  
〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地

TEL : 0795-43-0546 (直通)

FAX : 0795-43-0559

URL : <https://www.city.kato.lg.jp/>